

資料 1

資 料 集

第1回救急医療検討委員会

平成17年7月20日

資 料 集 目 次

救急医療体制整備の経過	1
横浜市の救急医療体系図	3
横浜市の小児救急医療体系図	4
救急医療施設の配置状況	5
「横浜市救急医療懇談会」報告書（要約）	6
統計資料項目	7
小児救急医療アンケート調査結果概要	39
平成17年度予算概要（抜粋）	41
休日急患診療所運営費補助金交付要綱	45
夜間急病センター運営費補助金交付要綱	50
横浜市病院群輪番制運営費補助金要綱	55
横浜市母児二次救急システム実施要綱	62
三次救急医療施設運営費補助金交付要綱	67
救急医療機関助成金交付要綱	71
小児救急拠点病院補助金交付要綱	74
救急医療センター医師等報酬積算表	76

1 救急医療体制整備の経過

(1) 休日の初期救急医療体制（休日急患診療所）

昭和40年代には、国民皆保険制度の普及から、市民の間にも早期受診、早期治療が定着してきましたが、横浜市においては、急速なベッドタウン化により人口が急増し、医療機関の不足が生じました。

また、休日や夜間の診療を休止する医療機関が増えたため、救急患者のたらい回しや時間外診療の拒否などが問題化しました。

このような課題に対応するため、横浜市は市医師会の協力を得て、休日急患診療所の整備に着手しました。

昭和46年の西区休日急患診療所の開設から昭和56年の鶴見区休日急患診療所まで、10年をかけて全区に1か所、休日・年末年始に内科・小児科の診療を行う体制を整備しました。

その後、分区にあわせて順次整備を行い、平成7年には全18区に整備を完了しました。

○ 休日急患診療所（休日及び年末年始の昼間、内科・小児科を診療）

昭和46年 西区休日急患診療所開設

昭和56年 鶴見区休日急患診療所開設（全14区整備・当時）

昭和63年 泉区・栄区休日急患診療所開設

平成7年 青葉区・都筑区休日急患診療所開設（全18区整備）

(2) 休日・夜間の二次救急医療体制及び夜間の初期救急医療体制

休日・夜間の「二次救急医療体制」及び夜間の「初期救急医療体制」の整備について、横浜市は昭和48年度に、学識経験者、大学、自治体病院、私立病院、市医師会、行政からなる「横浜市医師会夜間等救急医療対策推進協議会」に諮問を行いました。

その結果を受けて、二次救急医療体制については、昭和50年に国の制度に先駆けて、市内の参加病院が持ち回りにより、夜間に当番病院（診療応需病院）となる「夜間病院群輪番制」をスタートさせました。さらに、昭和54年には「休日病院群輪番制」も整備しました。

また、夜間の初期救急医療については、昭和56年に「横浜市救急医療センター」を整備し、365日毎夜間、内科・小児科（20時～翌6時）、耳鼻咽喉科・眼科（20時～24時）の診療を行うとともに、24時間365日救急医療情報を提供する体制が整いました。

しかし、開設以来の年月の経過にともない、小児科を中心とする救急医療需要が増大してきたため、平成9年に「北部夜間急病センター」を、平成12年に「南西部夜間急病センター」を整備しました。

* 「初期救急医療」

外来診療により比較的軽症の救急患者に対応する医療

* 「二次救急医療」

入院治療や手術等が必要な中等症、重症の救急患者に対応する医療

○ 病院群輪番制（休日・夜間の二次救急医療体制）

昭和50年 夜間病院群輪番制整備

昭和54年 休日病院群輪番制整備

（市内を3ブロックに分け、それぞれのブロックで当番病院が
内科、小児科、外科、心疾患に対応）

平成10年 心疾患を市内1ブロック体制に変更

○ 救急医療センター（365日毎夜間、初期救急医療に対応）

昭和56年 横浜市救急医療センター整備

小児科、内科 20時～翌6時

耳鼻科、眼科 20時～24時

救急医療情報の提供 24時間 365日

○ 夜間急病センター（365日毎夜間、初期救急医療に対応）

平成9年 北部夜間急病センター整備

小児科、内科 20時～24時

平成12年 南西部夜間急病センター整備

小児科、内科 20時～24時

（3）母児二次救急システム

晩婚化による高齢出産の増加などを背景とする、異常出産、低出生体重児（極小未熟児）等のハイリスクの妊産婦、胎児、新生児の救急医療に対応するため、平成10年に産婦人科診療所等と二次救急病院の連携を強化するとともに、二次救急病院の機能強化を図るため「母児二次救急システム」を整備しました。

○ 母児二次救急システム

平成10年 母児二次救急システム整備

ハイリスクの妊産婦、胎児、新生児の救急患者について産婦人科診療所等と二次救急病院の情報共有や円滑な受入れを図る。

（4）小児救急拠点病院の整備

近年の少子化、核家族化や女性の社会進出の進展などによる社会的構造の変化を背景に、増大する小児救急医療ニーズに対応するため、平成13年度から、24時間365日小児科専門医を確保している「小児救急拠点病院」を整備しました。「小児救急拠点病院」は、小児科病院群輪番制と連携を図りながら、小児二次救急医療に対応しています。

○ 小児救急拠点病院

平成13年度 市立市民病院、横浜労災病院

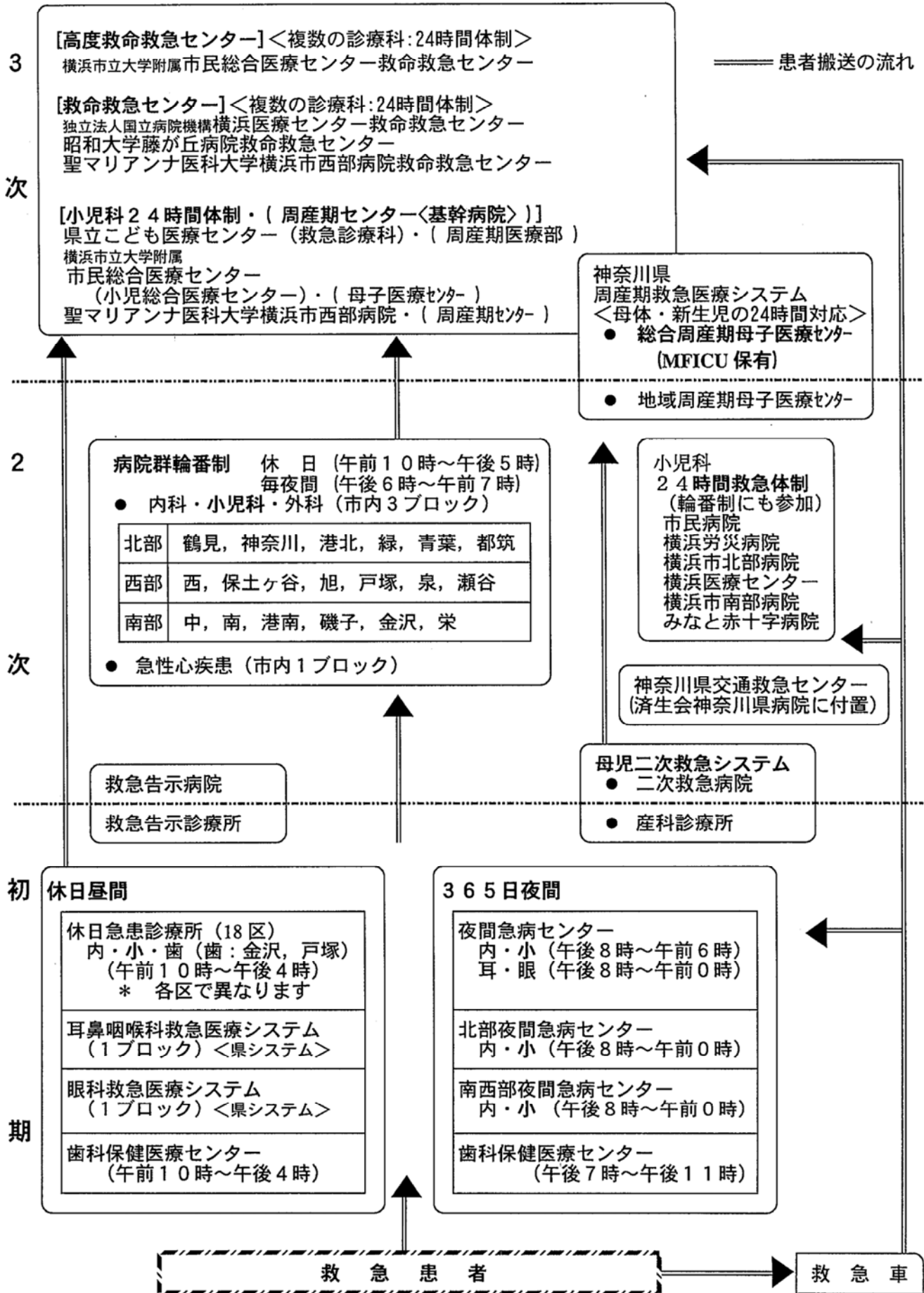
平成14年度 北部病院

平成16年度 南部病院

平成17年度 市立みなと赤十字病院、横浜医療センター（旧国立横浜病院）

＜横浜市の救急医療体系図＞

H17.4.1



初期救急医療施設 外来診療によって救急患者の医療を行う施設
各区の休日急患診療所、市内3か所の夜間急病センターなど

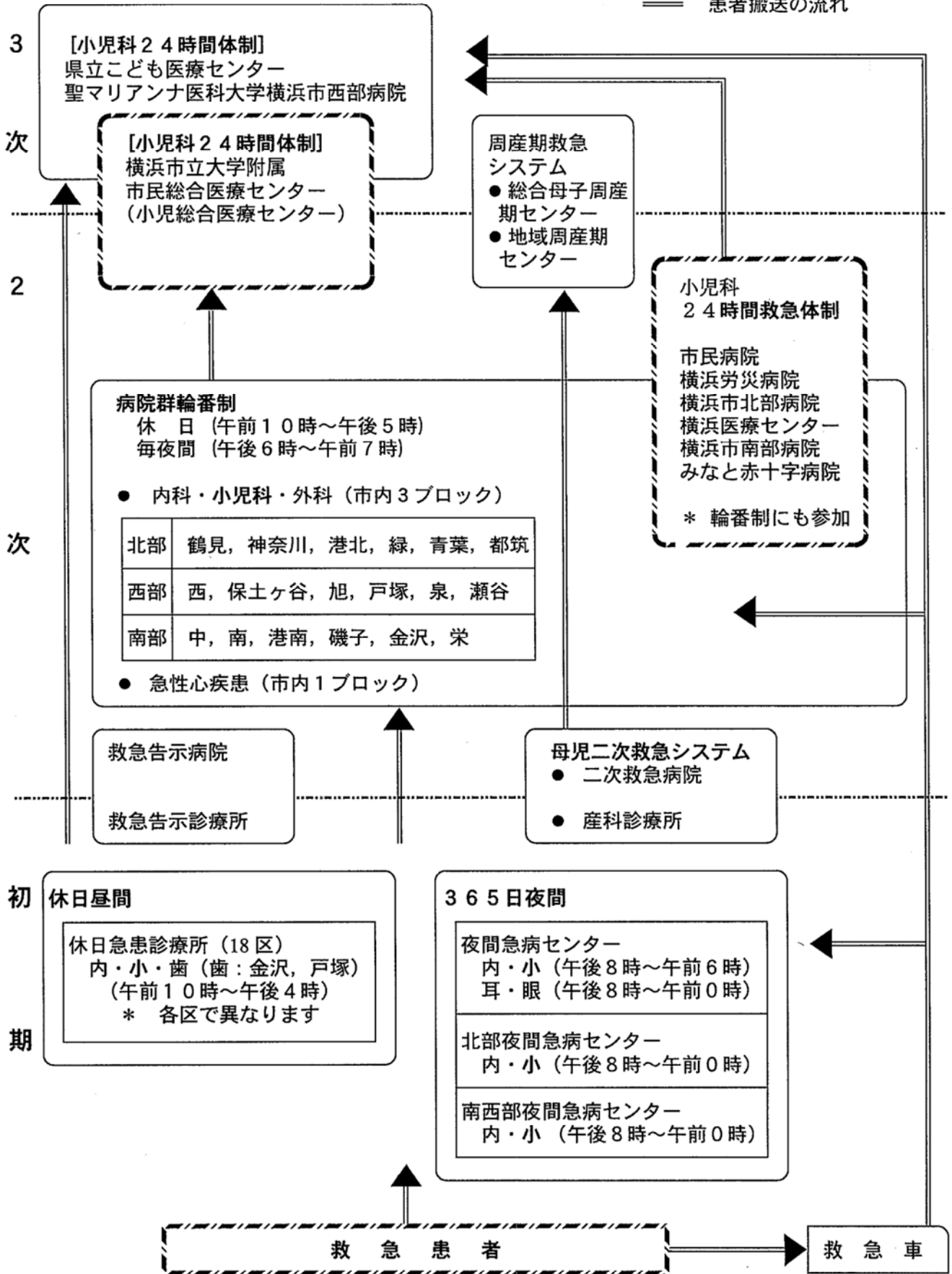
二次救急医療施設 入院治療を必要とする重症救急患者の医療を行う施設(主に病院)
病院群輪番制、救急告示病院及び救急告示診療所

三次救急医療施設 二次救急医療施設では対応出来ない重篤な救急患者に対し、高度な医療を総合的に提供する医療施設
市内4か所の救命救急センター、3か所の周産期センター

＜横浜市の小児救急医療体系図＞

H17.4.1

— 患者搬送の流れ



初期救急医療施設 外来診療によって救急患者の医療を行う施設

二次救急医療施設 各区の休日急患診療所、市内3か所の夜間急病センターなど入院治療を必要とする重症救急患者の医療を行う施設 (主に病院)

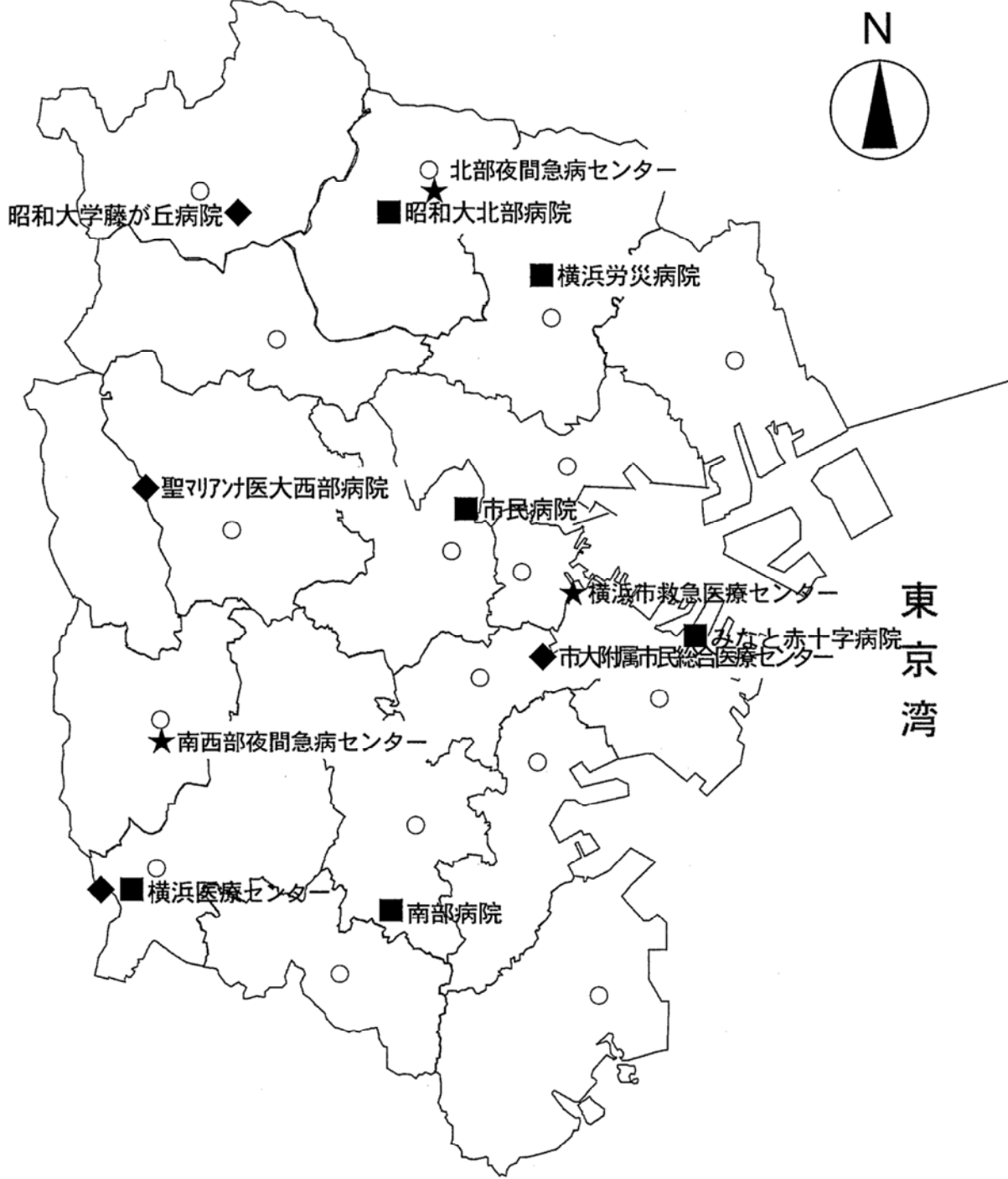
三次救急医療施設 病院群輪番制、救急告示病院及び救急告示診療所

二次救急医療施設では対応出来ない重篤な救急患者に対し、高度な医療を総合的に提供する医療施設

市内3か所の小児三次救急施設 (周産期センター)

救急医療施設の配置状況

平成17年度



初期対応

- 休日急患診療所 (各区1か所、計18箇所)
- ★ 夜間急病センター (市内3か所)
- 24時間体制の小児救急2次病院 (市内6か所)
- ◆ 救命救急センター (市内3か所)

○ 「横浜市救急医療懇談会」の報告（要約）

小児救急医療の課題

- ・ 少子化、核家族化、女性の社会進出等の影響に伴い休日・夜間の受診者が増加している。
- ・ 小児救急患者は準夜帯（～24時）に集中しており、深夜帯（24時～）は患者数が減るものの重症率が高くなる傾向がある。
- ・ 小児救急患者の9割以上は軽症者であるにもかかわらず、最初から二次救急医療施設（病院）を受診するケースが増加している。この背景には、子育て経験の乏しい保護者の育児不安があり、客観的には軽症であってもその判断がつかず、結果として病院への患者の集中を招いているものと思われる。
- ・ 救急医療に該当しないが、昼間、保護者が勤めているため子どもを受診させられないといった社会的要請から診療時間外の対応をせざるを得ない状況が増えていること。
- ・ 実働医師の不足から、小児科標榜医療機関あるいは病院の小児科勤務医が減少傾向にある。

小児救急医療の改善策（中期的な目標）

- ・ 小児救急医療体制を維持・拡充させるためには、初期・二次・三次の役割分担が的確に機能することが重要であること。
- ・ 初期救急の準夜帯は初期救急医療施設（開業医が中心）が担うこと。
- ・ 初期救急体制の充実については、市南部方面夜間急病センターの整備が必要であるが、そのためには、小児科専門医はもとより、小児科を診ることのできる内科医の協力について考慮すべきである。
- ・ 二次救急医療施設は、十分な機能を有する「拠点病院」が24時間体制または輪番により対応すること。
- ・ 深夜帯は「拠点病院」が初期救急医療も対応すること。
- ・ 行政は、市民への救急医療体制の周知や育児不安を軽減する基礎的知識の提供など、市民広報を徹底すること。
- ・ 行政は、不採算部門である小児救急体制維持のため、市民の理解を得た上で、必要経費を適切に負担すべきである。

「横浜市救急医療懇談会」報告書（平成16年3月23日）から抜粋した。

* 「横浜市救急医療懇談会」は平成13年11月3日に設置され、主に小児救急医療について検討を行った。

統計資料項目

I 横浜市の人口、横浜市及び全国の医療機関数、医師数の状況

横浜市の人口推移	9頁
医療圏別の人口推移（全人口、年少人口）	10
全国・横浜市の医療機関数の推移（病院、診療所）	11
全国・横浜市の小児科標榜医療機関数の推移（病院、診療所）	11
全国・横浜市の医師数及び小児科医師数の推移	12
全国・横浜市の医師及び小児科医の性別推移	13
全国・横浜市の医師及び小児科医の平均年齢推移	13

II 横浜市の救急医療の患者状況

救急医療施設の患者実績（初期、二次、三次）推移	14
救急医療施設の小児科患者実績（初期、二次、三次）推移	14
救急医療施設の患者実績（初期、二次）推移	15
救急医療施設の小児科患者実績（初期、二次）推移	16

III 救急医療施設（初期、二次）の準夜帯、深夜帯別患者状況

夜間急病センター（桜木町、北部、南西部）及び輪番制の準夜帯、深夜帯別の患者実績	17
夜間急病センター（桜木町、北部、南西部）及び輪番制の準夜帯、深夜帯別の小児科患者実績	18
病院群輪番制の準夜帯、深夜帯別の患者実績	19

IV 初期救急医療施設の患者状況

桜木町夜間急病センターの準夜帯、深夜帯別の患者実績及び入院・転送率	20
桜木町夜間急病センターの時間帯別患者実績	20
桜木町夜間急病センターの年齢別患者実績	21
桜木町夜間急病センターの来所方法別患者実績	21
北部夜間急病センター患者実績	22
北部夜間急病センター時間帯別患者実績	22
北部夜間急病センター年齢別患者実績	22
南西部夜間急病センター患者実績	23
南西部夜間急病センター時間帯別患者実績	23
南西部夜間急病センター年齢別患者実績	23
休日急患診療所区別患者実績	24
休日急患診療所年齢別患者実績	24

V 二次救急医療（病院群輪番制）の患者状況

患者実績	25
来院方法別・紹介元別の患者実績	25
時間帯別患者実績（夜間輪番）	26
時間帯別患者実績（休日輪番）	27
当番病院ごとの当番回数実績・患者実績（北部医療圏）	28
当番病院ごとの当番回数実績・患者実績（西部医療圏）	29
当番病院ごとの当番回数実績・患者実績（南部医療圏）	30
当番病院ごとの当番1回あたり患者実績（北部医療圏）	31
当番病院ごとの当番1回あたり患者実績（西部医療圏）	32
当番病院ごとの当番1回あたり患者実績（南部医療圏）	33
当番病院ごとの延べ診療科目あたり患者実績（北部医療圏）	34
当番病院ごとの延べ診療科目あたり患者実績（西部医療圏）	35
当番病院ごとの延べ診療科目あたり患者実績（南部医療圏）	36
当番病院ごとの救急医療センターからの患者受入実績・推移	37

横浜市の人口推移表

各年1月1日現在

	平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年
総人口 〈指数〉	3,344,654 〈100.0〉	3,372,916 〈100.8〉	3,397,895 〈101.6〉	3,432,703 〈102.6〉	3,469,108 〈103.7〉	3,503,182 〈104.7〉	3,532,691 〈105.6〉	3,559,867 〈106.4〉
内 訳	0～14歳 (14.3%)	477,910 (14.3%)	476,064 (14.0%)	474,885 (13.8%)	477,876 (13.8%)	480,682 (13.7%)	482,521 (13.7%)	485,986 (13.7%)
	15～64歳 (73.3%)	2,459,338 (72.9%)	2,465,462 (72.6%)	2,462,811 (71.7%)	2,471,559 (71.2%)	2,476,133 (70.7%)	2,482,226 (70.3%)	2,483,226 (69.8%)
	65歳～ (12.3%)	432,240 (12.8%)	452,941 (13.3%)	483,216 (14.1%)	507,882 (14.6%)	534,576 (15.3%)	556,153 (15.7%)	578,864 (16.3%)
	年齢不詳 (0.1%)	3,428 (0.1%)	3,428 (0.1%)	3,428 (0.1%)	11,791 (0.3%)	11,791 (0.3%)	11,791 (0.3%)	11,791 (0.3%)

注1：各年のデータは、1月1日現在の人口。

注2：年齢階層別人口における（ ）内の数字は、各年度の総人口に占める割合。

注3：総人口の指数は平成10年度の数値を100とする。

出生数の推移表

各年1月1日現在

	10年	11年	12年	13年	14年	15年
全国 〈伸び率〉	1,203,147 〈100.0〉	1,177,669 〈97.9〉	1,190,547 〈99.0〉	1,170,662 〈97.3〉	1,153,855 〈95.9〉	1,123,610 〈93.4〉
横浜市 〈伸び率〉	33,863 〈100.0〉	32,982 〈97.4〉	33,598 〈99.2〉	33,123 〈97.8〉	33,169 〈98.0〉	32,835 〈97.0〉

注：伸び率は平成10年度の数値を100とする。

合計特殊出生率の推移表

各年1月1日現在

	10年	11年	12年	13年	14年	15年
全国	1.38	1.34	1.36	1.33	1.32	1.29
横浜市	1.24	1.19	1.22	1.17	1.16	1.15

資料：全国の数値は厚生労働省統計情報部「平成15年人口動態統計」、横浜の数値は衛生局推計値

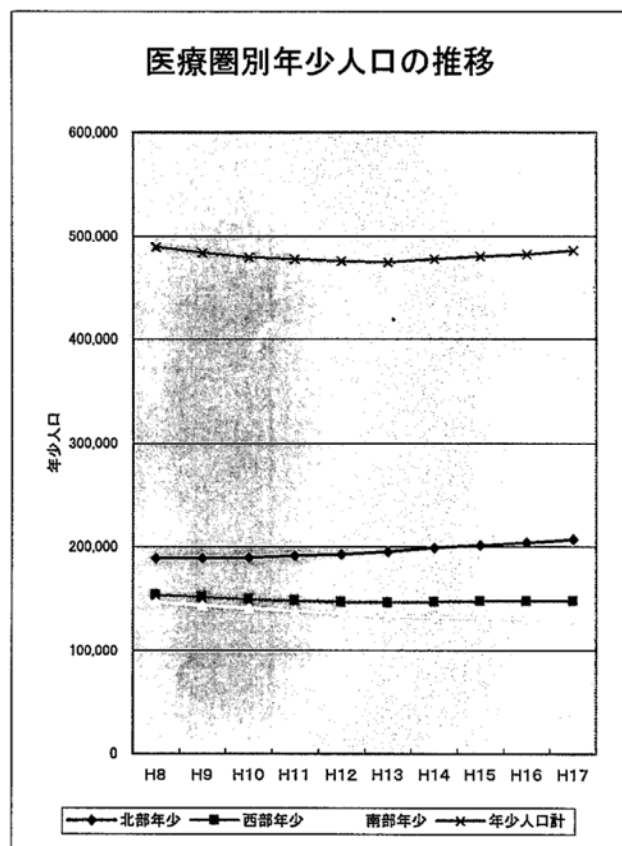
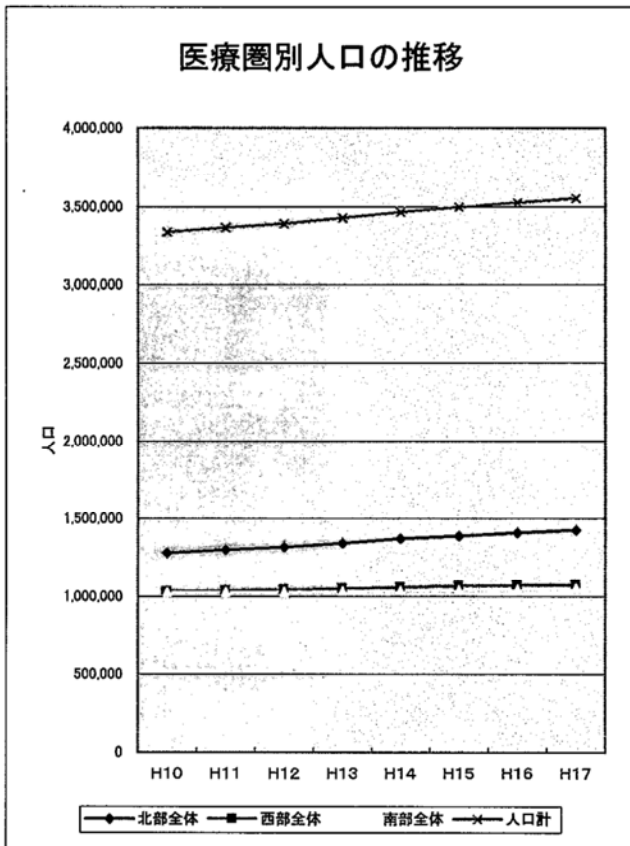
医療圏別人口・年少人口の推移

各年1月1日現在

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
北部全体	1,282,220	1,304,130	1,322,210	1,346,555	1,372,468	1,392,291	1,411,270	1,427,634
西部全体	1,033,995	1,038,512	1,045,355	1,054,265	1,060,674	1,070,099	1,076,313	1,078,666
南部全体	1,028,439	1,030,274	1,030,330	1,031,883	1,035,966	1,040,792	1,045,108	1,053,567
人口計	3,344,654	3,372,916	3,397,895	3,432,703	3,469,108	3,503,182	3,532,691	3,559,867
〈指数〉	100	101	102	103	104	105	106	106
北部年少	190,242	192,002	193,404	195,630	199,264	201,971	204,399	207,132
西部年少	149,167	147,840	146,873	146,057	146,565	147,342	147,338	147,126
南部年少	140,389	138,068	135,787	133,198	132,047	131,369	130,784	131,728
年少人口計	479,798	477,910	476,064	474,885	477,876	480,682	482,521	485,986
〈指数〉	100	100	99	99	100	100	101	101

注1: 指数は平成10年度を100とする

注2: 年少人口は15歳未満とする



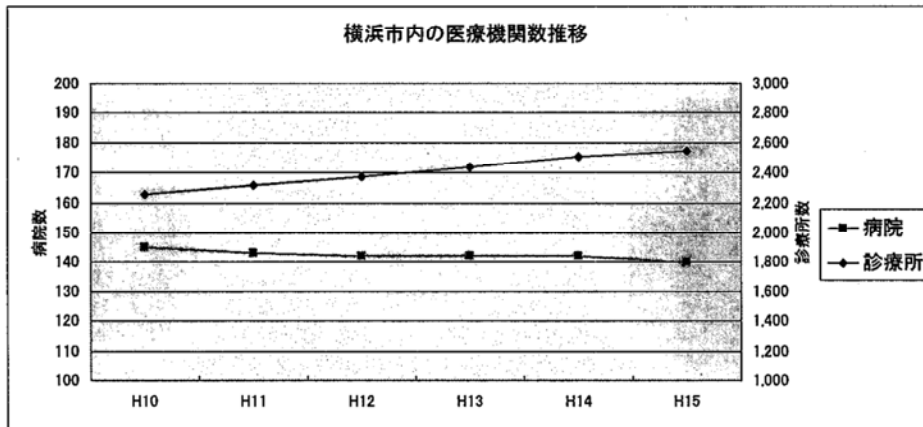
医療機関数・医師数の推移

1 医療機関数の推移

各年10月1日現在

年		10	11	12	13	14	15
全国	病院	9,333	9,286	9,266	9,239	9,187	9,122
	診療所	90,556	91,500	92,824	94,019	94,819	96,050
横浜市	病院	145	143	142	142	142	140
	診療所	2,259	2,317	2,376	2,438	2,508	2,547

出典：医療施設（静態・動態）調査＜厚生省＞

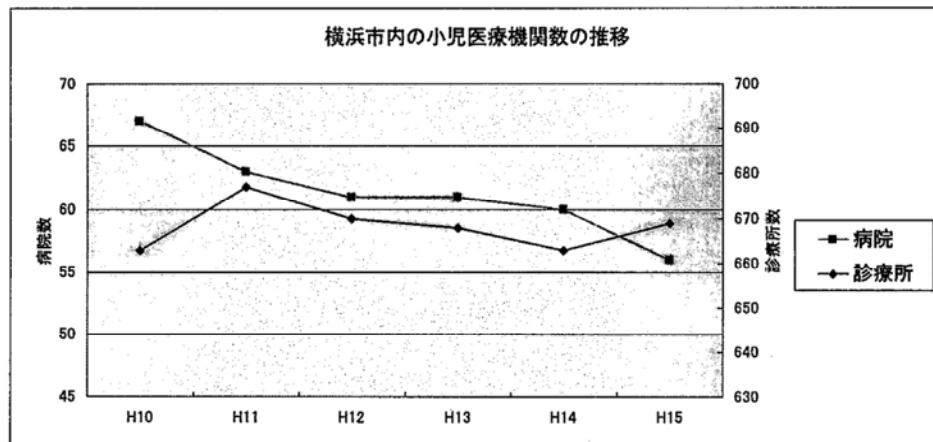


2 小児科医療機関数の推移

平成15年10月1日現在

年		10	11	12	13	14	15
全国	病院	3,720	3,528	3,474	3,433	3,359	3,284
	診療所	—	26,788	—	—	25,862	—
横浜市	病院	67	63	61	61	60	56
	診療所	—	677	670	668	663	669

出典：医療施設（静態・動態）調査＜厚生省＞



3 全科医師数の推移

各年12月31日現在

年	10	11	12	13	14
全国	236,933	—	243,201	—	249,574
<増加率>	100.0		102.6		105.3
横浜市	5,290	—	5,476	—	5,823
<増加率>	100.0		103.5		110.1

注：平成10年度の数値を100とする

出典：医師・歯科医師・薬剤師調査<厚生省>

横浜市	<内訳>				
病院	3,223	—	3,194	—	3,499
診療所	2,067	—	2,282	—	2,324
計	5,290	—	5,476	—	5,823

4 小児科医師数の推移

各年12月31日現在

年	10	11	12	13	14
全国	13,989	—	14,156	—	14,481
<増加率>	100.0		101.2		103.5
横浜市	365	—	367	—	398
<増加率>	100.0		100.5		109.0

注：平成10年度の数値を100とする

出典：医師・歯科医師・薬剤師調査<厚生省>

横浜市	<内訳>				
病院	194	—	176	—	205
診療所	171	—	191	—	193
計	365	—	367	—	398

5 全科及び小児科医師数の性別推移

< >内は構成比

各年12月31日現在

年		10	11	12	13	14
全科	全国	236,933 < 100 >	—	243,201 < 100 >	—	249,574 < 100 >
	男	203,910 < 86.1 >	—	208,353 < 85.7 >	—	210,764 < 84.4 >
	女	33,023 <13.9>	—	34,848 <14.3>	—	38,810 <15.6>
小児科	全国	13,989 < 100 >	—	14,156 < 100 >	—	14,481 < 100 >
	男	9,893 < 70.7 >	—	10,001 < 70.6 >	—	10,034 < 69.3 >
	女	4,096 <29.3>	—	4,155 <29.4>	—	4,447 <30.7>

出典：医師・歯科医師・薬剤師調査<厚生省>

6 全科及び小児科医師平均年齢の推移

各年12月31日現在

年		10	11	12	13	14
全科	全国	47.2	—	47.5	—	47.6
	男	47.9	—	48.5	—	48.6
	女	42.6	—	41.6	—	42.1
小児科	全国	47.9	—	47.6	—	47.6
	男	48.7	—	48.9	—	48.7
	女	45.9	—	44.6	—	45.2

出典：医師・歯科医師・薬剤師調査<厚生省>

救急医療施設の患者数(平成16年度)

体制	機関名	患者総数			(内数) 小児科患者数			
		入院患者数	入院率	患者数	構成比	入院患者数	入院率	
初期	休日急患診療所(18区合計)	62,108	—	—	33,016	53.2%	—	—
	桜木町夜間急病センター	48,339	1,464	3.0%	18,488	38.2%	295	1.6%
			(転送) 888	1.8%			(転送) 302	1.6%
	北部夜間急病センター	16,674	(転送) 190	1.1%	11,026	66.1%	(転送) 120	1.1%
	南西部夜間急病センター	10,912	(転送) 196	1.8%	6,885	63.1%	(転送) 118	1.7%
小計	138,033	2,738	2.0%	69,415	50.3%	835	1.2%	
二次	病院群輪番制	37,196	5,223	14.0%	14,608	39.3%	1,067	7.3%
		30,634	4,516	14.7%	12,367	40.4%	933	7.5%
		6,562	707	10.8%	2,241	34.2%	134	6.0%
三次	聖マリアンナ医科大学 横浜市西部病院救命救急センター (病院全体)	5,606	1,705	30.4%	1,581	28.2%	455	28.8%
	横浜市立大学 市民総合医療センター救命救急センター (病院全体)	11,104	3,610	32.5%	1,034	9.3%	271	26.2%
	県立こども医療センター (救急外来)	4,291	975	22.7%	4,291	100.0%	975	22.7%
		490					新患比率	11.4%
	独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター救命救急センター	1,072	1,072	100.0%	—	—	—	—
	昭和大学藤が丘病院 救命救急センター	1,293	1,293	100.0%	49	3.8%	49	100.0%
	小計	23,366	7,680	32.9%	6,955	29.8%	1,750	25.2%
合計	198,595	15,641	7.9%	90,978	45.8%	3,652	4.0%	

<参考>

市立・地域中核病院の夜間・休日の患者数(平成16年度)

	機関名	夜間・休日患者総数			(内数) 夜間休日小児科患者数			
		入院患者数	入院率	患者数	構成比	入院患者数	入院率	
市立	市民病院	17,195	3,853	22.4%	5,354	31.1%	681	12.7%
	港湾病院	156	27	17.3%	89	57.1%	9	10.1%
地域 中核	南部病院	12,961	2,907	22.4%	3,663	28.3%	407	11.1%
	西部病院	3,672	984	26.8%	963	26.2%	171	17.8%
	労災病院	22,776	3,293	14.5%	5,458	24.0%	374	6.9%
	北部病院	16,071	2,599	16.2%	3,458	21.5%	405	11.7%
合計		72,831	13,663	18.8%	18,985	26.1%	2,047	10.8%

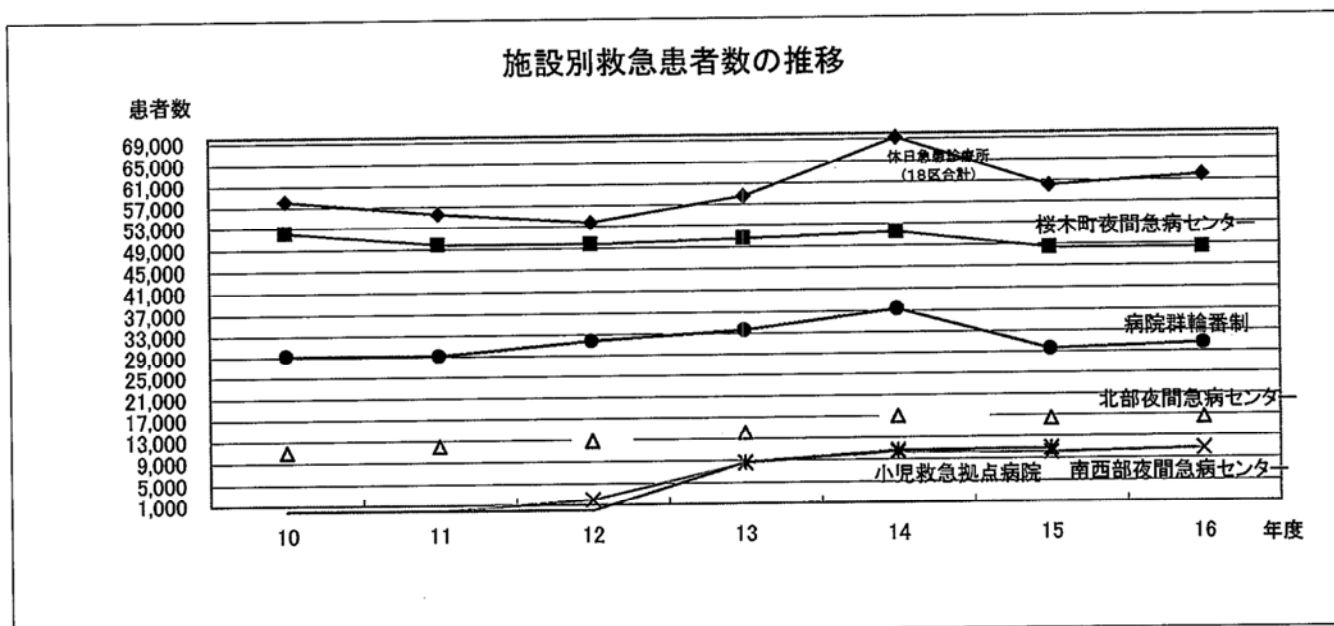
※ 市立・地域中核病院の患者数は、輪番実施日の患者数を除く。

※ 西部病院の患者数は、救命救急センターの患者数を含む(平日昼間の患者数)

救急医療施設の患者数(平成10~16年度)

体制	機関名	患者総数						
		10	11	12	13	14	15	16
初期	休日急患診療所 (18区合計)	58,243	55,742	53,866	58,741	69,394	60,271	62,108
	桜木町夜間急病センター	52,154	49,944	49,762	50,667	51,650	48,512	48,339
	北部夜間急病センター	11,135	12,006	12,881	14,279	17,058	16,494	16,674
	南西部夜間急病センター	-	-	2,113	8,744	10,490	10,228	10,912
	小計 (指数:平成10年を100)	121,532 (100)	117,692 (97)	118,622 (98)	132,431 (109)	148,592 (122)	135,505 (111)	138,033 (114)
二次	病院群輪番制	29,322	29,227	31,874	33,686	37,424	29,786	30,634
	小児救急拠点病院	-	-	-	8,815	10,687	11,022	
	小計 (指数:平成10年を100)	29,322 100	29,227 100	31,874 109	42,501 145	48,111 164	40,808 139	
初期・二次合計 (指数:平成10年を100)		150,854 (100)	146,919 (97)	150,496 (100)	174,932 (116)	196,703 (130)	176,313 (117)	

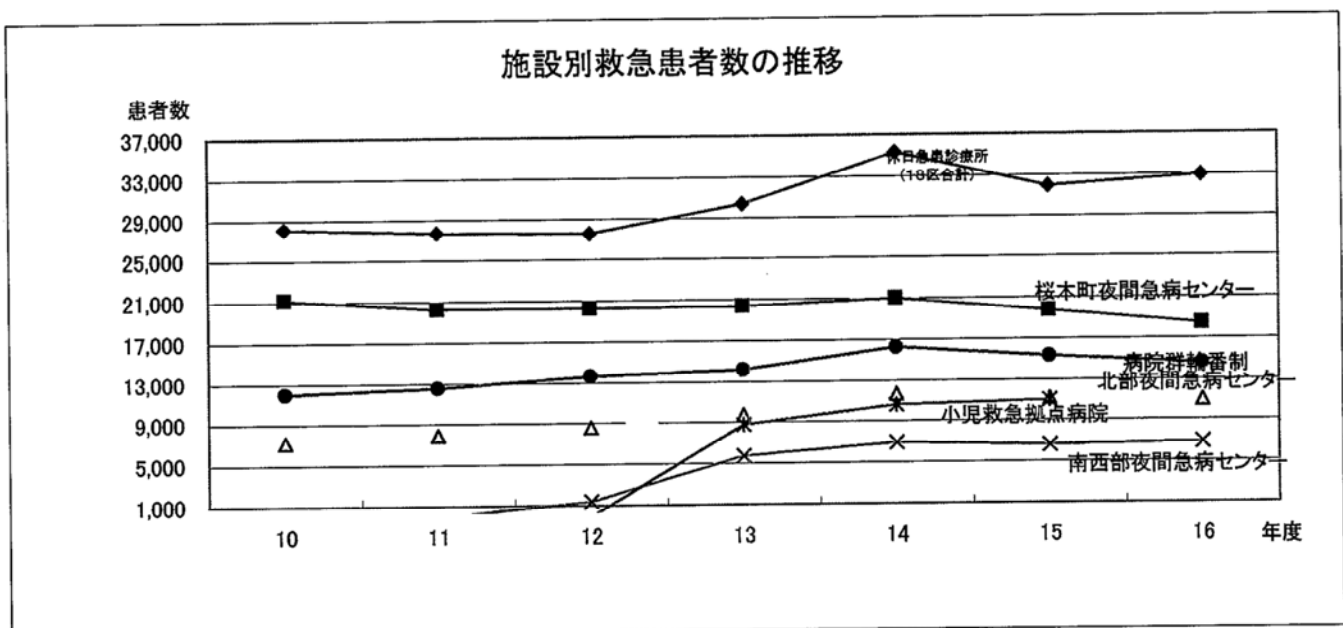
* 輪番参加病院数は、年度途中の参加等を含んだ延べ参加病院数



救急医療施設の小児科患者数(平成10～16年度)

体制	機関名	小児科患者総数						
		10	11	12	13	14	15	16
初期	休日急患診療所 (18区合計)	28,129	27,728	27,595	30,441	35,388	31,996	33,016
	桜木町夜間急病センター	21,255	20,329	20,331	20,454	21,051	19,798	18,488
	北部夜間急病センター	7,250	7,939	8,642	9,800	11,717	11,234	11,026
	南西部夜間急病センター	-	-	1,449	5,773	6,940	6,655	6,885
	小計 (指数：平成10年を100)	56,634 (100)	55,996 (99)	58,017 (102)	66,468 (117)	75,096 (133)	69,683 (123)	69,415 (123)
二次	病院群輪番制	12,042	12,604	13,688	14,258	16,327	15,378	14,608
	小児救急拠点病院	-	-	-	8,815	10,687	11,022	
	小計 (指数：平成10年を100)	12,042 (100)	12,604 (105)	13,688 (114)	23,073 (192)	27,014 (224)	26,400 (219)	
初期・二次合計 (指数：平成10年を100)		68,676 (100)	68,600 (100)	71,705 (104)	89,541 (130)	102,110 (149)	96,083 (140)	

* 輪番参加病院数は、年度途中の参加等を含んだ延べ参加病院数



救急医療施設 準夜・深夜患者数(16年度実績)

夜間患者実績			準夜		深夜		計	
			年間	1日当り	年間	1日当り	年間	1日当り
初期	夜間	桜木町	37,866 (78%)	103.7	10,473 (22%)	28.7	48,339 (100%)	132.4
		北部	16,674	45.7	-	-	16,674	45.7
		南西部	10,912	29.9	-	-	10,912	29.9
		小計	65,453	179.3	10,473	28.7	75,926	208.0
二次	夜間輪番	全市計	20,964 (68%)	57.4	9,670 (32%)	26.5	30,634 (100%)	83.9
合計			86,417	236.8	20,144	55.2	106,561	291.9

<参考>

市立病院・ 地域中核病院	市民病院	—	—	—	—	13,697	37.5
	労災病院	9,653	26.4	4,306	11.8	13,959	38.2
	北部病院	7,668	21.0	3,034	8.3	10,702	29.3
	西部病院 (三次)	2,216	6.1	872	2.4	3,088	8.5
	小計	19,537	53.5	8,212	22.5	41,446	113.6

* 市立病院・地域中核病院の患者数には、輪番実施日の患者数を含む。

休日患者実績			計	
			年間	1日当り
初期	休日	休日急患 18区	62,108	887.3
二次	休日輪番	全市計	6,562	93.7

市立病院・ 地域中核病院	市民病院	8,612	70.6
	労災病院	8,817	126.0
	北部病院	2,850	23.4
	西部病院 (三次)	-	-
	小計	20,279	289.7

* 市立病院・地域中核病院の患者数は土・日及び祭日の年間122日の総計であり、輪番実施日の患者数を含む。

小児科救急医療施設 準夜・深夜患者数(16年度実績)

夜間小児科実績			準夜		深夜		計	
			年間	1日当り	年間	1日当り	年間	1日当り
初期	夜間	桜木町	12,743 (69%)	34.9	5,745 (31%)	15.7	18,488 (100%)	50.7
		北部	11,026	30.2	-	-	11,026	30.2
		南西部	6,885	18.9	-	-	6,885	18.9
		小計	30,655	84.0	5,745	15.7	36,400	99.7
二次	夜間輪番	全市計	8,481 (69%)	23.2	3,886 (31%)	10.6	12,367 (100%)	33.9
合計			39,136	107.2	9,632	26.4	48,768	133.6

<参考>

市立病院・ 地域中核病院	市民病院	2,921	8.0	1,246	3.4	4,167	11.4
	労災病院	2,901	7.9	1,057	2.9	3,958	10.8
	北部病院	1,519	4.2	683	1.9	2,202	6.0
	西部病院 (三次)	556	1.5	145	0.4	701	1.9
	小計	7,897	21.6	3,131	8.6	11,028	30.2

* 市立病院・地域中核病院の患者数には、輪番実施日の患者数を含む。

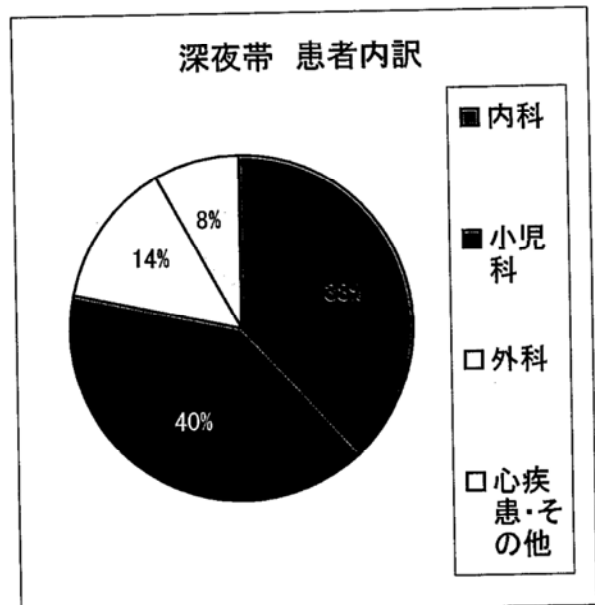
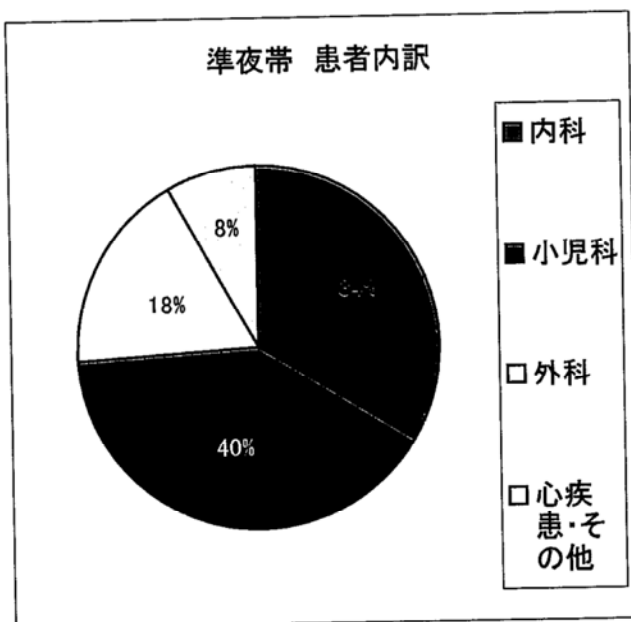
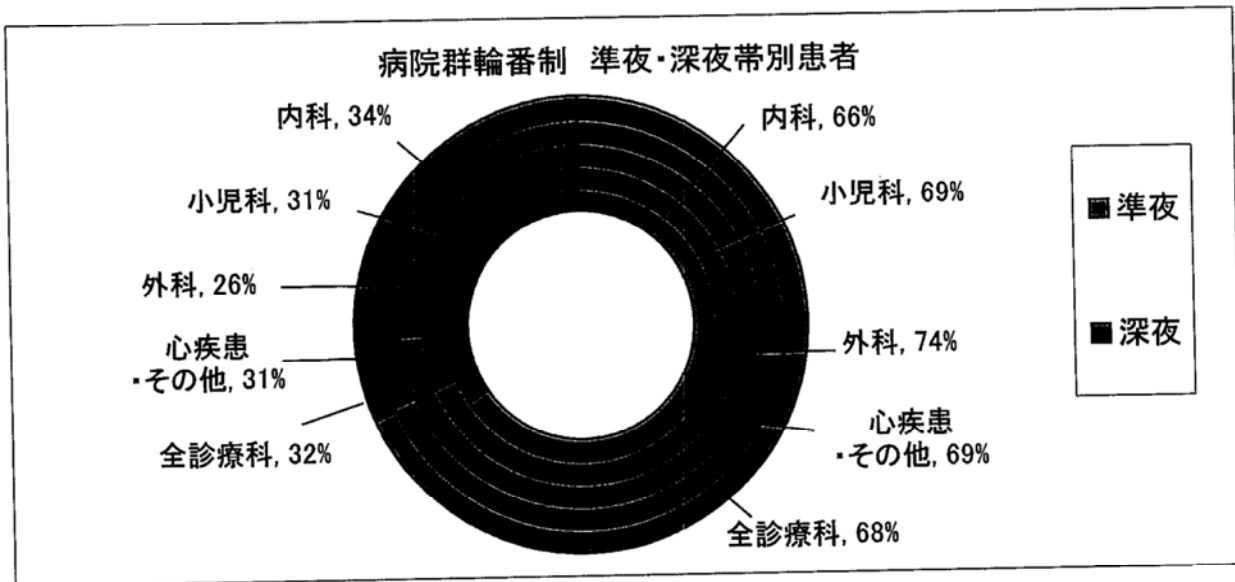
休日小児科実績			計	
			年間	1日当り
初期	休日	休日急患 18区	33,016	270.6
二次	休日輪番	全市計	2,241	18.4

市立病院・ 地域中核病院	市民病院	2,733	22.4
	労災病院	1,500	12.3
	北部病院	485	4.0
	西部病院 (三次)	256	2.1
	小計	4,974	40.8

* 市立病院・地域中核病院の患者数は土・日及び祭日の年間122日の総計であり、輪番実施日の患者数を含む。

平成16年度 病院群輪番制 準夜・深夜帯別患者数

患者数 (人)	準夜		深夜		計	
	年間患者数	1日当たり	年間患者数	1日当たり	年間患者数	1日当たり
内科	7,023	19.2	3,690	10.1	10,713	29.4
小児科	8,481	23.2	3,886	10.6	12,367	33.9
外科	3,756	10.3	1,317	3.6	5,073	13.9
心疾患・その他	1,704	4.7	777	2.1	2,481	6.8
合計	20,964	57.4	9,670	26.5	30,634	83.9



桜木町夜間急病センター 16年度実績

1 診療科目別患者数

	準夜 患者数	深夜 患者数	合計	診療科目 別割合	1日 平均
内科	10,419	4,728	15,147	(31.3%)	41.5
入院	(6.2%) 647	(9.0%) 424	(7.1%) 1,071		
転送	(2.4%) 251	(3.8%) 181	(2.9%) 432		
入院・転送計	(8.6%) 898	(12.8%) 605	(9.9%) 1,503		
小児科	12,743	5,745	18,488	(38.2%)	50.7
入院	(1.4%) 174	(2.1%) 121	(1.6%) 295		
転送	(1.3%) 171	(2.3%) 131	(1.6%) 302		
入院・転送計	(2.7%) 345	(4.4%) 252	(3.2%) 597		
眼科	5,897	-	5,897	(12.2%)	16.2
入院	-	-	-		
転送	(0.4%) 26	-	(0.4%) 26		
入院・転送計	(0.4%) 26	-	(0.4%) 26		
耳鼻咽喉科	8,807	-	8,807	(18.2%)	24.1
入院	(1.5%) 128	-	(1.5%) 128		
転送	(1.5%) 128	-	(1.5%) 128		
入院・転送計	(2.9%) 256	-	(2.9%) 256		
合計	37,866	10,473	48,339	(100.0%)	132.4
入院	(2.5%) 949	(5.2%) 545	(3.1%) 1,494		
転送	(1.5%) 576	(3.0%) 312	(1.8%) 888		
入院・転送計	(4.0%) 1,525	(8.2%) 857	(4.9%) 2,382		

注1：()内は、患者合計に占める診療科目ごとの割合
眼科、耳鼻咽喉科は準夜のみ実施

2 時間帯別診療科目別患者数

	20～22時	22～24時	準夜計	0～2時	2～4時	4～6時	深夜計	合計
内科	6,653 (43.9%)	3,766 (24.9%)	10,419 (68.8%)	2,311 (15.3%)	1,494 (9.9%)	923 (6.1%)	4,728 (31.2%)	15,147 (100.0%)
小児科	8,462 (45.8%)	4,281 (23.2%)	12,743 (68.9%)	2,804 (15.2%)	1,775 (9.6%)	1,166 (6.3%)	5,745 (31.1%)	18,488 (100.0%)
眼科	3,867 (65.6%)	2,030 (34.4%)	5,897 (100.0%)	-	-	-	-	5,897 (100.0%)
耳鼻咽喉科	5,655 (64.2%)	3,152 (35.8%)	8,807 (100.0%)	-	-	-	-	8,807 (100.0%)
合計	24,637 (51.0%)	13,229 (27.4%)	37,866 (78.3%)	5,115 (10.6%)	3,269 (6.8%)	2,089 (4.3%)	10,473 (21.7%)	48,339 (100.0%)

3 年齢別患者数

0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
16,566 (34.3%)	6,519 (13.5%)	2,230 (4.6%)	1,674 (3.5%)	3,167 (6.6%)	3,789 (7.8%)	3,807 (7.9%)	2,697 (5.6%)
40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合計
1,685 (3.5%)	1,196 (2.5%)	1,200 (2.5%)	1,138 (2.4%)	892 (1.8%)	650 (1.3%)	1,129 (2.3%)	48,339 (100.0%)

4 来所方法別患者数

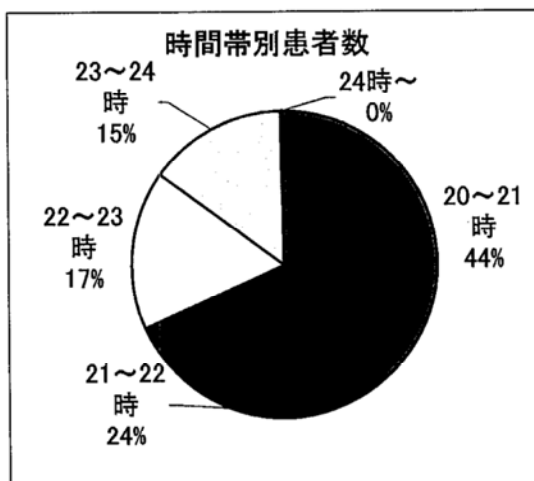
	救急車	その他	合計
準夜患者数	846 (2.2%)	37,020 (97.8%)	37,866 (100.0%)
深夜患者数	482 (4.6%)	9,991 (95.4%)	10,473 (100.0%)
合計	1,328 (2.7%)	47,011 (97.3%)	48,339 (100.0%)

注2：()内は、患者合計に占める割合

北部夜間急病センター 16年度実績

1 診療科目別患者数

	患者数	1日平均
内科	4,021 (24.1%)	11.0
小児科	11,026 (66.1%)	30.2
その他	1,627 (9.8%)	4.5
合計	16,674 (100.0%)	45.7



365日稼働

2 時間帯別診療科目別患者数

	20~21時	21~22時	22~23時	23~24時	24時~	合計
内科	1,851 (46.0%)	952 (23.7%)	688 (17.1%)	521 (13.0%)	8 (0.2%)	4,020 (100.0%)
小児科	4,888 (44.3%)	2,597 (23.6%)	1,836 (16.7%)	1,669 (15.1%)	36 (0.3%)	11,026 (100.0%)
その他	701 (42.0%)	387 (23.2%)	307 (18.4%)	267 (16.0%)	6 (0.4%)	1,668 (100.0%)
合計	7,440 (44.5%)	3,936 (23.5%)	2,831 (16.9%)	2,457 (14.7%)	50 (0.3%)	16,714 (100.0%)

注：（ ）内は、診療科目別患者総数に占める時間帯別患者数の割合

3 年齢別患者数

0~4歳	5~9歳	10~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳
8,193 (49.1%)	3,064 (18.4%)	867 (5.2%)	273 (1.6%)	345 (2.1%)	641 (3.8%)	1,006 (6.0%)	954 (5.7%)

40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70歳以上	合計
556 (3.3%)	241 (1.4%)	148 (0.9%)	119 (0.7%)	93 (0.6%)	59 (0.4%)	115 (0.7%)	16,674 (100.0%)

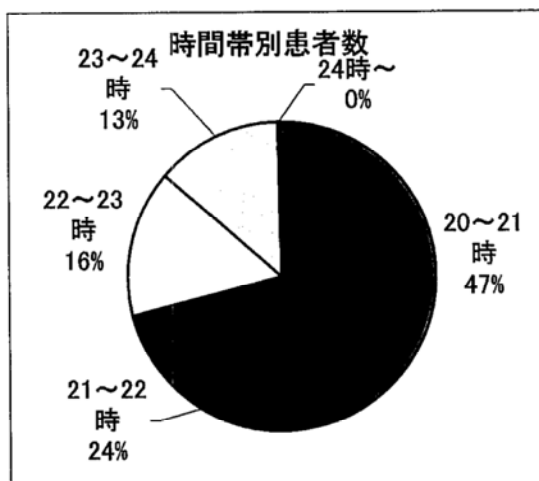
4 来所方法別患者数

救急車	その他	合計
57 (0.3%)	16,617 (99.7%)	16,674 (100.0%)

南西部夜間急病センター16年度実績

1 診療科目別患者数

	患者数	1日平均
内科	2,943 (27.0%)	8.1
小児科	6,885 (63.1%)	18.9
その他	1,084 (9.9%)	3.0
合計	10,912 (100.0%)	29.9



365日稼働

2 時間帯別診療科目別患者数

診療科	20~21時	21~22時	22~23時	23~24時	24時~	合計
内科	1,414 (48.0%)	703 (23.9%)	477 (16.2%)	345 (11.7%)	4 (0.1%)	2,943 (100.0%)
小児科	3,244 (47.1%)	1,614 (23.4%)	1,045 (15.2%)	958 (13.9%)	24 (0.3%)	6,885 (100.0%)
その他	452 (41.7%)	288 (26.6%)	185 (17.1%)	156 (14.4%)	3 (0.3%)	1,084 (100.0%)
合計	5,110 (46.8%)	2,605 (23.9%)	1,707 (15.6%)	1,459 (13.4%)	31 (0.3%)	10,912 (100.0%)

注：（ ）内は、診療科目別患者総数に占める時間帯別患者数の割合

3 年齢別患者数

0~4歳	5~9歳	10~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳
5,111 (46.8%)	1,950 (17.9%)	571 (5.2%)	207 (1.9%)	341 (3.1%)	561 (5.1%)	732 (6.7%)	516 (4.7%)

40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70歳以上	合計
224 (2.1%)	154 (1.4%)	123 (1.1%)	106 (1.0%)	105 (1.0%)	77 (0.7%)	134 (1.2%)	10,912 (100.0%)

4 来所方法別患者数

救急車	その他	合計
23 (0.2%)	10,889 (99.8%)	10,912 (100.0%)

休日急患診療所 16年度実績

1 診療科目別診療所別患者数

	内科	小児科	その他	小計	歯科	合計 (歯科含む)	1日平均
鶴見	1,235	2,168	574	3,977	-	3,977	56.8
神奈川	1,402	1,943	517	3,862	-	3,862	55.2
西	813	815	269	1,897	-	1,897	27.1
中	858	1,103	312	2,273	-	2,273	32.5
南	1,095	1,462	538	3,095	-	3,095	44.2
港南	1,446	1,913	509	3,868	-	3,868	55.3
保土ヶ谷	1,325	1,529	302	3,156	-	3,156	45.1
旭	1,397	1,868	442	3,707	-	3,707	53.0
磯子	736	1,266	339	2,341	-	2,341	33.4
金沢	1,234	2,452	381	4,067	441	4,508	64.4
港北	1,378	2,115	605	4,098	-	4,098	58.5
緑	984	2,371	393	3,748	-	3,748	53.5
青葉	820	2,659	1,098	4,577	-	4,577	65.4
都筑	1,736	3,575	693	6,004	-	6,004	85.8
戸塚	785	1,256	177	2,218	579	2,797	40.0
栄	1,101	1,377	428	2,906	-	2,906	41.5
泉	1,234	1,666	462	3,362	-	3,362	48.0
瀬谷	1,041	1,478	433	2,952	-	2,952	42.2
合計	20,620 32.7%	33,016 52.3%	8,472 13.4%	62,108 98.4%	1,020 1.6%	63,128 100.0%	902

注1：16年度診療日数70日

注2：歯科診療は、戸塚と金沢のみ実施。

2 年齢別患者数

0~4歳	5~9歳	10~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳
22,950 (36.4%)	10,747 (17.0%)	3,048 (4.8%)	1,383 (2.2%)	2,545 (4.0%)	3,469 (5.5%)	4,737 (7.5%)	3,895 (6.2%)

40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70歳以上	合計
2,507 (4.0%)	1,446 (2.3%)	1,429 (2.3%)	1,317 (2.1%)	1,046 (1.7%)	873 (1.4%)	1,736 (2.7%)	63,128 (100.0%)

3 来所方法別患者数

救急車	その他	合計
56 (5.5%)	964 (94.5%)	1,020 (100.0%)

平成16年度 病院群輪番制実績

1 診療科別患者数

		全体			小児科	
			(入院率)	1日平均	(入院率)	1日平均
休日 70	輪番参加病院数 ()は小児輪番参加病院数	患者総数	6,562	93.7	2,241	32.0
	22 (22)	入院患者数	707 (10.8%)	10.1	134 (6.0%)	1.9
夜間 365	輪番参加病院数 ()は小児輪番参加病院数	患者総数	30,634	83.9	12,367	33.9
	56 (30)	入院患者数	4,516 (14.7%)	12.4	933 (7.5%)	2.6

注：輪番参加病院数は、ブロックごとに参加した病院数の計。〈休日・夜間を合わせた小児科輪番全体の参加病院数は30病院〉
入院患者数は、患者総数の内数。

<参考：来院別患者数>

<夜間>

		救急医療センターから紹介	他の医療機関から紹介	救急情報センターから紹介	その他	計	割合
患者数	救急車	755 (7.6%)	260 (2.6%)	1,716 (17.3%)	7,191 (72.5%)	9,922 (100.0%)	32.4%
	その他	797 (3.8%)	659 (3.2%)	4,333 (20.9%)	14,923 (72.1%)	20,712 (100.0%)	67.6%
	計	1,552 (5.1%)	689 (2.2%)	5,747 (18.8%)	22,565 (73.7%)	30,634 (100.0%)	100.0%

注：()内は、来院別の構成比

<夜間：入院>

		救急医療センターから紹介	他の医療機関から紹介	救急情報センターから紹介	その他	計	割合
患者数	救急車	262 (9.6%)	148 (5.4%)	419 (15.4%)	1,893 (69.5%)	2,722 (100.0%)	60.3%
	その他	123 (6.9%)	191 (10.6%)	271 (15.1%)	1,209 (67.4%)	1,794 (100.0%)	39.7%
	計	385 (8.5%)	339 (7.5%)	690 (15.3%)	3,102 (68.7%)	4,516 (100.0%)	100.0%

注：()内は、来院別の構成比

<休日>

		休日急患診療所から紹介	他の医療機関から紹介	救急情報センターから紹介	その他	計	割合
患者数	救急車	60 (5.6%)	42 (3.9%)	186 (17.4%)	778 (73.0%)	1,066 (100.0%)	16.2%
	その他	302 (5.5%)	188 (3.4%)	835 (15.2%)	4,171 (75.9%)	5,496 (100.0%)	83.8%
	計	362 (5.5%)	230 (3.5%)	1,021 (15.6%)	4,949 (75.4%)	6,562 (100.0%)	100.0%

注：()内は、来院別の構成比

<休日：入院>

		休日急患診療所から紹介	他の医療機関から紹介	救急情報センターから紹介	その他	計	割合
患者数	救急車	17 (6.0%)	22 (7.8%)	59 (20.9%)	184 (65.2%)	282 (100.0%)	39.9%
	その他	42 (9.9%)	37 (8.7%)	84 (19.8%)	262 (61.6%)	425 (100.0%)	60.1%
	計	59 (8.3%)	59 (8.3%)	143 (20.2%)	446 (63.1%)	707 (100.0%)	100.0%

注：()内は、来院別の構成比

平成16年度 病院群輪番制実績

2 時間帯別患者数

<夜間>

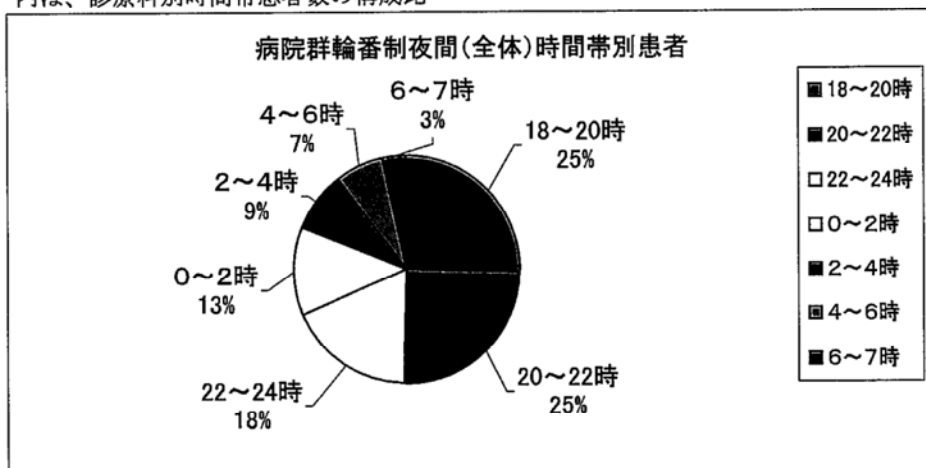
患者数	18~20時	20~22時	22~24時	0~2時	2~4時	4~6時	6~7時	合計	割合 (%)
内科	2,489 (23.2%)	2,483 (23.2%)	2,051 (19.1%)	1,386 (12.9%)	1,010 (9.4%)	871 (8.1%)	423 (3.9%)	10,713 (100.0%)	35.0%
小児科	3,328 (26.9%)	3,034 (24.5%)	2,119 (17.1%)	1,668 (13.5%)	1,096 (8.9%)	741 (6.0%)	381 (3.1%)	12,367 (100.0%)	40.4%
外科	1,448 (28.5%)	1,362 (26.8%)	946 (18.6%)	559 (11.0%)	331 (6.5%)	275 (5.4%)	152 (3.0%)	5,073 (100.0%)	16.6%
心疾患・ その他	596 (24.0%)	645 (26.0%)	463 (18.7%)	296 (11.9%)	204 (8.2%)	174 (7.0%)	103 (4.2%)	2,481 (100.0%)	8.1%
(人) 合計	7,861 (25.7%)	7,524 (24.6%)	5,579 (18.2%)	3,909 (12.8%)	2,641 (8.6%)	2,061 (6.7%)	1,059 (3.5%)	30,634 (100.0%)	100.0%

注：（）内は、診療科別時間帯患者数の構成比

<夜間：入院>

患者数	18~20時	20~22時	22~24時	0~2時	2~4時	4~6時	6~7時	合計	割合 (%)
内科	530 (23.8%)	510 (22.9%)	421 (18.9%)	300 (13.5%)	215 (9.7%)	173 (7.8%)	75 (3.4%)	2,224 (100.0%)	49.2%
小児科	205 (22.0%)	210 (22.5%)	205 (22.0%)	128 (13.7%)	80 (8.6%)	73 (7.8%)	32 (3.4%)	933 (100.0%)	20.7%
外科	184 (23.0%)	154 (19.3%)	148 (18.5%)	124 (15.5%)	84 (10.5%)	63 (7.9%)	42 (5.3%)	799 (100.0%)	17.7%
心疾患・ その他	126 (12.1%)	108 (11.0%)	78 (9.2%)	84 (13.2%)	68 (15.2%)	62 (16.7%)	34 (18.6%)	560 (12.4%)	12.4%
(人) 合計	1,045 (23.1%)	982 (21.7%)	852 (18.9%)	636 (14.1%)	447 (9.9%)	371 (8.2%)	183 (4.1%)	4,516 (100.0%)	100.0%

注：（）内は、診療科別時間帯患者数の構成比



<休日>

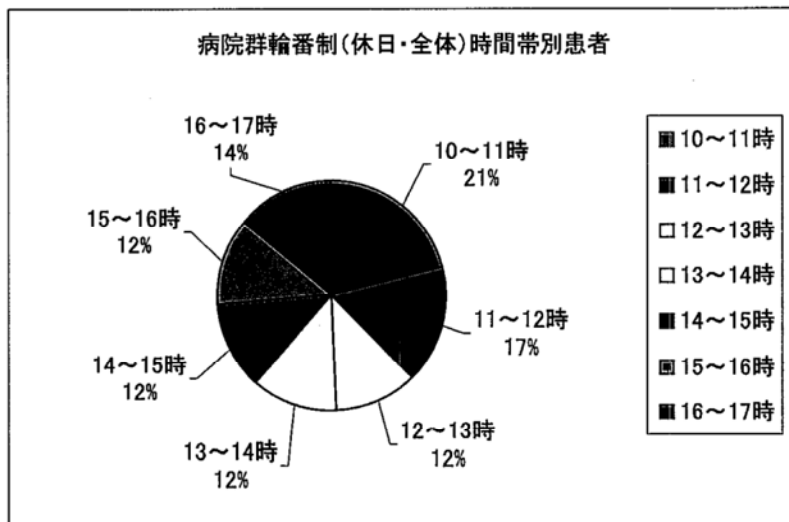
患者数	10～11時	11～12時	12～13時	13～14時	14～15時	15～16時	16～17時	合計	割合 (%)
内科	422 (20.2%)	370 (17.7%)	280 (13.4%)	248 (11.9%)	245 (11.7%)	270 (12.9%)	254 (12.2%)	2,089 (100.0%)	31.8%
小児科	442 (19.7%)	387 (17.3%)	226 (10.1%)	249 (11.1%)	252 (11.2%)	247 (11.0%)	438 (19.5%)	2,241 (100.0%)	34.2%
外科	311 (23.5%)	191 (14.4%)	151 (11.4%)	194 (14.6%)	183 (13.8%)	166 (12.5%)	130 (9.8%)	1,326 (100.0%)	20.2%
心疾患・ その他	206 (22.7%)	136 (15.0%)	113 (12.5%)	110 (12.1%)	108 (11.9%)	136 (15.0%)	97 (10.7%)	906 (100.0%)	13.8%
(人) 合計	1,381 (21.0%)	1,084 (16.5%)	770 (11.7%)	801 (12.2%)	788 (12.0%)	819 (12.5%)	919 (14.0%)	6,562 (100.0%)	100.0%

注：（）内は、診療科別時間帯患者数の構成比

<休日：入院>

患者数	10～11時	11～12時	12～13時	13～14時	14～15時	15～16時	16～17時	合計	割合 (%)
内科	65 (18.8%)	66 (19.1%)	53 (15.4%)	41 (11.9%)	35 (10.1%)	48 (13.9%)	37 (10.7%)	345 (100.0%)	48.8%
小児科	25 (18.7%)	23 (17.2%)	17 (12.7%)	16 (11.9%)	18 (13.4%)	14 (10.4%)	21 (15.7%)	134 (100.0%)	19.0%
外科	29 (25.2%)	16 (13.9%)	15 (13.0%)	20 (17.4%)	12 (10.4%)	17 (14.8%)	6 (5.2%)	115 (100.0%)	16.3%
心疾患・ その他	25 (22.1%)	11 (9.7%)	10 (8.8%)	15 (13.3%)	15 (13.3%)	26 (23.0%)	11 (9.7%)	113 (100.0%)	16.0%
(人) 合計	144 (20.4%)	116 (16.4%)	95 (13.4%)	92 (13.0%)	80 (11.3%)	105 (14.9%)	75 (10.6%)	707 (100.0%)	100.0%

注：（）内は、診療科別時間帯患者数の構成比



平成16年度病院群輪番制(当番実績及び患者数)

北部医療圏の病院	H16年度			患者数					
	当番実績	内訳			処置内訳		来院内訳		
		夜間	休日		入院	外来他	救急車	紹介	その他
A	61	48	13	2,500	327	2,173	722	72	1,706
B	68	66	2	1,845	216	1,629	630	16	1,199
C	60	51	9	1,754	367	1,387	581	969	204
D	45	32	13	1,113	104	1,009	251	29	833
E	36	24	12	881	73	808	160	2	719
F	30	23	7	874	50	824	158	0	716
G	28	26	2	811	71	740	175	5	631
H	25	25	0	577	36	541	101	2	474
I	24	24	0	570	53	517	151	2	417
J	38	33	5	466	84	382	215	1	250
K	38	38	0	424	37	387	88	1	335
L	14	14	0	244	26	218	44	0	200
M	15	15	0	164	24	140	75	1	88
N	27	14	13	155	16	139	40	22	93
O	13	13	0	146	17	129	53	0	93
P	12	12	0	83	22	61	36	1	46
Q	12	12	0	57	13	44	24	0	33
R	12	12	0	57	3	54	8	3	46
S	12	12	0	41	5	36	12	0	29
北部 合計	570	494	76	12,762	1,544	11,218	3,524	1,126	8,112

平成16年度病院群輪番制(当番実績及び患者数)

南部医療圏の病院	H16年度			患者数	処置内訳		来院内訳		
	当番実績	内訳			入院	外来他	救急車	紹介	その他
		夜間	休日						
ア	104	91	13	2,726	444	2,282	204	99	2,423
イ	79	65	14	2,193	359	1,834	246	32	1,915
ウ	68	62	6	1,959	242	1,717	91	9	1,859
エ	65	54	11	1,733	258	1,475	152	34	1,547
オ	46	36	10	1,673	285	1,388	167	24	1,482
カ	60	48	12	1,207	204	1,003	97	154	956
キ	16	16	0	277	48	229	36	1	240
ク	11	11	0	234	22	212	21	0	213
ケ	13	13	0	230	33	197	29	0	201
コ	15	11	4	222	37	185	15	13	194
サ	14	14	0	210	51	159	45	0	165
シ	12	12	0	195	24	171	17	0	178
ス	12	12	0	188	20	168	19	3	166
セ	12	12	0	186	41	145	37	0	149
ソ	15	15	0	116	46	70	28	2	86
タ	12	12	0	105	40	65	36	1	68
チ	12	12	0	105	15	90	7	2	96
ツ	4	4	0	50	6	44	4	8	38
テ	18	18	0	34	19	15	17	0	17
南部 合計	588	518	70	13,643	2,194	11,449	1,268	382	11,993
横浜市 合計	1,753	1,537	216	37,196	5,323	31,873	7,839	1,946	27,411

平成16年度病院群輪番制（当番日1回当り患者数）

北部医療圏の病院	H16年度			患者数	処置内訳		来院内訳		
	当番実績	内訳			入院	外来他	救急車	紹介	その他
		夜間	休日						
A	61	48	13	41.0	5.4	35.6	11.8	1.2	28.0
C	60	51	9	29.2	6.1	23.1	9.7	16.2	3.4
F	30	23	7	29.1	1.7	27.5	5.3	0.0	23.9
G	28	26	2	29.0	2.5	26.4	6.3	0.2	22.5
B	68	66	2	27.1	3.2	24.0	9.3	0.2	17.6
D	45	32	13	24.7	2.3	22.4	5.6	0.6	18.5
E	36	24	12	24.5	2.0	22.4	4.4	0.1	20.0
I	24	24	0	23.8	2.2	21.5	6.3	0.1	17.4
H	25	25	0	23.1	1.4	21.6	4.0	0.1	19.0
L	14	14	0	17.4	1.9	15.6	3.1	0.0	14.3
J	38	33	5	12.3	2.2	10.1	5.7	0.0	6.6
O	13	13	0	11.2	1.3	9.9	4.1	0.0	7.2
K	38	38	0	11.2	1.0	10.2	2.3	0.0	8.8
M	15	15	0	10.9	1.6	9.3	5.0	0.1	5.9
P	12	12	0	6.9	1.8	5.1	3.0	0.1	3.8
N	27	14	13	5.7	0.6	5.1	1.5	0.8	3.4
Q	12	12	0	4.8	1.1	3.7	2.0	0.0	2.8
R	12	12	0	4.8	0.3	4.5	0.7	0.3	3.8
S	12	12	0	3.4	0.4	3.0	1.0	0.0	2.4
北部 平均	30	26	4	17.9	2.1	15.8	4.8	1.0	12.1

平成16年度病院群輪番制(当番日1回当り患者数)

南部医療圏の病院	H16年度			患者数	処置内訳		来院内訳		
	当番 実績	内訳			入院	外来他	救急車	紹介	その他
		夜間	休日						
オ	46	36	10	36.4	6.2	30.2	3.6	0.5	32.2
ウ	68	62	6	28.8	3.6	25.3	1.3	0.1	27.3
イ	79	65	14	27.8	4.5	23.2	3.1	0.4	24.2
エ	65	54	11	26.7	4.0	22.7	2.3	0.5	23.8
ア	104	91	13	26.2	4.3	21.9	2.0	1.0	23.3
ク	11	11	0	21.3	2.0	19.3	1.9	0.0	19.4
カ	60	48	12	20.1	3.4	16.7	1.6	2.6	15.9
ケ	13	13	0	17.7	2.5	15.2	2.2	0.0	15.5
キ	16	16	0	17.3	3.0	14.3	2.3	0.1	15.0
シ	12	12	0	16.3	2.0	14.3	1.4	0.0	14.8
ス	12	12	0	15.7	1.7	14.0	1.6	0.3	13.8
セ	12	12	0	15.5	3.4	12.1	3.1	0.0	12.4
サ	14	14	0	15.0	3.6	11.4	3.2	0.0	11.8
コ	15	11	4	14.8	2.5	12.3	1.0	0.9	12.9
ツ	4	4	0	12.5	1.5	11.0	1.0	2.0	9.5
タ	12	12	0	8.8	3.3	5.4	3.0	0.1	5.7
チ	12	12	0	8.8	1.3	7.5	0.6	0.2	8.0
ソ	15	15	0	7.7	3.1	4.7	1.9	0.1	5.7
テ	18	18	0	1.9	1.1	0.8	0.9	0.0	0.9
南部 平均	31	27	4	17.8	3.0	14.9	2.0	0.5	15.4
横浜市 平均	94	82	12	52.8	7.5	45.3	11.9	2.3	38.6

年度別病院別転送患者数（平成12年度～平成16年度）

年度		12	13	14	15	16	12～16	割合
病院名								
北 部	汐田総合病院	3	2	1	1	1	8	
	佐々木病院	0	2	0	0	1	3	
	徳田病院	0	2	0	0	0	2	
	生麦病院	0	0	0	1	0	1	
	平和病院	0	0	0	1	0	1	
	大口東総合病院	11	5	11	15	11	53	
	済生会神奈川県病院	49	41	51	55	54	250	
	鴨居病院	2	1	1	6	4	14	
	牧野記念病院	2	2	6	2	1	13	
	横浜市北東部労災病院	28 (2)	27	25	26	42	148 (2)	
	新横浜母と子の病院	3	-	1	2	1	7	
	昭和大学横浜市北部病院	-	2	7	26	25	60	
	昭和大学藤が丘病院	-	-	-	5	24	29	
	菊名記念病院	5 (2)	6 (3)	5 (1)	5 (1)	6 (2)	27 (9)	
	長津田厚生総合病院	0	1	1	0	2	4	
	横浜新緑病院	0	0	1	1	0	2	
	横浜総合病院	5	1	1	2	1	10	
	青葉台病院	0	0	0	0	0	0	
	たちばな台病院	0	0	0	0	1	1	
	山本記念病院	0	0	0	0	0	0	
高田中央病院	2	2	-	-	0	4		
小計	110 (4)	94 (3)	111 (1)	148 (1)	174 (2)	637 (11)	14.6	
西 部	けいゆう病院	42 (2)	72	41	59 (2)	54 (1)	268 (5)	
	松島病院	1	1	3	1	0	6	
	横浜船員保険病院	9	6	11	6	13	45	
	市立市民病院	97	126	118	141 (1)	117	599 (1)	
	聖隷横浜病院	24	21	18	9	22	94	
	育生会横浜病院	4	1	2	0	2	9	
	横浜旭中央総合病院	1	3	3	8	15	30	
	上白根病院	2	0	0	0	0	2	
	戸塚共立第一病院	1	3	2	9	4	19	
	戸塚共立第二病院	-	3	6	7	4 (1)	20 (1)	
	戸塚中央病院	1	1	0	2	2	6	
	西横浜国際総合病院	8 (1)	4	8	11	7	38 (1)	
	保健生協戸塚病院	0	0	1	0	0	1	
	東戸塚記念病院	4	3	4	5	3	19	
	平澤病院	0	1	3	0	1	5	
	国際親善病院	6	10	7	9 (2)	9	41 (2)	
	湘南泉病院	0	0	0	0	1	1	
	横浜桐峰会病院	0	0	1	0	0	1	
	国立病院横浜医療センター	2	1	4	9 (1)	10	26 (1)	
	小計	202 (3)	256 (0)	232 (0)	276 (6)	264 (2)	1,230 (11)	28.3

年度		12	13	14	15	16	12~16	割合
病院名								
南 部	横浜掖済会病院	3	4	5	2	6	20	
	社会保険横浜中央病院	74	87 (1)	85 (1)	110 (3)	90 (1)	446 (6)	
	市立港湾病院	35	42	69 (1)	58 (1)	13	217 (2)	
	本牧病院	3	5	7	4	1	20	
	横浜赤十字病院	42	57 (5)	49	50 (2)	51 (1)	249 (8)	
	有馬病院	5	1	6	3	2	17	
	野村病院	1	0	1	0	2	4	
	佐藤病院	9	11	10	6	6	42	
	済生会横浜市南部病院	40	46 (3)	50	45 (1)	50	231 (4)	
	神奈川県衛生看護 専門学校付属病院	20	19	28	26	28	121	
	屏風ヶ浦病院	0	1	2	0	0	3	
	磯子中央・脳神経外科病院	0	3	4	1	4	12	
	金沢文庫病院	6	3	2	1	0	12	
	金沢病院	0	1	0	0	1	2	
	済生会若草病院	4	1	1	0	1	7	
	横浜南共済病院	14 (1)	10	14	24 (3)	16	78 (4)	
	神奈川県立循環器 呼吸器病センター	3 (1)	2 (2)	3 (1)	1 (1)	0	9 (5)	
	横浜栄共済病院	12	10 (1)	18 (2)	21 (2)	20 (1)	81 (6)	
	ふれあい横浜ホスピタル	-	-	-	-	4	4	
小計	271 (2)	303 (12)	354 (5)	352 (13)	295 (3)	1,575 (35)	36.2	
そ の 他	神奈川県立こども医療センター	11	20	18	23	13	85	
	市立大学医学部附属病院	92	39	30	28	28	217	
	市立大学医学部附属 市民総合医療センター	51	79	52	66	69	317	
	市立脳血管医療センター	12	28	16	17	18	91	
	聖マリアンナ医科大学 横浜市西部病院	7	5	4	1	2	19	
	市内の病院	34	28	26	15	16	119	
	市外の病院	13	15	6	13	9	56	
	その他	0	1	1	2	0	4	
小計	220	215	153	165	155	908	20.9	
合計	803 (9)	868 (15)	850 (6)	941 (20)	888 (7)	4,350 (57)	100%	

注1 () 内は再掲：心疾患輸番日に心疾患患者を受け入れた数。



小児救急医療の現状を調査に診てほしい…

いつでも、すぐに小児科専門医に診てほしい…

～医療機関では小児科医不足が深刻、救急で受診する必要がないケースも…～

保護者 3 万人、小児科を標榜する市内病院・診療所を対象として、今後の小児救急医療施策の検討に活用するため実施したアンケート調査の結果がまとまりましたので、お知らせします。



市民アンケートの結果

1 1年間のうちに、子どもが急病やけがをした人は3人に2人

回答のあった約 2 万人の保護者のうち63%が「過去 1 年間に子どもが急な発病やけがをしたことがあった」と答えており、子どもの発病やけがに気づいた時間帯としては、夕方から夜間が多く18時から20時までの間がピークとなっている。この時間帯は多くの小児科診療所は診療を終えており、平日の16時から24時までに子どもの発病・けがに気づいた人の約半数(46%)が救急医療機関を受診している。

2 受診した市民の2人に1人が救急医療機関の対応に満足、4人に1人が不満

実際に休日・夜間などに救急医療機関を受診した約 5,400 人のうち救急医療機関の対応に「満足」または「おおむね満足」と感じた人は49%、「不満」または「やや不満」と感じた人は26%であった。「不満に感じたことは何か」を複数回答で聞いたところ、「不満」または「やや不満」と感じた人の半数以上(52%)の人が「診察までの待ち時間が長かった」ことをあげている。そのほか「医師の説明が十分でないと感じた」ことや「診察や検査が不十分のように感じた」ことなどが不満な点にあげられている。

3 救急医療機関には症状の重さによって役割分担があることを知っている人は1割

患者の症状の程度によって、救急医療機関は初期・二次・三次に分かれ、それぞれ役割分担があることを「知っている」のは回答者の11%で、71%の人はまったく知らなかった。このことについて、二次医療を担う病院へのアンケート結果では、「本来、入院・手術が必要な患者の診療にあたる二次医療機関(病院)に、外来診療でよい初期救急患者が直接受診してしまうケースが多く、役割分担が機能していない」といった課題を指摘する回答が半数を超えている(52%)。

4 救急で受診する必要がなかったケースも

回答者全体のうち4人に1人(26%)が、「救急か判断がつかず救急医療機関を受診したが、診察の結果は急いで受診が必要なほどの症状ではなかった」経験を持ち、「急いで受診する必要があると思い救急医療機関を受診したが、診察の結果は急いで受診が必要なほどの症状ではなかった」経験を持つ人も21%いた。さらに、「自分でも救急とは思わなかったが、急のために受診した」経験を持つ人も15%にのぼっている。このことについて、救急医療機関からは、救急でないケースでの受診が多いといった指摘も出されている。

5 小児救急への市民ニーズ、最も多かったのは「専門小児科医の診察」

回答者全員に、「横浜市の小児救急医療体制への満足度」をきいたところ、「やや不満」、「不満」と答えた人の割合は28%で、「満足」、「おおむね満足」と答えた人の割合18%を大きく上回っている。また、今後の小児救急医療に望むことを3つ以内で答えてもらったところ、「専門の小児科医に診てほしい」(48%)、「24時間対応など時間延長をしてほしい」(43%)、「電話などで医師・看護師などに相談できるようにしてほしい」(40%)が上位となった。

6 区別の状況では夜間急病センターがない市南部方面で不満の割合が高い

区別に見ると、「自宅から夜間急病センターに30分以内で到着できた」割合は、金沢区の44%から西区の100%まで開きがあった。また、市内 3 か所の夜間急病センターの所在区・所在隣接区では、「横浜市の小児救急医療体制

への満足度」が比較的高い(例:都筑区の、「満足」、「おおむね満足」と答えた人の割合は27%)のに比べ、**夜間急病センターが近くにない金沢区・栄区では不満を感じている人の割合が高くなっている**(「やや不満」、「不満」と答えた人の割合は金沢区が最も高く40%)。

医療機関アンケートの結果

1 診療所の約7割は18時までに診療を終了 74%が休日急患診療所の診察に参加

回答のあった小児科標榜診療所の平日(月～金曜日)の診療時間をみると、**72%が18時までに診療を終了**しており、25%が19時までとなっている。19時程度までの診療時間延長については、18時までに診療を終了している診療所のうち**約6割が「人員体制などから困難」と回答**している。

また、日曜日に診療を行っている診療所は7%であり、85%は今後行う予定がないと回答している。

一方、初期救急医療への参加状況については、**74%が休日急患診療所の診察に参加**(平均参加回数2.8回・年)し、**29%が夜間急病センターの診察に参加**(平均参加回数9.6回・年)している。

2 市独自の電話相談事業については慎重

夜間の小児の急病・けがなどに医師・看護師等が電話で相談に応じる「**小児救急電話相談事業**」は神奈川県が実施予定であるが、きめ細かく対応するため横浜市でも独自に行った方がよいと思うか診療所にきいた結果は、「**どちらとも言えない**」という回答が最も多かった(38%)。「**実施しない方がよい**」と回答した診療所の75%が、「**電話では適切な相談・助言を行うことが困難**」なことを理由にあげている。また、実施した場合の参加意向については、「**どのような方法でも参加困難**」との回答は27%であった。

3 病院では小児科医の不足が課題 拠点となる病院への集約化が課題

病院に対するアンケートの結果では、回答のあった33病院のうち、**常勤の小児科医が0人または1人の病院が45%**(15病院、うち救急告示病院11病院)であり、現在の**小児科救急医療体制の特に大きな課題として6割の病院が「小児科医が不足しており、十分な救急応需体制が整備できない」ことをあげる**など、小児科医が不足している状況が目立った。

また、今後の小児二次救急医療体制として何が最も効果的と考えるかという設問に対しては、「**24時間365日対応可能な拠点病院を中心とするなど集約化を図る**」という回答が最も多かった一方、**自院の小児科医を拠点病院に派遣することについては76%の病院が困難**としている。

<参考 横浜市の小児救急医療体制の状況など>

- 初期救急(外来診療による比較的軽症な患者への救急医療)
日曜・祝日など=各区1か所の休日急患診療所(概ね10:00~16:00)
毎夜間=市内3か所(中区・都筑区・泉区)の夜間急病センター(20:00~24:00*)
*中区にある夜間急病センターは翌朝6:00まで
- 二次救急(入院治療や手術等を必要とする患者への対応)
毎夜間・休日に市内3か所の病院が交代で担当(病院群輪番制)するほか、24時間365日対応する拠点病院を整備
- 横浜市救急医療情報センター=急病のときに受診できる医療機関を紹介(24時間・無休)

- ◆ 調査名:「小児救急医療実態調査」(H16年5月~H17年1月)
- ◆ 調査目的:今後の横浜市の小児救急医療施策の検討に活用
- ◆ 調査対象:①市民アンケート=1歳6か月または3歳児健診を受診する保護者3万人
②医療機関アンケート=小児科を標榜する市内の病院、診療所
- ◆ 回答数:①20,567人(回収率69%)②33病院(回収率66%)364診療所(回収率62%)
- ◆ 実施機関:横浜市衛生局・横浜市立大学医学部公衆衛生学

調査の
概要

平成17年度

予 算 概 要

(抜粋)

衛 生 局

9

救急医療の推進

1 救急医療センター運営事業費 766,628千円

救急医療センター（夜間急病センター及び救急医療情報センター）

を財団法人横浜市総合保健医療財団へ委託して運営します。

(1) 夜間急病センター

診療科目	診療時間
内科、小児科	午後8時～翌朝午前6時
眼科、耳鼻咽喉科	午後8時～午前0時

(2) 救急医療情報センター

救急医療情報提供 365日 24時間

看護師による医療情報案内(毎夜間午後6時から午後11時まで)

2 初期救急医療対策事業費 411,440千円

(1) 夜間急病センター運営助成事業費 123,568千円

横浜市医師会が運営する夜間急病センター2か所に対して運営費

を助成します。

(2) 休日急患診療所運営助成等事業費 287,372千円

各区メディカルセンター等が運営する休日急患診療所に対して運営費等を助成します。

	診療時間	診療科目	か所数	備考
夜間	毎夜間 午後8時～午前0時	内科 小児科	2	北部夜間急病センター (都筑区休日急患診療所に併設) 南西部夜間急病センター (泉区休日急患診療所に併設)
休日	日・祝日・年末年始 概ね 午前10時～午後4時	内科 小児科	18	各区1か所
		うち 歯科併設	2	金沢・戸塚

(3) 【新】南部方面夜間初期救急医療検討調査事業 500千円

南部方面の夜間初期救急医療の拡充策について検討します。

3 二次救急医療対策事業費 293,184千円

(1) 病院群輪番制助成事業費 272,684千円

夜間・休日における二次救急医療を確保するため病院群輪番制事業（小児輪番を除く）に対して運営費を助成します。

参加病院数 55病院（前年度 55病院）

診療科目 内科・外科（市内3ブロック各1病院）

急性心疾患（市内1ブロック 1病院）

(2) 救急協力医療機関助成事業費 20,500千円

多数の救急患者を受け入れている救急医療機関に対し運営費を助成します。

4 三次救急医療対策事業費 89,892千円

昭和大学藤が丘病院及び西部病院が運営する救命救急センターに対して運営費を助成します。

5 周産期救急医療対策事業費 97,773千円

(1) 周産期センター運営助成事業費 68,000千円

西部病院が運営する周産期センターに対して運営費を助成します。

(2) 母児二次救急システム運営事業費 29,773千円

二次救急病院と地域の産婦人科診療所等との連携を強化し、救急患者（母体、胎児及び新生児等）を受け入れる二次救急病院に対して運営費を助成します。

参加病院数 15病院

6【拡】小児救急医療対策事業費 229,935千円

小児科24時間救急医療を実施する小児救急の拠点となる病院に運営費の一部を助成するほか、夜間・休日における二次救急医療を確保するため小児輪番事業に対して運営費を助成します。

小児救急の拠点となる病院 6病院（助成対象 4病院、市立病院 2病院）

小児輪番参加病院数 27病院

7 精神科救急医療対策事業費〔再掲〕

228,606千円

神奈川県、川崎市と協調して、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行い、精神科救急医療を実施します。

8 救急医療センター耐震対策事業費

7,055千円

本年度は、横浜市公共建築物耐震対策事業計画に基づき、実施設計を行います。

9 歯科保健医療センター運営助成事業費

73,524千円

横浜市歯科医師会が運営する歯科保健医療センターに対して運営費を助成します。

事業内容	診療日	診療時間
休日救急歯科診療	日・祝日・年末年始	午前10時～午後4時
夜間救急歯科診療	毎夜間	午後7時～午後11時
心身障害児・者歯科診療	月曜・木曜・土曜	午前10時～午後4時

10 外国人救急医療対策事業費

21,261千円

外国人救急患者の円滑な受入体制を確保するため、外国人の救急医療に係る診療費の未収金を、医療機関に対して助成します。

休日急患診療所運営費補助金交付要綱

制 定 平成 11 年 8 月 3 日（市長決裁）

最近改正 平成 17 年 4 月 13 日（局長決裁）

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、休日の初期救急患者の診療を行う各区の休日急患診療所の運営に要する経費（以下「運営費」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

（診療日）

第 2 条 休日急患診療所の診療日は、日曜日、国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日及び年末年始（12 月 30 日から 1 月 3 日まで）とする。

（診療時間）

第 3 条 休日急患診療所の診療時間は、午前 10 時から午後 4 時までを標準とし、6 時間以上とする。

（診療科目）

第 4 条 休日急患診療所の診療科目は、内科及び小児科等とする。

（補助事業者）

第 5 条 この要綱により補助金の交付を受けられるのは、別表 1 に定める各区の休日急患診療所を運営する社団法人（以下「補助事業者」という。）とする。

（補助対象事業費及び補助基準額）

第 6 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象事業費」という。）は、別表 2 に定めるとおりとする。

2 補助金算定の基準となる額（以下「補助基準額」という。）は、別表 3 に定めるとりとする。

（補助金額の算定）

第 7 条 補助金の額は、補助対象事業費の実支出額と補助基準額を比較して、いずれか低い方の額から神奈川県補助金を減じて得た額とする。

2 駐車場賃借料の補助金の額は、当該経費の実支出額と補助基準額とを比較して、いずれか低い方の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

3 前各項の額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（使途の制限）

第 8 条 補助金は、補助対象事業費以外の経費に使用してはならない。

（補助金の交付方法）

第 9 条 補助対象事業費のうち、人件費及び駐車場賃借料については、四半期ごとの概算払とする。

(委 任)

第10条 補助金の申請、請求、受理及び精算は、補助事業者が社団法人横浜市医師会に委任して行うものとする。

2 社団法人横浜市医師会は、補助金交付の代理申請にあたり、補助事業者の委任状を市長に提出するものとする。

(交付申請)

第11条 補助金の交付申請は、休日急患診療所運営費補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出して行うものとする。

(交付決定)

第12条 補助金の交付申請があったときは、市長はその内容を審査し、適当と認めた場合は、休日急患診療所運営費補助金交付決定通知書(第2号様式、以下「交付決定通知書」という。)により、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定金額の変更)

第13条 市長は、神奈川県補助金の額が、年度途中に変更された場合には、交付決定通知書により通知した補助金の額を変更する。

2 市長は、補助金の額を変更する場合には、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第14条 毎四半期終了後翌月末日までに、各休日急患診療所の患者数等を記載した四半期ごとの休日急患診療所運営費補助金事業実施状況報告書(第3号様式、以下「事業実施状況報告書」という。)を市長に提出するものとする。

(実績報告)

第15条 年度終了後5月20日までに、当該年度の休日急患診療所運営費補助金事業実績報告書(第4号様式、以下「事業実績報告書」という。)を市長に提出するものとする。

(精 算)

第16条 補助金の精算は、事業実績報告書をもって行うものとする。

2 精算の結果、補助金に剰余金が生じたときは、直ちに市長に返還するものとする。

3 精算の結果、当該年度の休日急患診療所の運営収支において収支の不足が生じたときは、翌年度に、次により得た額を交付するものとする。

人件費の補助率を100%として当該年度の単価、人数、日数で算定した額と既に交付した人件費補助額との差額を上限とし、上限額と収支不足額のいずれか少ない方の額の範囲内で、当該年度の休日急患診療所の運営に必要と市長が認めた額。

(帳簿の保管)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当

該収入及び支出についての証拠書類を事業完了後5年間保管するものとする。

(調 査)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助金の使途及び経理の状況等について、関係書類の提出を求め、調査を行うことができる。

(補助の取消等)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な手続により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を補助対象事業費以外の経費に使用したとき。
- (4) 前各号のほか、この要綱の規定に違反したとき。

附 則

この要綱は、平成11年8月3日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年7月13日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

(別表1) 補助事業者

施設名	補助事業者
鶴見区休日急患診療所	社団法人 横浜市鶴見メディカルセンター
神奈川区休日急患診療所	社団法人 神奈川区メジカルセンター
西区休日急患診療所	社団法人 西区医療センター
中区休日急患診療所	社団法人 横浜市中区医療センター
南区休日急患診療所	社団法人 南区医師協会
港南区休日急患診療所	社団法人 横浜港南メヂカルセンター
保土ヶ谷区休日急患診療所	社団法人 横浜市保土ヶ谷区医療センター
旭区休日急患診療所	社団法人 横浜市旭医療センター
磯子区休日急患診療所	社団法人 横浜市磯子区医療センター
金沢区休日急患診療所	社団法人 金沢区三師会
港北区休日急患診療所	社団法人 横浜市港北医療センター
緑区休日急患診療所	社団法人 横浜市緑区メディカルセンター
青葉区休日急患診療所	社団法人 横浜市青葉区メディカルセンター
都筑区休日急患診療所	社団法人 横浜市都筑医療センター
戸塚区休日急患診療所	社団法人 横浜西部総合保健センター
栄区休日急患診療所	社団法人 栄区メディカルセンター
泉区休日急患診療所	社団法人 泉区メディカルセンター
瀬谷区休日急患診療所	社団法人 横浜市瀬谷区メディカルセンター

(別表2) 補助対象事業費

1 人件費	休日急患診療所の診療に携わる医師、薬剤師、看護師、事務員、歯科医師、歯科衛生士の賃金
2 診療報酬請求事務費	診療報酬請求事務委託料又はレセプトコンピュータ賃借料
3 施設管理費	施設の管理人の賃金又は施設の警備委託料 (施設の管理人とは、運営時間外に施設を管理する者とする。)
4 駐車場賃借料	休日急患診療所の患者用駐車場の賃借料
5 医師賠償責任保険料	休日急患診療所に出動し診療を行う医師を被保険者にした賠償責任保険料
6 災害用自家発電装置点検整備費	休日急患診療所に設置されている災害用自家発電装置の点検整備費

(別表3) 補助基準額

1 人件費

次表の職種ごとの単価に、日数、人数、補助率を乗じて算定した額

○ 補助基準人数及び単価表 (診療日1日あたり) 単位円

	日曜・祝日		2 連 休		3・4連休		年 末 年 始	
	人	単価	人	単価	人	単価	人	単価
医 師	2	63,300	2	69,600	2	79,100	3	94,900
薬 剤 師	2	31,200	2	34,300	2	39,000	3	46,800
看 護 師	2	10,400	2	11,400	2	13,000	3	15,600
事 務 員	2	8,200	2	9,000	2	10,200	3	12,300
歯 科 医 師	1	63,300	1	69,600	1	79,100	2	94,900
歯 科 衛 生 士	1	10,400	1	11,400	1	13,000	2	15,600
補 助 率	85%							
・ 歯科医師及び歯科衛生士は、歯科を診療科目にしている休日急患診療所が対象								

2 診療報酬請求事務費

1 施設あたり _____ 336,000円

3 施設管理費

1 施設あたり _____ 774,000円

4 駐車場賃借料

1 施設あたり _____ 5,400,000円

5 医師賠償責任保険料

1 施設あたり _____ 50,000円

6 災害用自家発電装置点検整備費

1 施設あたり _____ 60,000円

夜間急病センター運営費補助金交付要綱

制 定 平成12年12月12日（市長決裁）

最近改正 平成17年3月28日（局長決裁）

（趣 旨）

第1条 この要綱は、夜間に初期救急患者の診療を行う北部夜間急病センター及び南西部夜間急病センター（以下「夜間急病センター」という。）の運営に要する経費（以下「運営費」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

（診療時間）

第2条 夜間急病センターの診療時間は、毎夜間、午後8時から翌午前0時までとする。

（診療科目）

第3条 夜間急病センターの診療科目は、内科及び小児科とする。

（補助対象事業費及び補助基準額）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象事業費」という。）は、別表1に定めるとおりとする。

2 補助金算定の基準となる額（以下「補助基準額」という。）は、別表2に定めるとおりとする。

（補助金額の算定）

第5条 補助金の額は、補助対象事業費の実支出額と補助基準額とを比較して、いずれか低い方の額から神奈川県補助金を減じて得た額とする。

2 前項の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（使途の制限）

第6条 補助金は、補助対象事業費以外の経費に使用してはならない。

（補助金の交付方法）

第7条 補助対象事業費のうち、人件費は四半期ごとの概算払とする。

（交付申請）

第8条 この補助金の交付申請は、夜間急病センターを運営する社団法人横浜市医師会（以下「補助事業者」という。）が行う。

2 補助金の交付申請は、夜間急病センター運営費補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出して行うものとする。

（交付決定）

第9条 補助金の交付申請があったときは、市長はその内容を審査し、適当と認めた場合は、夜間急病センター運営費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（状況報告）

第10条 補助事業者は、毎四半期終了後翌月末日までに、患者数等を記載した四半期ごとの事業実施状況報告書を市長に提出するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、年度終了後5月20日までに、当該年度の夜間急病センター運営費補助金事業実績報告書(第3号様式、以下「事業実績報告書」という。)を市長に提出するものとする。

(精算)

第12条 補助金の精算は、事業実績報告書をもって行うものとする。

2 精算の結果、補助金に剰余金が生じたときは、直ちに市長に返還するものとする。

(帳簿の保管)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を事業完了後5年間保管するものとする。

(調査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助金の使途及び経理の状況等について、関係書類の提出を求め、調査を行うことができる。

(補助の取消等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な手続により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を補助対象事業費以外の経費に使用したとき。
- (4) 前各号のほか、この要綱の規定に違反したとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年12月18日から施行する。
(北部夜間急病センター運営費補助金交付要綱の廃止)
- 2 北部夜間急病センター運営費補助金交付要綱(平成12年8月4日市長決裁)は、
廃止する。
(経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の北部夜間急病センター運営費補助金交付要綱に基づきな
された手続その他の行為は、この要綱に基づきなされたものとみなす。
- 4 南西部夜間急病センターの平成12年12月18日から平成13年3月31日まで
の間の運営に係る補助基準額の算定に当たっては、常勤職員である看護師及び事務員
に係る人件費をそれぞれ1人あたり909,277円、841,368円として、こ
の要綱を適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(別表1) 補助対象事業費

1 人 件 費	夜間急病センターの診療に携わる医師、薬剤師、看護師 及び事務員の賃金
2 医師賠償責任 保険料	夜間急病センターに出動し診療を行う医師を被保険者に した賠償責任保険料

(別表2) 補助基準額 (1施設あたり)

1 人件費

次に掲げる職種ごとの単価に、日数、人数を乗じた合計額に補助率を乗じて算出した額とする (千円未満は切り捨てる)。

(1) 常勤職員 単位 円

	人数	1人年額
看護師	1人	3,782,600
事務員	2人	3,500,100

(2) 非常勤職員 (診療日1日あたり)

単位 円

	平日		土・日・祝		2連休		3連休		年末年始		
	人	単価	人	単価	人	単価	人	単価	人	単価	
医師	2	47,500	2	57,000	2	61,700	3	66,500	3	80,700	
薬剤師	1	27,100	1	27,100	1	27,100	2	27,100	2	40,600	
	—	—	1	10,600	1	10,600	—	—	—	—	
看護師	2	10,600	2	12,700	2	12,700	3	12,700	3	15,900	
事務員	2	9,300	2	9,300	2	9,300	3	9,300	3	13,900	
計	1日	7	161,900	8	195,700	8	205,100	11	319,700	11	417,600

(3) 補助率

80%

2 医師賠償責任保険料

61,000円

(注1) 年末年始とは、12月29日から翌年1月3日までをいう。

(注2) 1(1)、(2)の表は、それぞれ、年間の常勤職員に係る人件費の補助基準、「診療日1日あたり」の非常勤職員に係る人件費の補助基準を定めたものであるが、その算定に当たっては、各職員が次の時間について勤務することを基礎としたものである。

(常勤職員補助対象勤務時間)

- ・看護師 16:00～翌1:00
- ・事務員 1人 12:30～21:30
1人 18:00～翌1:00

(非常勤職員補助対象勤務時間)

- ・医師 20:00～翌0:00
- ・薬剤師 20:00～翌0:30
- 土曜、日曜、祝日及び2連休の場合
- 1人 20:00～翌0:30
- 1人 20:00～22:00
- ・看護師 19:30～翌0:30
- ・事務員 19:30～翌0:30

横浜市病院群輪番制運営費補助金交付要綱

制 定 昭和60年4月1日（市長決裁）

最近改定 平成17年5月11日（局長決裁）

（趣 旨）

第1条 この要綱は、横浜市における救急医療体制の充実を図るため、病院群輪番制による夜間及び休日の第二次応需体制事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（輪番病院）

第2条 この要綱において、輪番病院とは、前条に規定する事業に参加する病院であつて、主として夜間急病センター、休日急患診療所等から紹介される傷病患者の診療を行う内科・小児科・外科診療病院及び急性心疾患診療病院をいう。

2 この事業に新たに参加しようとする病院及び継続して参加しようとする病院は、別に定める事業計画書を提出し、「輪番参加病院選定委員会」が毎年度行う審査を受けるものとする。

（参加基準）

第3条 この事業に参加する輪番病院は、救急対応病床として20床以上を有している病院とし、内科、小児科、外科の診療を行う輪番病院は、参加する各診療科を標ぼうしている病院とする。

2 輪番病院の参加基準は、別表第1のとおりとする。

3 第1項の救急対応病床とは、救急患者に対応できる病床とし、参加病院の許可病床から精神病床、結核病床、感染症病床及び療養病床（旧療養型病床、旧特例許可老人病床を含む。）を除いた病床とする。

（事業計画書等の提出）

第4条 この事業に参加する病院は、次の各号のいずれかに該当するときは、病院群輪番制参加病院事業計画書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 新たにこの事業に参加する場合（継続して参加する場合は、年度ごとに提出）

(2) 診療体制に変更がある場合

2 輪番病院は、この事業の参加を辞退し、又は休止しようとするときは、時期及び理由を記載した病院群輪番制事業辞退（休止）届（第2号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（実施体制）

第5条 この事業は、市域を3ブロックに分け、各ブロック内における病院の輪番制により傷病患者の診療を次の各号のとおり実施する。ただし、急性心疾患の診療については、市域を1ブロックで実施する。

(1) 急性心疾患診療病院は、原則として内科・小児科・外科を併せて診療する。

(2) 急性心疾患診療病院が、急性心疾患単科目のみ応需する場合は、同じブロックに内科・小児科・外科を診療する病院を併せて配置する。

(3) 内科・外科診療病院が診療する場合は、同じブロックに小児科単科目のみ診療する病院、又は小児科・急性心疾患を診療する病院を併せて配置する。

(4) 内科・外科・急性心疾患診療病院が診療する場合は、同じブロックに小児科単科目のみ診療する病院を併せて配置する。

2 前項のブロックの地域割は、別表第2のとおりとする。

（診療時間等）

第6条 診療日及び診療時間は、次のとおりとする。

(1) 夜間の診療時間は、毎夜間の午後6時から翌日午前7時までとする。

(2) 休日の診療時間は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年始（12月30日から1月3日まで）の午前10時から午後5時までとする。

(診療体制)

第7条 輪番病院は、内科・小児科・外科及び急性心疾患の診療内容ごとにそれぞれの担当医を配置し、傷病患者の診療に対処しなければならない。

2 応援医師、看護師、応援看護師及び事務員の配置数並びに確保すべき空きベッド数は別表第3に定めるとおりとする。この場合において、医師、看護師を除く他の医療従事者については、通常の当直体制より強化しなければならない。

(補助対象及び補助金額)

第8条 横浜市は、この事業に参加する国・公立病院を除く輪番病院（以下「補助事業者」という。）に対して当該事業に係る運営経費として、次の各号に掲げる経費を補助するものとする。

(1) 輪番実施日に係る運営費

(2) 輪番参加に伴う医師賠償責任保険料に係る経費

2 前項第1号の輪番実施日に係る補助金の1日当たりの交付額は、診療体制に応じ、別表第4に定める額とする。

3 年末年始（夜間診療の場合にあっては12月29日から1月3日までの期間、休日診療の場合にあっては12月30日から1月3日までの期間という。）に診療する輪番病院に対し、年末年始加算を行うものとする。ただし、内科・小児科・外科の輪番病院と急性心疾患の輪番病院を同日に実施しても、年末年始加算を重複しては行わない。

4 第1項第2号の輪番参加に伴う医師賠償責任保険料に係る補助金の交付額は、参加診療体制に応じ、別表第5に定める補助基準額と輪番病院の参加診療体制に応じた実支払額を比較して、いずれか低い方の額とする。

5 この事業の参加を辞退し、又は休止した場合は、前項の規定に基づき算出した額を12で除した額に参加月数を乗じて得た額を交付する。

6 第4項の輪番病院の参加診療体制に応じた実支払額とは、各病院の参加診療体制に応じて輪番日に確保する病床数当たりの医師賠償責任保険料の支払額とする。この場合において、前項の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金申請等の事務手続)

第9条 補助金の申請、請求及び報告等に関する事務手続は、補助事業者が社団法人横浜市病院協会（以下「病院協会」という。）に委任して行うものとする。

2 病院協会は、補助金の交付を申請するに当たって、年度当初に横浜市病院群輪番制運営費補助金申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

3 病院協会は、補助金の申請に当たり、補助事業者からの委任状を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第10条 この要綱に基づき補助金の交付申請があった場合は、市長はその内容を審査し、要綱の趣旨に適合すると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第4号様式）をもってその結果を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 病院協会は、横浜市小児救急医療対策事業実施要綱（以下「小児救急対策事業」という。）に定める小児救急拠点病院を除いて、輪番実施日に係る運営費補助金については、別表第4に定める額に輪番実施回数に乗じて得た額を四半期ごとに請求するものとする。

2 小児救急拠点病院の輪番制補助金については、別表第4に定める額に輪番実施回数に乗じて得た額から、別表第4に定める額に小児救急対策事業における小児救急拠点病院の規定回数に乗じて得た額を減じて得た額を当該年度終了後に請求するものとする。

3 医師賠償責任保険料に係る補助金については、当該年度終了後に請求するものとする。

(報告書の提出)

第12条 輪番病院は、毎月10日までに前月の診療実績を次の各号に掲げる書類により市長に報告しなければならない。ただし、3月実施分については、4月5日までとする。

- | | | |
|-----|--------------------------|---------|
| (1) | 夜間
二次応需病院事業月報 | (第5号様式) |
| (2) | 休日
夜間
内科疾患別患者分類 | (第6号様式) |
| (3) | 休日
夜間
小児科疾患別患者分類 | (第7号様式) |
| (4) | 休日
夜間
外科疾患別患者分類 | (第8号様式) |
| (5) | 休日
夜間
急性心疾患疾患別患者分類 | (第9号様式) |
| | 休日 | |

(補助金の取消等)

第13条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手続により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の経費に流用したとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

(違約金)

第14条 補助金の交付を受けた者は、前条の規定に基づき補助金の返還を求められ、これを指定された期日までに納付しなかった場合は、これを指定された期日から納付日までの日数に応じて、年14.6パーセントの割合による違約金を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、違約金の全部又は一部を免除することができる。

(精算)

第15条 補助金の精算は、年度終了後、精算報告書として別に指定する収支決算報告書をもって行うものとする。

(帳簿の整理等)

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備え、その証拠となる書類を整備しなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる書類その他の当該補助事業に関する事項について、補助事業者に対し、調査を行うことができる。
- 3 補助金の交付を受けた者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

別表第1 (第3条関係)

参加基準

参加診療科目	参加基準
内科 (内)	<ul style="list-style-type: none"> ① 内科医が常勤医として勤務していること。 ② 輪番日に内科医が当直していること。 ③ 内科病床を有し、入院ベッドが確保されていること。 ④ 緊急検査として一般検査・X線検査が行えること。
小児科 (小)	<ul style="list-style-type: none"> ① 小児科医が常勤医として勤務していること。 ② 輪番日に小児科医が当直していること。 ③ 小児科病床を有し、入院ベッドが確保されていること。 ④ 緊急検査として、一般検査、胸部X線検査等が行えること。
外科 (外)	<ul style="list-style-type: none"> ① 外科医が常勤医として勤務していること。 ② 輪番日に外科医が当直していること。 ③ 外科病床を有し、入院ベッドが確保されていること。 ④ 常時、全身麻酔による開腹手術等を行っていること。 ⑤ 急性腹症について、緊急開腹手術が行えること。 ⑥ 緊急検査として、一般検査、X線検査、心電図検査、腹部超音波検査等ができること。 ⑦ 麻酔担当の医師がオンコール又は呼び出し可能な状況にあること。 ⑧ 入院を要する脳神経外科、整形外科関係の疾患及び外傷について、初期対応及び3次医療機関への転送判断が行えること。
急性心疾患 (心)	<ul style="list-style-type: none"> ① 輪番日に循環器専門医が当直していること。 ② 緊急検査として、心電図検査、心臓超音波検査ができること。また、除細動器が使用できること。 ③ 緊急シネアングิโอグラフィーが行えること。 ④ 緊急IABP、緊急ペーシングが行えること。 ⑤ 緊急開胸手術が行えること。 ⑥ ICU、CCUが設置されていること。

※ 一般検査は、血球計算、生化学検査、血沈測定、尿検査等をいう。

別表第2 (第5条第2項関係)

地域割

ブロック	行政区
北部	鶴見、神奈川、港北、緑、青葉、都筑
西部	西、保土ヶ谷、旭、戸塚、泉、瀬谷
南部	中、南、港南、磯子、金沢、栄

別表第3(第7条第2項関係)

診療体制

夜間							
	内・外	小	心	内・小・外	内・外・心	内・小・外・心	小・心
医師	2人	1人	2人	3人	3人	4人	3人
応援医師	2人		2人	2人	3人	3人	2人
看護師	3人	2人	1人	5人	4人	5人	3人
応援看護師	2人	2人	2人	4人	3人	4人	3人
放射線技師 ・検査技師	2人	1人	2人	2人	2人	2人	2人
事務員	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
確保ベッド数	5床	2床	2床	6床	7床	7床	3床

(注意) 小児科輪番は、検査技師1名を基準配置とする。
確保すべきベッドのうち小児科ベッドは2床とする。

休日							
	内・外	小	心	内・小・外	内・外・心	内・小・外・心	小・心
医師	2人	1人	2人	3人	3人	4人	3人
応援医師	2人		2人	2人	3人	3人	2人
看護師	2人	2人	1人	4人	3人	4人	3人
応援看護師	2人	1人	2人	3人	3人	4人	4人
放射線技師 ・検査技師	2人	1人	2人	2人	2人	2人	2人
事務員	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
確保ベット数	4床	2床	2床	5床	6床	6床	3床

(注意) 小児科輪番は、検査技師1名を基準配置とする。
確保すべきベッドのうち小児科ベッドは2床とする。

別表第4 (第8条第2項関係)

補助金額

区 分		1当番日当たりの 補 助 金 額
夜 間	内 診 ・ 療 病 外 院	246,810
	内 診 ・ 小 ・ 療 病 外 院	327,170
	内 診 ・ 外 ・ 療 病 心 院	330,970
	内 診 ・ 小 ・ 外 ・ 療 病 心 院	384,530
	診 療 小 病 院	134,600
	診 療 心 病 院	208,610
	小 診 療 病 心 院	281,670

区 分		1当番日当たりの 補 助 金 額
休 日	内 診 ・ 療 病 外 院	217,410
	内 診 ・ 小 ・ 療 病 外 院	284,570
	内 診 ・ 外 ・ 療 病 心 院	301,570
	内 診 ・ 小 ・ 外 ・ 療 病 心 院	355,030
	診 療 小 病 院	115,100
	診 療 心 病 院	200,510
	小 診 療 病 心 院	273,170

年末年始加算	62,600
--------	--------

別表第5（第8条第4項関係）

医師賠償責任保険料補助金額

輪番参加診療体制区分	確保ベッド数	病 院 当 た り 補助基準額（年額）
	床	円
小	2	25,000
心	2	25,000
小・心	3	25,000
内・外	5	42,000
内・小・外	6	42,000
内・外・心	7	50,000
内・小・外・心	7	50,000

横浜市母児二次救急システム実施要綱

制 定 平成10年11月25日(市長決裁)

最近改正 平成17年3月31日(局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市における母体・胎児・新生児等に係る二次救急医療体制の充実を図るために実施する「横浜市母児二次救急システム」(以下「システム」という。)の運営及び運営費補助金について必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 このシステムは、二次救急病院と産婦人科診療所等との連携を強化するとともに、二次救急病院の機能を強化することにより、母体・胎児及び新生児等の救急患者受入れの円滑化を図ることを目的とする。

2 このシステムにおける二次救急病院は、市内の産婦人科を標ぼうし第5条に定める参加基準を満たす病院の中から選定し、別表のとおり定めるものとする。

3 システムに参加する医療機関は、市内の産婦人科医療機関とし、二次救急病院と連携を行うものとする。

4 システムに参加した産婦人科医療機関は、第3条に定める受入基準に該当する救急患者が発生した場合に、連携する二次救急病院に受入れを依頼するものとする。

5 二次救急病院は、連携する産婦人科医療機関から依頼を受けた場合、相談・助言を行うとともに、原則として365日・24時間にわたり救急患者を受け入れるものとする。

(受入患者基準)

第3条 二次救急病院において受け入れる患者の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 周産期救急患者は、妊娠期間34週以降かつ推定出生体重2,000グラム以上とする。ただし、二次救急病院は、将来的に妊娠期間30週以降かつ推定出生体重1,500グラム以上を受入対象とするよう努力するものとする。
- (2) 周産期以外の産婦人科救急患者についても受け入れるものとする。
- (3) 出生後の新生児患者についても可能な範囲で受け入れるものとする。

(産婦人科医療機関)

第4条 産婦人科医療機関は、原則として産婦人科診療所とする。ただし、本システムに参加する二次救急病院及び三次救急病院を除く産婦人科を標ぼうする病院を産婦人科医療機関とすることを妨げない。

(二次救急病院)

第5条 システムに参加する二次救急病院の参加基準は、産婦人科常勤医が複数勤務し、かつ当直体制が整っていることとする。

2 二次救急病院は前項の参加基準に加え次の各号に掲げる診療体制が整っていることが望ましい。

- (1) 小児科常勤医が勤務し、かつ当直体制又はオンコール体制が整っていること。
- (2) 麻酔科常勤医が勤務し、かつ当直体制又はオンコール体制が整っていること。
- (3) 365日・24時間体制で患者の受入れができること。
- (4) 検体検査(末血、血清、生化学、血液交差試験、血液ガス分析)が365日・24時間可能であること。

(患者受入依頼)

第6条 産婦人科医療機関において救急患者が発生し、本システムに基づく救急受入れが必要となった場合には、連携する二次救急病院に対してあらかじめ患者の状況を説明したうえで受入れを依頼し、二次救急病院の助言に従い速やかに搬送するものとする。

2 産婦人科医療機関は、本システムに基づき患者受入依頼及び患者搬送を行った場合には、産婦人科医療機関依頼記録(様式1)に記録・保存し、本市又は本市受託者により調査が行われるときに提出しなければならない。

(相談・助言及び連絡業務代行)

第7条 二次救急病院は、産婦人科医療機関から救急患者の受入れを依頼された場合には、当該患者の取扱いについての相談・助言を行うものとする。

この場合、特にリスクの高い患者については、速やかに三次救急病院(神奈川県周産期医療システムにおける「周産期基幹病院」)へ搬送するよう助言するものとする。

2 二次救急病院では、自院での患者受入れが困難な場合、他の二次救急病院又は三次救急病院に対する患者受入れの連絡業務の代行に努力するものとする。

3 二次救急病院は、産婦人科医療機関からシステムに基づく患者受入依頼を受け、前項に定める対応を行った場合は、二次救急病院受入記録(様式2)に記録・保存し、本市又は本市受託者により調査が行われるときに提出しなければならない。

(連携)

第8条 二次救急病院と、システムに参加した産婦人科医療機関は、本システムに係わる救急患者の症例や連携のあり方等に関する定期的な検討を行うこととする。

(運営委員会)

第9条 システムの運営状況の評価・確認を行うとともに、システム運営上の課題解決やシステムの改善方策等の検討を行うため、「横浜市母児二次救急システム運営委員会」(以下「運営委員会」という。)を設置するものとする。

2 運営委員会に関する細則は、別途定めるものとする。

(補助金額)

第10条 システムの運営に当たり、第2条第2項別表に定める二次救急病院のうち独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、県及び市の開設する病院を除く二次救急病院に対して1病院当たり年額280万円の補助金を交付するものとする。

2 補助対象年度に、二次救急病院としてシステムに参加した期間が12月に満たない場合は、前項に定める補助金額を12で除した額にシステムに参加した月数を乗じて得た額を補助金額とする。

3 前項の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(申請)

第11条 補助金を受けようとする二次救急病院の代表者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式3)により市長に申請するものとする。

(交付承認・不承認)

第12条 市長は、前条に基づく申請のあったときには、申請書類の内容を審査し、必要に応じて調査を行い、その交付についての承認、不承認を交付決定通知書(様式4)によって申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき交付承認する場合は、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求と支払)

第13条 前条により交付承認を受けた申請者は、半期終了時に事業実績報告書を添えて市長に補助金の請求を行うものとし、市長は半期ごとに分割して補助金を申請者に支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽又は不正な手続によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の実施を中止したとき。
- (3) 補助金の交付条件に違反したとき。

(関係書類の保存等)

第15条 申請者は、補助事業の収支及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、これらについての証拠書類を整備し、年度終了後5年間保存しなければならない。

(使途の調査)

第16条 市長は、補助金の使途について、必要があると認められる場合には調査を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成10年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年3月7日から施行し、平成14年2月6日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年10月31日から施行し、平成14年10月7日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年9月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別表（第2条第2項関係）

横浜市母児二次救急システム二次救急病院一覧

医療圏	病 院 名	所 在 地
北 部	社会福祉法人恩賜財団済生会 神奈川県病院	神奈川区富家町6-6
	新横浜母と子の病院	港北区鳥山町650
	横浜市北東部中核施設 横浜労災病院	港北区小机町3211
	昭和大学藤が丘病院	青葉区藤が丘1-30
	昭和大学横浜市北部病院	都筑区茅ヶ崎中央35-1
西 部	財団法人神奈川県警友会 けいゆう病院	西区みなとみらい3-7-3
	横浜市立市民病院	保土ヶ谷区岡沢町56
	独立行政法人国立病院機構横浜医療センター	戸塚区原宿3丁目60番2号
	国際親善総合病院	泉区西が丘1-28-1
南 部	横浜市立みなと赤十字病院	中区新山下3-12-1
	社会保険 横浜中央病院	中区山下町268
	恩賜財団済生会 横浜市南部病院	港南区港南台3-2-10
	国家公務員共済組合連合会 横浜栄共済病院	栄区桂町132
	国家公務員共済組合連合会 横浜南共済病院	金沢区六浦東1-21-1
	公立大学法人横浜市立大学附属病院	金沢区福浦3-9

三次救急医療施設運営費補助金交付要綱

制 定 平成10年8月4日衛地医第151号（市長決裁）

最近改正 平成17年3月31日衛医政第385号（局長決裁）

（趣 旨）

第1条 この要綱は、横浜市の三次救急医療を充実するため、三次救急医療施設の運営に要する経費（以下「運営費」という。）及び中毒情報センターを利用する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

（三次救急医療施設）

第2条 この補助金の交付の対象となる三次救急医療施設（以下「三次救急施設」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 昭和大学藤が丘病院救命救急センター
- (2) 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院救命救急センター
- (3) 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院周産期センター

（補助事業者）

第3条 この要綱に基づき補助金の交付を受けることができるのは、次の学校法人（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 前条第1号の三次救急施設を運営する学校法人昭和大学
- (2) 前条第2号及び第3号の三次救急施設を運営する学校法人聖マリアンナ医科大学

（補助金額）

第4条 補助金額は、別表1に定めるとおりとする。

（使途の制限）

第5条 補助金は、運営費以外の経費に使用してはならない。

（交付申請）

第6条 補助金の交付申請は、補助事業者が三次救急医療施設運営費補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出して行うものとする。

（交付決定）

第7条 補助金の交付申請があったときは、市長はその内容を審査し、適当と認めた場合は、三次救急医療施設運営費補助金交付決定通知書（第2号様式、以下「交付

決定通知書」という。)により、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定金額の変更)

第8条 市長は、国庫補助基準額が年度途中に変更された場合には、交付決定通知書により通知した補助金の額を変更する。

2 市長は、補助金の額を変更する場合には、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、毎四半期終了後翌月末日までに、患者数等を記載した四半期の三次救急医療施設運営費補助金事業実施状況報告書(第3号様式、以下「事業実施状況報告書」という。)を市長に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、年度終了後5月20日までに、当該年度の三次救急医療施設運営費補助金事業実績報告書(第4号様式、以下「事業実績報告書」という。)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付方法)

第11条 補助金は、四半期毎の事業実施状況報告書受理後、概算払で交付する。

(精 算)

第12条 補助金の精算は、事業実績報告書をもって行うものとする。

2 運営費に剰余金を生じたときは、剰余金に相当する補助金を直ちに市長に返還するものとする。

(帳簿類の保管)

第13条 補助事業者は、運営に係わる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を年度終了後5年間保管するものとする。

(調 査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助金の使途及び経理の状況等について、関係書類の提出を求め、調査を行うことができる。

(補助の取消等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な手続により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を運営費以外の経費に使用したとき。
- (4) 前各号のほか、この要綱の規定に違反したとき。

附 則

この要綱は、平成12年10月6日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(別表1) 補助金額

単位 円

補 助 対 象	補 助 金 額
1 救命救急センター運営経費	国庫補助基準額×補助率 1/3
2 周産期センター運営経費	68,000,000
3 中毒情報センター賛助会費	100,000

(備考)

- 1 国庫補助基準額は、厚生労働省の「医療施設運営費等補助金、地域医療対策費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交要綱」に定める救命救急センター運営事業交付額の算定方法のうち、表内第1欄基準額の(1)①「30床以上の運営の場合」に定める額に同要綱別紙2に規定する率を乗じた額とする。
- 2 上記の金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 中毒情報センター賛助会費については、救命救急センターを設置する病院単位とする。

救急協力医療機関助成金交付要綱

制 定 昭和 49 年 12 月 23 日（市長決裁）

最近改正 平成 14 年 2 月 28 日（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市における救急医療体制を充実するため、救急患者の受け入れに積極的に協力した市内の病院又は診療所に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、必要な事項を定める。

（対象）

第2条 この要綱により助成金の交付を受ける事ができるのは、次の病院又は診療所（以下「救急協力医療機関」という。）とする。

- (1) 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院で、前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの救急搬送受入患者数（以下「年間救急搬送受入患者数」という。）が 300 人以上の病院
- (2) 医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所で、年間救急搬送受入患者数が 100 人以上の診療所

2 前項の規定にかかわらず、国が開設した医療機関、医療法第 31 条に規定する公的医療機関、横浜市病院群輪番制参加病院、休日急患診療所、夜間急病センター及び救命救急センターを設置する病院に対しては助成金を交付しないものとする。

（助成金額）

第3条 この助成金の交付額は、別表 1 に定めるとおりとする。

（救急搬送受け入れ患者数の通知）

第4条 衛生局長は、毎年度 1 月 1 日から 2 月末日までの間にこの助成金の交付の対象になる救急協力医療機関に対し、消防局の医療機関別救急搬送件数に関する統計資料による年間救急搬送受入患者数を、救急協力医療機関救急搬送受入患者数通知書（第 1 号様式）により通知する。

（助成金の申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする救急協力医療機関は、前条の規定による通知を受けてから 10 日以内に救急協力医療機関助成金交付申請書通知書（第 2 号様式）を市長に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 助成金の交付申請があったときは、市長は、その内容を審査し、適当と認められた場合は、救急協力医療機関助成金交付決定通知書（第3号様式。以下、「交付決定通知書」という。）により、救急協力医療機関に通知するものとする。

(助成金の使途)

第7条 助成金は、救急協力医療機関の当該年度の運営費に充当するものとする。

(帳簿の管理)

第8条 助成金の交付を受けた救急協力医療機関は、助成金に係わる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を助成金受領年度終了後5年間保管するものとする。

(調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、救急協力医療機関に対して、助成金の使途及び経理の状況等について、関係書類の提出を求め、調査を行うことができる。

(助成の取り消し等)

第10条 市長は、救急協力医療機関が次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を求めることができる

- (1) 助成金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な手続により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 助成金を運営費以外の経費に充当したとき
- (4) 前各号のほか、この要綱の規定に違反したとき。

付 則

この要綱は、昭和49年12月23日から施行する

付 則

この要綱は、昭和54年3月1日から施行する

(別表1) 救急協力医療機関助成金

	年間救急搬送受入患者数	助成金額
病 院	500人以上	3,000,000円
	400人以上500人未満	2,200,000円
	300人以上400人未満	1,500,000円
診療所	200人以上	1,200,000円
	150人以上200人未満	800,000円
	100人以上150人未満	500,000円

小児救急拠点病院補助金交付要綱

制定 平成17年7月12日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市の小児救急医療の充実のため、横浜市が指定する小児救急の拠点病院（以下、「小児救急拠点病院」という。）の小児救急運営事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における小児救急拠点病院とは、小児科専門医による24時間365日小児救急医療を実施する病院で、かつ、小児科病院群輪番制の所定当番回数を実施する病院をいう。

(補助の対象)

第3条 この補助金の対象とする小児救急拠点病院は、別表1の病院とする。

(交付額)

第4条 この補助金交付額は、別表1に定めた額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする病院は、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による書類を受理したときは、補助金交付の適否を決定するものとする。

2 前項の場合において、市長は補助金の交付を適当と認めるときは、小児救急拠点病院補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助金の交付決定を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、小児救急拠点病院補助金請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消又は補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定内容の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定の内容若しくは交付条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。

(延滞金)

第9条 補助金の交付を受けた者は、前条の規定に基づき補助金の返還を求められ、これを指定された期日までに納付しなかった場合は、指定された期日から納付日までの日数に応じて、年14.6パーセントの割合による延滞金を納付しなければならない。

ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業の実施状況について、毎月の実施状況を集計し、半期終了後翌月末までに半期ごとの事業実施状況書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 年度終了後、事業実績報告書（第6号様式）を年度終了後翌月末日までに提出しなければならない。

(精算)

第11条 補助金の精算は、事業実績報告書をもって行うものとする。

(帳簿の整理等)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備え、その証拠となる書類を整備しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる書類その他の当該補助事業に関する事項について、調査を行うことができるものとする。

3 補助金の交付を受けた者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、衛生局長が定める。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(別表1)

病 院 名	補助金額
1 昭和大学横浜市北部病院	35,000,000円
2 恩賜財団済生会横浜市南部病院	35,000,000円

平成17年度救急医療センター医師報酬等積算表

1 医師

	種別	時間	単価	1勤務当たり	日数	人数	合計
平日 (1.0)	準夜	4	15,200	60,800	244	5	74,176,000
	深夜	6	18,700	112,200	244	2	54,753,600
土・日・祝 (1.2)	準夜	4	18,200	72,800	102	6	44,553,600
	深夜	6	22,400	134,400	102	2	27,417,600
二連休 (1.3)	準夜	4	19,800	79,200	10	6	4,752,000
	深夜	6	24,300	145,800	10	2	2,916,000
	準夜	4	19,800	79,200	5	1	396,000
三連休 (1.4)	準夜	4	21,300	85,200	3	9	2,300,400
	深夜	6	26,200	157,200	3	3	1,414,800
年末年始 (1.7)	準夜	4	25,800	103,200	6	9	5,572,800
	深夜	6	31,800	190,800	6	3	3,434,400
計					365		221,687,200

2 薬剤師

	種別	時間	単価	1勤務当たり	日数	人数	合計
平日 (1.0)	準夜	4	6,500	26,000	244	2	12,688,000
	深夜	6	6,500	39,000	244	1	9,516,000
土・日・祝 (1.0)	準夜	4	6,500	26,000	102	3	7,956,000
	深夜	6	6,500	39,000	102	1	3,978,000
二連休 (1.0)	準夜	4	6,500	26,000	10	4	1,040,000
	深夜	6	6,500	39,000	10	1	390,000
三連休 (1.0)	準夜	4	6,500	26,000	3	6	468,000
	深夜	6	6,500	39,000	3	2	234,000
年末年始 (1.5)	準夜	4	9,800	39,200	6	6	1,411,200
	深夜	6	9,800	58,800	6	2	705,600
冬季繁忙期	準夜	4	6,500	26,000	40	1	1,040,000
計					365		39,426,800
二連休減額	準夜	4	6,500	26,000	1	1	26,000
計							39,400,800
計×1.05							41,370,840

3 検査技師

	種別	時間	単価	1勤務当たり	日数	人数	合計
平日 (1.0)	準夜	4	3,500	14,000	244	1	3,416,000
	深夜	6	3,500	21,000	244	1	5,124,000
土・日・祝 (1.0)	準夜	4	3,500	14,000	102	1	1,428,000
	深夜	6	3,500	21,000	102	1	2,142,000
二連休 (1.0)	準夜	4	3,500	14,000	10	1	140,000
	深夜	6	3,500	21,000	10	1	210,000
三連休 (1.0)	準夜	4	3,500	14,000	3	1	42,000
	深夜	6	3,500	21,000	3	1	63,000
年末年始 (1.5)	準夜	4	5,300	21,200	6	1	127,200
	深夜	6	5,300	31,800	6	1	190,800
冬季繁忙期	準夜	4	3,500	14,000	23	1	322,000
計					365		13,205,000
計×1.05							13,865,250

4 放射線技師

	種別	時間	単価	1勤務当たり	日数	人数	合計
平日 (1.0)	準夜	4	3,500	14,000	244	1	3,416,000
	深夜	6	3,500	21,000	244	1	5,124,000
土・日・祝 (1.0)	準夜	4	3,500	14,000	102	1	1,428,000
	深夜	6	3,500	21,000	102	1	2,142,000
二連休 (1.0)	準夜	4	3,500	14,000	10	1	140,000
	深夜	6	3,500	21,000	10	1	210,000
三連休 (1.0)	準夜	4	3,500	14,000	3	1	42,000
	深夜	6	3,500	21,000	3	1	63,000
年末年始 (1.5)	準夜	4	5,300	21,200	6	1	127,200
	深夜	6	5,300	31,800	6	1	190,800
計					365		12,883,000
							13,527,150

5 看護師

	種別	時間	単価	1勤務当たり	日数	人数	合計
平日 (1.0)	準夜	5	3,600	18,000	244	6	26,352,000
	深夜	5	3,600	18,000	244	4	17,568,000
土曜日 (1.2)	準夜	5	4,300	21,500	50	8	8,600,000
	深夜	5	4,300	21,500	50	5	5,375,000
日曜・祝日 (1.2)	準夜	5	4,300	21,500	52	7	7,826,000
	深夜	5	4,300	21,500	52	5	5,590,000
二連休 (1.2)	準夜	5	4,300	21,500	10	8	1,720,000
	深夜	5	4,300	21,500	10	5	1,075,000
	準夜	5	4,300	21,500	5	1	107,500
三連休 (1.2)	準夜	5	4,300	21,500	3	12	774,000
	深夜	5	4,300	21,500	3	7	451,500
年末年始 (1.5)	準夜	5	5,400	27,000	6	12	1,944,000
	深夜	5	5,400	27,000	6	7	1,134,000
計					365		78,517,000

6 事務員

	種別	時間	単価	1勤務当たり	日数	人数	合計
平日 (1.0)	準夜	6	2,000	12,000	244	4	11,712,000
	深夜	4	2,000	8,000	244	2	3,904,000
土曜日 (1.0)	準夜	5	2,400	12,000	50	5	3,000,000
	深夜	5	2,400	12,000	50	3	1,800,000
日曜・祝日 (1.0)	準夜	5	2,400	12,000	52	3	1,872,000
	準夜	6	2,400	14,400	52	2	1,497,600
	深夜	5	2,400	12,000	52	2	1,248,000
二連休 (1.0)	準夜	5	2,400	12,000	10	5	600,000
	深夜	5	2,400	12,000	10	3	360,000
	準夜	5	2,400	12,000	5	1	60,000
三連休 (1.0)	準夜	6	2,400	14,400	3	7	302,400
	深夜	4	2,400	9,600	3	3	86,400
年末年始 (1.5)	準夜	6	3,000	18,000	6	8	864,000
	深夜	4	3,000	12,000	6	3	216,000
計					365		27,522,400

○ 統計資料の概要

Ⅰ 横浜市の人口、横浜市及び全国の医療機関数、医師数の状況

2007年（平成19年）をピークに日本の総人口が減少していく（国立社会保障・人口問題研究所、平成9年1月中位推計）と推計されていますが、横浜市の人口は、毎年微増を続けています。（9頁）

横浜市都市経営局の推計（平成16年12月中位推計）では、2020年（平成32年）に人口のピークを迎えるとしています。

年少人口（～14歳）は、平成10年の約48万人から平成15年には約48万6千人と、約6千人増加していますが、増加しているのは北部医療圏地域の約1万7千人のみであり、西部医療圏地域では約2千人、南部医療圏地域では約9千人減少しています。（10頁）

出生数は全国的に合計特殊出生率が低下しており、全国の出生数は減少傾向にあります。横浜市では、平成10年から15年まで、毎年約3万3千人前後で横ばいの状態となっています。（9、10頁）

医療機関数の推移は、平成10年に比較して平成15年では、全国、横浜市とも病院数は減少し、診療所数は増加の傾向にあります。（11頁）

小児科を標榜する医療機関では、全国の診療所数は減少傾向にあります。横浜市では横ばいの状況となっています。

病院数では、全国、横浜市ともに減少傾向にあり、特に横浜市では、平成10年に小児科を標榜する病院は67病院でしたが、平成15年には56病院にまで減少しており、小児救急対応への課題となっています。（11頁）

医師数は、全国、横浜市とも増加していますが、全医師数は、平成10年に比較して平成14年では5.3%（全国）、10.1%（横浜市）増加しているのに対して、小児科医師数は3.5%（全国）、9.0%（横浜市）の増加にとどまっており、小児科医確保の困難の要因のひとつと考えられます。（12頁）

Ⅱ 横浜市の救急医療の患者状況

横浜市の初期救急、二次救急の救急患者数の推移では、平成10年の約15万1千人に比較して、平成15年では約17万6千人であり、約2万5千人（約17%）と増加しています。（15頁）

小児救急患者は、平成10年の約6万9千人に対して、平成15年は約9万6千人であり、約3万7千人（約40%）と大幅に増加しています。（16頁）

救急医療の患者数の増加率は、横浜市の人口増加率を大きく上回っています。

特に小児科は著しく患者数が増加しており、小児科医確保の困難性と併せて、緊急に対応すべき課題となっています。

平成9年には北部夜間急病センターが、平成12年には南西部夜間急病センターが開設しましたが、他の救急医療施設の患者数に大きな変動（減少）はなく、新たな救急需要を呼び起こしたと考えられます。（15頁、16頁）

III 救急医療施設（初期、二次）の準夜帯、深夜帯別患者状況

深夜帯まで診療している「桜木町夜間急病センター（20時から翌朝6時まで）」と「病院群輪番制（18時から翌朝7時まで）」の患者数を見てみると、桜木町夜間急病センターでは、準夜帯（内科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科）の患者数割合は約78%、深夜帯（内科、小児科）の患者数割合は約22%となっています。（17～20頁）

深夜帯まで診療している内科、小児科のみの比較でも、準夜帯約69%、深夜帯約31%と、準夜帯に患者が集中する傾向にあります。（17～20頁）

病院群輪番制では、準夜帯、深夜帯とも同じ診療科目（内科、小児科、外科、心疾患）ですが、準夜帯の患者数割合は約68%、深夜帯は約32%となっており、二次救急でも準夜帯に患者が集中する傾向となっています。（17～19頁）

IV 初期救急医療施設の患者状況

桜木町夜間急病センターでは、準夜帯に患者が集中していますが、内科、小児科の時間帯別患者数で見ると、20時～22時までの患者割合が約45%、22時～24時までが約24%と、準夜帯でも診療開始後の早い時間帯に患者が集中しています。（20頁）

この傾向は、準夜帯の診療を行っている北部・南西部夜間急病センターも同様となっています。北部夜間急病センターでは、20時～21時の患者割合が約45%、21時～22時までが約24%と、診療開始から2時間で全体の患者数の約7割が受診しています。（22頁）

同様に南西部夜間急病センターでは、20時～21時が約47%、21時～22時が約24%となっています。（23頁）

桜木町夜間急病センターの入院・転送率を見てみると、準夜帯診療では内科は約8.6%、小児科は約2.7%となっています。

深夜帯診療では内科は約12.8%、小児科は約4.4%となっており、深夜帯では、入院・転送率が増加しており、重症度が高い患者が受診していると言えます。（20頁）

年齢別の患者数では、14歳以下の患者数が、桜木町約52%、北部約73%、南西部約70%と、小児救急患者が大半を占めています。（21頁、22頁、23頁）

桜木町や間急病センターから、二次救急病院への転送受入れ状況を見てみると、距離的な違いがありますが、桜木町夜間急病センターから近い病院では、社会保険横浜中央病院、けいゆう病院、済生会神奈川県病院、横浜赤十字病院、市民病院等が多くの患者を受け入れています。

また、比較的遠距離にある病院では、横浜労災病院、済生会南部病院の地域中核病院が多くの患者を受け入れています。（37頁、38頁）

V 二次救急医療（病院群輪番制）の患者状況

病院群輪番制は市内を3ブロックに分け、休日・夜間にそれぞれのブロックで、輪番参加病院の持ち回りにより、当番病院が内科、小児科、外科の診療を行っています。

また、全市域を対象として心疾患の診療もを行っています。

病院群輪番制の夜間輪番の時間帯別患者数割合では、診療開始後の18時～20時が約26%、20時～22時までが約25%と、診療開始から4時間で約半数の患者が受診しています。

夜間輪番全体の患者数では、内科の患者数割合は約35%、小児科は約40%、外科は約17%、心疾患・その他は約8%となっており、小児科、内科の患者で約75%を占めています。（26頁）

受診患者のうち、入院した患者数の割合では内科は約49%、小児科は約21%、外科は約18%、心疾患・その他は約12%となっており、内科、心疾患・その他は入院する患者割合が高くなっていますが、小児科は入院患者の割合は少なくなっています。（26頁）

休日輪番も同様な傾向となっており、全体の患者数割合では、内科は約32%、小児科は約34%、外科は約20%、心疾患・その他は約14%となっています。

入院患者の割合では、内科は、約49%、小児科は約19%、外科は約16%、心疾患・その他は約16%となっています。（27頁）

病院群輪番制の当番実績では、休日・夜間を合わせて年間104回の当番を行っている病院が最高であり、最も当番回数が少ない病院は年間4回でした。（28頁、29頁、30頁）

当番日1回当たりの患者数を見ると、最も患者数が多い病院は48.8人であり、最も患者数の少ない病院は1.9人と相当数の差があります。（31頁、32頁、33頁）

また、当番日1回当たり・1診療科目当たり{総患者数÷(当番日×診療科目)}の患者数で見ると、最も患者数が多い病院は14.6人であり、最も患者数が少ない病院は1.4人と、輪番参加病院でも相当な患者数の差があります。（34頁、35頁、36頁）

VI 小児救急医療アンケート調査結果概要

平成16年度に実施した「小児救急医療アンケート調査」における市民アンケート調査結果では、小児救急への市民ニーズは、「専門の小児科医に診てほしい」が最も高く、次いで、「24時間対応など（診療）時間延長をしてほしい」、「電話などで医師、看護師などに相談できるようにしてほしい」が上位となっています。

また、区別の市民ニーズを見てみると、市内3か所の夜間急病センターから比較的遠距離にある、金沢区、栄区で小児救急医療体制への不満を感じている人の割合が高くなっています。（39頁、40頁）

平成16年3月23日

横浜市衛生局長様

横浜市救急医療懇談会
座長 今井三男

横浜市の小児救急医療体制について(報告書)

本懇談会は、救急医療体制のなかでもとりわけ検討が急がれる分野である小児救急について検討を進めてまいりましたが、このたび、別添のとおり取りまとめを行いましたので、報告します。

なお、本報告書で提案する新体制案の実現にあたっては、懇談会としても、次の点を考慮すべきと認識していることを申し添えます。

- 1 本報告書で提案する新たな小児救急体制は、中期的な目標である。
- 2 医療資源の絶対的不足、地域的な課題も存在するなかで、現行の救急体制に混乱をもたらさないために、新体制の整備は、次の課題について配慮しながらすすめるべきである。
 - (1) 初期救急体制の充実については、南部方面夜間急病センターの整備が必要であるが、そのためには、小児科専門医はもとより小児科を診ることのできる内科医の協力について考慮すべきである。
 - (2) 二次救急体制の充実については、本来の二次機能に対応できる病院への集約化が必要であるが、地域特性(年少人口動態や病院規模など)を考慮し、柔軟に対応すべきである。
 - (3) 行政は、不採算部門である小児救急体制維持のため、市民の理解を得た上で、必要経費を適切に負担すべきである。
 - (4) 市民広報については、行政が中心となって市民への救急体制の周知や育児不安を軽減する基礎的知識の提供などを行うべきである。
 - (5) 体制整備の達成状況については、定期的に検証を行うべきである。
- 3 小児救急医療は、育児不安や時間外診療ニーズなど医療分野だけでは解決できない課題を多く抱えている。医療関係機関及び行政が自らの役割を責任持って果たすべきことは言うまでもないが、市民にも、横浜市の小児救急医療体制の現状を十分に理解してもらい、それぞれが救急体制の維持に協力しあうべきである。

横浜市の小児救急医療体制について
(報告書)

平成16年3月

横浜市救急医療懇談会

座長 今井三男

目 次

1	要約	1
2	現体制と取扱実績	2
	(1) これまでの経緯	
	(2) 現体制	
	ア 初期救急医療施設	
	イ 二次救急医療施設	
	ウ 三次救急医療施設	
	エ その他救急告示病院及び救急告示診療所	
	オ 救急医療情報センター	
	(3) 取扱実績	
3	検討経緯	9
4	小児救急体制の課題及び意見	9
	(1) 小児救急への各方面からの要望	
	(2) 横浜市救急医療体制の問題点	
5	体制案	15
6	体制案実現に向けての課題	17
7	おわりに	18
	参考 小児救急部会委員からの提言	19
	資料編	23
	会議経過	51
	横浜市救急医療懇談会委員名簿	52
	横浜市救急医療懇談会小児救急部会委員名簿	53
	横浜市救急医療懇談会設置要綱	54

注:本懇談会は、平成13年11月から平成16年2月まで2年余にわたり議論の時点での直近データをもとに審議を続けてまいりました。今回の報告書では、データの傾向等が変わっていないことなどから、最新のデータに置き換えています。

- 本報告書は、横浜市救急医療懇談会※における、小児救急医療体制についての議論をとりまとめたものです。

※横浜市救急医療懇談会は、横浜市の各救急医療体制の運営状況を確認するとともに、横浜市の状況に応じた、横浜市のあるべき救急医療体制について意見交換を行うため設置されたものです。詳細な議論は小児救急部会で行いました(検討経緯については9ページ参照)。

1 要約

横浜市は昭和40年代から、医師会・病院協会を中心とする医療関係機関の多大なる協力を得て、全国に先駆けた小児救急体制を順次整備してきました。現在は、初期から三次救急の3段階にわけ、体系的・機能的な受け入れ体制をとっています。その意味でいわゆる「たらい回し」的な状況は回避できているものの、時代の変化に伴い次のような新たな課題が生じています。

- ・少子化、核家族化、女性の社会進出の影響に伴い夜間、休日の受診者が増加していること
- ・小児救急患者数は準夜に集中していますが、深夜帯は、数は減るものの重症者の率が高くなるという医療関係者の声があること
- ・小児救急患者の9割以上は軽症者であるにもかかわらず、二次救急医療施設(入院治療を必要とする重症救急患者を対象とする医療機関、主に病院)を最初から受診するケースが増加していること
この背景には子育て経験の乏しい保護者の育児不安があり、客観的には軽症であってもその判断がつかず、結果として二次救急医療施設への患者の集中を招いていると思われます。
- ・救急医療に該当しないが、昼間、保護者が勤めているため子どもを受診させられない、といった社会的要請から時間外の対応をせざるを得ない状況が増えていること
- ・医師が過重労働に陥ったり、実働医師の不足から小児科標榜医療機関あるいは病院の小児科勤務医が減少する傾向が生じていること

このような状況のもと、今後、小児救急医療体制を維持・拡充させるためには、初期・二次・三次の役割分担が的確に機能することが重要です。横浜市中期的な体制として、

- ・初期の準夜帯は初期救急医療施設(開業医中心)が担うこと
- ・二次救急医療施設は、十分な機能を有する拠点病院が24時間体制または輪番により対応すること
- ・深夜帯は拠点病院が初期も対応すること
- ・行政は市民への救急体制の周知や育児不安を軽減する基礎的知識の提供などといった市民広報を徹底すること
- ・市民は、適切な医療機関を受診するよう心がけること(そのためには、適切な情報提供が必要である)等の改革案を提案します。

ただし、医療資源の絶対的不足、地域的な課題も存在するなかで、拙速に改革案を推進することはかえって現場の混乱をもたらす危険性が高いことから、現行のサービスを提供しつつ並行して改革案の実現をめざすため、関係者は一層の課題調整・検討を行う必要があります。

将来の横浜を担う子どもたちの健やかな成長そして幼い命の救済という社会的使命を、医療関係機関・行政そして市民それぞれが自らの役割を責任をもって果たすために、関係者一同、努力してまいります。

2 現体制と取扱実績

(1) これまでの経緯

昭和40年代当初には、国民皆保険の普及から早期受診、早期治療が定着してまいりました。特に横浜市においては、ベッドタウン化により都市基盤整備が伴わないまま人口が急増し、核家族化の進展や医療機関の不足が生じました。さらに、日曜・夜間の診療を休止する医療機関が増えたため、救急患者のたらい回しや時間外診療拒否などが社会問題化しました。

このような事態に対応するため、横浜市は医師会の協力のもと休日急患診療体制の整備に着手しました。昭和46年の西区から昭和56年の鶴見区まで、10年をかけて全区に1か所、内科・小児科を行う休日急患診療所を整備しました。現在18区に各1カ所ずつ、休日急患診療所が整備されています。このような対応は横浜市が全国に先駆けて開始した体制です。

入院加療を必要とする患者に対する二次救急体制についてですが、横浜市は昭和48年度に学識経験者、大学、自治体病院、私立病院、市医師会地域医療専門部会及び横浜市(消防局、衛生局)から成る横浜市医師会夜間等救急医療対策推進協議会に夜間急患医療整備について諮問しました。その結果、休日、夜間等における救急患者のたらい回し等の問題を解消するため、内科・小児科の夜間に対応する病院群輪番制をスタートさせるとともに(昭和50年)、横浜市における総合的な救急医療システムのよりどころとなる救急医療センター(桜木町の夜間急病センター、以下「桜木町センター」と救急医療情報センターを整備しました(昭和56年)。桜木町センターは、開業医を中心とした自発的なマンパワーによる出動医で運営されており、現在、365日、内科・小児科(20～翌6時)、耳鼻科・眼科(20～24時)で対応しております。

国においては、昭和52年度に定められた「救急医療対策の整備事業について」(厚生省医務局長通知)に基づく「救急医療対策事業実施要綱」によって、救急医療体制の整備が総合的に推進されることとなりました。具体的には、市町村を単位とする初期救急、二次保健医療圏域を基本とする二次救急、人口100万人に1か所程度の高度・専門医療を実施する三次救急の三段階の体制を体系的・機能的に整備すべきこととなっています。

(2) 現体制

第三次医療法改正(平成10年4月)において、都道府県ごとに策定が義務付けられている医療計画への救急医療の確保に関する事項記載が義務付けられました。これを受けて神奈川県保健医療計画(平成14年2月)では、小児救急医療体制の整備・充実をうたっています。

また、同時に示された横浜地区地域保健医療計画においても、小児救急医療の特性を踏まえ、適切な医療を受けられる小児救急医療体制をめざしています。

【参考 横浜市地域保健医療計画抜粋「IV-2-(4)小児救急医療対策」】

○現状と課題

小児救急医療は、横浜市救急医療体制の中で、特に初期救急については、休日昼間は市内18区に設けられた「休日急患診療所」、夜間(365日)は方面別3か所の「夜間急病センター」で対応しています。二次救急については病院群輪番制で対応しています。

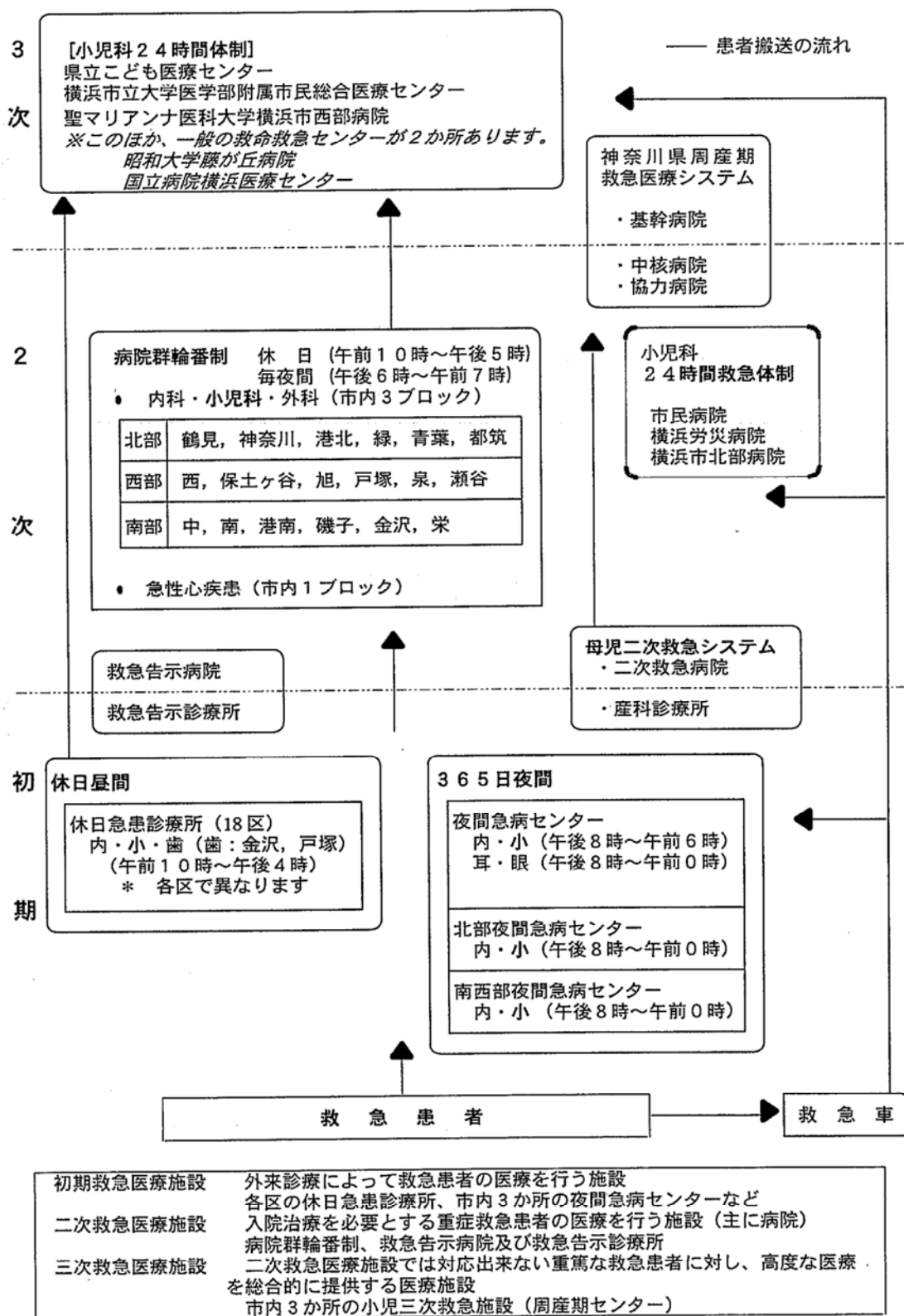
市民からは、特に休日・夜間の救急医療の充実が求められています。また、小児救急に携わる小児科医が不足し、小児科診療を行う病院も減少しています。

○目標

小児救急医療の特性を踏まえ、適切な医療を受けられる小児救急医療体制の整備を目指します。

横浜市の小児救急医療体制における各施設の状況は次のとおりです。

＜横浜市の小児救急医療体系図＞



ア 初期救急医療施設

外来診療によって救急患者の医療を行う施設。医師会(主に開業医)によって運営されています。

(ア) 休日急患診療所

休日昼間の診療を行う施設で、18区に各1か所あります。各区ごとに社団法人により運営されています。

※ 昭和46年10月 西区に初めて設置。順次各区に拡大、昭和56年4月鶴見区設置で全区配置達成。その後の分区に伴い、泉区・栄区については昭和63年3月、4月に、青葉区・都筑区については平成7年4月、5月に設置。

(イ) 夜間急病センター

市内の3医療圏に各1か所あります。

このうち、桜木町センターは、横浜市から財団法人横浜市総合保健医療財団への委託により行われており、内科・小児科は診療時間も20時～翌6時と長く、同センターの存在が初期救急における空白時間帯の解消に貢献しています。

北部・南西部夜間急病センターは市医師会により運営されています。

※ 昭和56年 5月 桜木町センター整備
平成 9年11月 北部夜間急病センター整備
平成12年12月 南西部夜間急病センター整備

イ 二次救急医療施設

入院治療を必要とする重症救急患者の医療を行う施設で、主に病院です。

(ア) 病院群輪番制

横浜市内は3つの二次医療圏に分かれています。その3医療圏ごとに夜間・休日に対応する病院を輪番で定める病院群輪番制をとっています。内科・小児科・外科は医療圏ごとに1病院、急性心疾患は全市域を1ブロックとして1病院が対応しています。現在、小児救急には、市内の29病院が参加しています(平成15年度)。

※ 昭和50年 3月 夜間輪番体制整備
昭和54年10月 休日輪番体制整備

(イ) 24時間365日体制で小児科専門医による当直体制を確保している病院

市内に3か所あります。

※ 平成13年4月 体制整備を開始

(ウ) 母児二次救急システム

二次救急病院(15病院)と産婦人科診療所等との連携を強化するとともに、二次救急病院機能を強化することにより、母体・胎児及び新生児等の救急患者について、24時間365日体制で円滑な受入れを図っています。

※ 平成10年11月 実施

ウ 三次救急医療施設

二次救急医療施設では対応できない重篤な救急患者に対し、24時間365日体制で救命、高度な医療を総合的に提供する医療施設です。三次救急医療施設は、救命、高度医療に対応する医療施設ですので、原則として軽症の患者さんの受け入れは行いません。

(ア) 小児三次救急医療機関

神奈川県立こども医療センター、横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター及び聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院が小児三次救急を担っています。

なお、市内には、このほか昭和大学藤が丘病院救命救急センター、国立病院横浜医療センター救命救急センターがあります。

※ 平成14年1月 県立こども医療センターにて開始

平成14年6月 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院、横浜市立大学医学部附属市民総合医療センターにて開始

(イ) 周産期救急医療システム

神奈川県により整備されているシステムで、異常出産、極小未熟児等ハイリスクの妊産婦、胎児、新生児の救急医療を連携して行っています。病院間の患者受入調整を行うとともに、自ら重症患者を24時間体制で受け入れる周産期基幹病院として3病院(神奈川県立こども医療センター、横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター及び聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院)があるほか、中等症以上の患者を受け入れる中核病院(5病院。うち市外の藤沢市民病院含む)、比較的軽度な患者や急性期を脱した患者を受け入れる協力病院(6病院)があり、相互に連携をとっています。先に述べた横浜市の母児二次救急システムに参加している15病院のうち11病院も周産期救急医療システムに含まれております。

※ 昭和60年6月 実施

エ その他救急告示病院及び救急告示診療所

消防法に規定する救急隊によって傷病者が搬送される医療機関を救急告示病院(救急告示診療所)といいます。救急告示の要件は「救急病院等を定める省令(昭和39. 2. 20厚令8)」によって定められており、該当する病院(診療所)が都道府県知事に申出を行い、都道府県知事が必要と認定したものについて救急告示が認められます。横浜市内に救急告示病院は62か所、救急告示診療所は4か所あります(平成15年1月1日現在)。

※ 昭和39年2月 制度創設

オ 救急医療情報センター

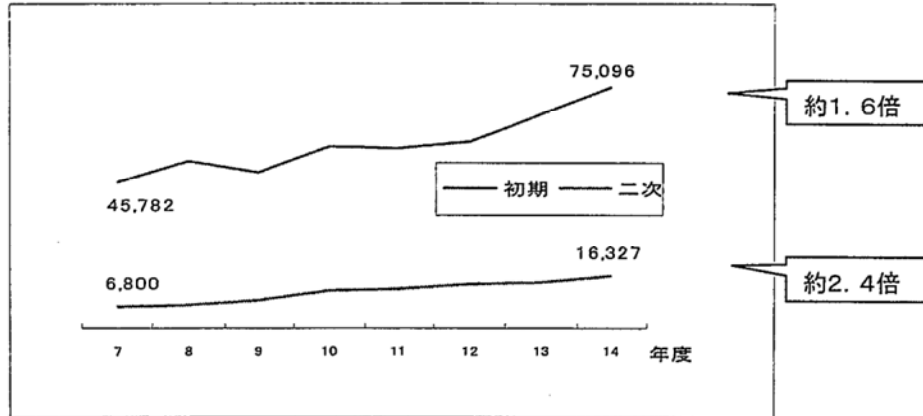
市民や医療機関などからの問い合わせに対し、市内各医療施設に設置した医療情報端末機から随時収集した救急医療情報を24時間365日体制で、電話で提供しています。診療の可否、CT・MRI・CCU・ICU等の有無、専門医の存否、外国語で診療可能な医療機関などがわかります(聴覚障害者にはファックスで対応)。また、横浜市医師会・横浜市病院協会・横浜市衛生局・市民団体等から構成された「横浜市医療機関連携推進本部」ホームページでは、かかりつけ医や二次輪番病院が検索できるようになっています。

※ 昭和56年5月 業務開始

(3) 取扱実績

横浜市では、年少人口が減少傾向にあるにもかかわらず、小児救急患者が年々増加しています。平成7～14年度の8年間に、初期救急医療施設での取扱患者数は約1.6倍に、二次救急医療施設での取扱患者は約2.4倍になっています。

小児救急医療施設の取扱患者推移(初期、二次)



(横浜市衛生局調べ)

横浜市推計人口の推移

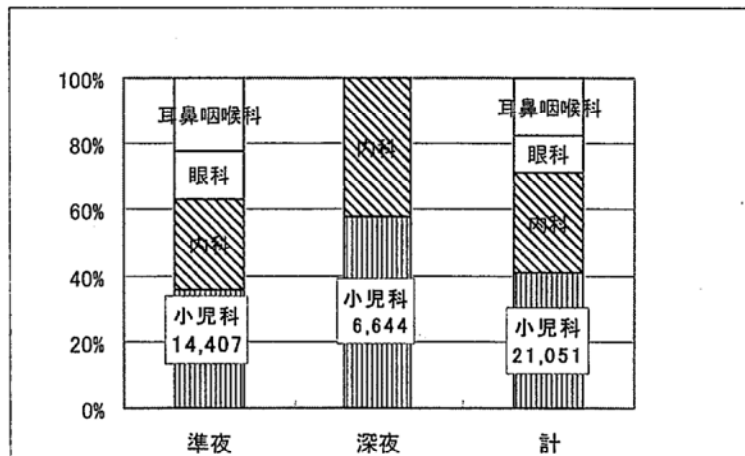
(単位:人)

年 度	7	8	9	10	11	12	13	14
全体 (A)	3,303,057	3,308,631	3,324,281	3,344,654	3,372,916	3,397,895	3,432,558	3,469,108
年少人口 (B)	499,977	489,509	483,997	479,798	477,910	476,054	474,885	477,876
比率 (B/A)	15.1%	14.8%	14.6%	14.3%	14.2%	14.0%	13.8%	13.8%

(各年1月1日現在、横浜市総務局調べ)

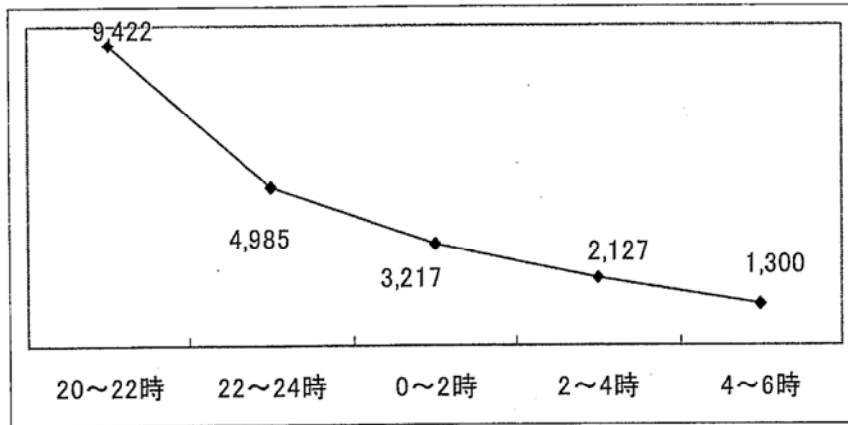
最も患者数が多い桜木町センターのデータで患者動向を見てみると、全患者数に占める小児科患者数の割合は、準夜帯で約4割、深夜帯で約6割となります。時間帯別の患者推移を見るとピークは20～22時で、24時以降は漸減します。年齢別では4歳以下が最も多くなっています。

桜木町センターの診療科別患者内訳(平成14年度)



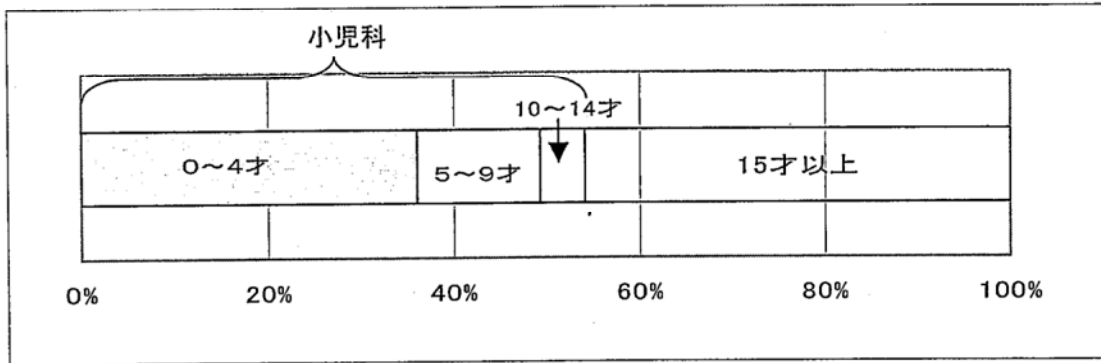
(横浜市救急医療センター事業概要)

桜木町センターの時間帯別小児科患者推移(平成14年度)



(横浜市救急医療センター事業概要)

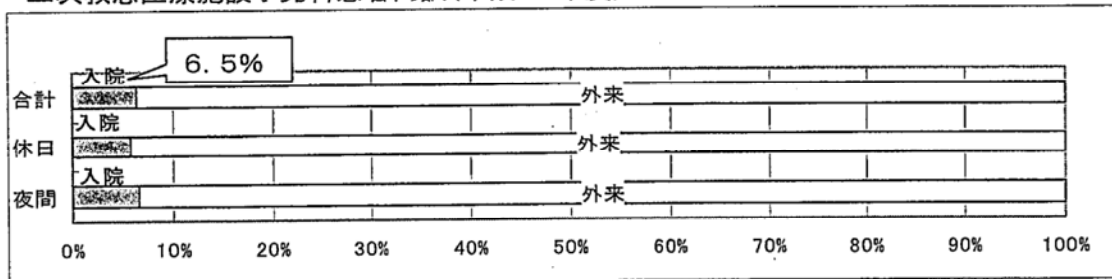
桜木町センターの全患者年齢別内訳(平成14年度)



(横浜市救急医療センター事業概要)

次に、平成14年度の二次救急医療施設小児科患者について見てみると、入院患者の割合は6.5%に過ぎず、大部分の患者は入院を要さない軽症患者であることがわかります。

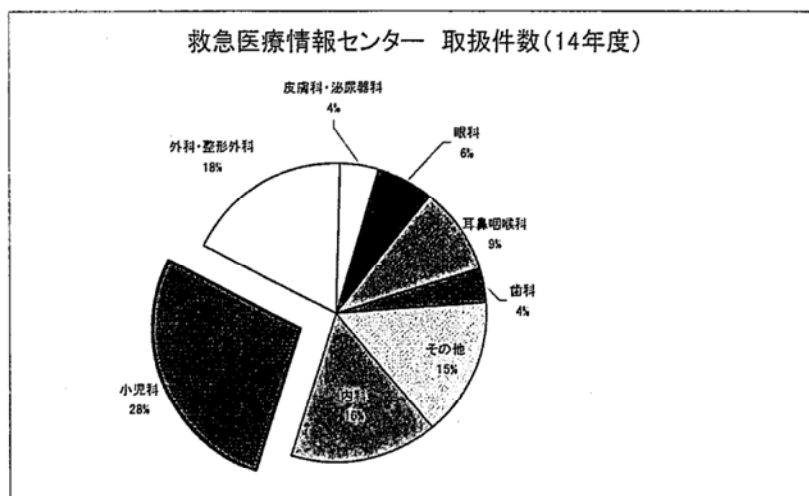
二次救急医療施設小児科患者内訳(平成14年度)



	入院	外来	全体
夜間	909人	12,883人	13,792人
休日	146人	2,389人	2,535人
合計	1,055人 (6.5%)	15,272人 (93.5%)	16,327人 (100.0%)

(横浜市衛生局調べ)

横浜市救急医療情報センターの取扱件数については、14年度は160,059件の問合せがあり、このうち問合せの最も多かった診療科は小児科で、28%を占めました。



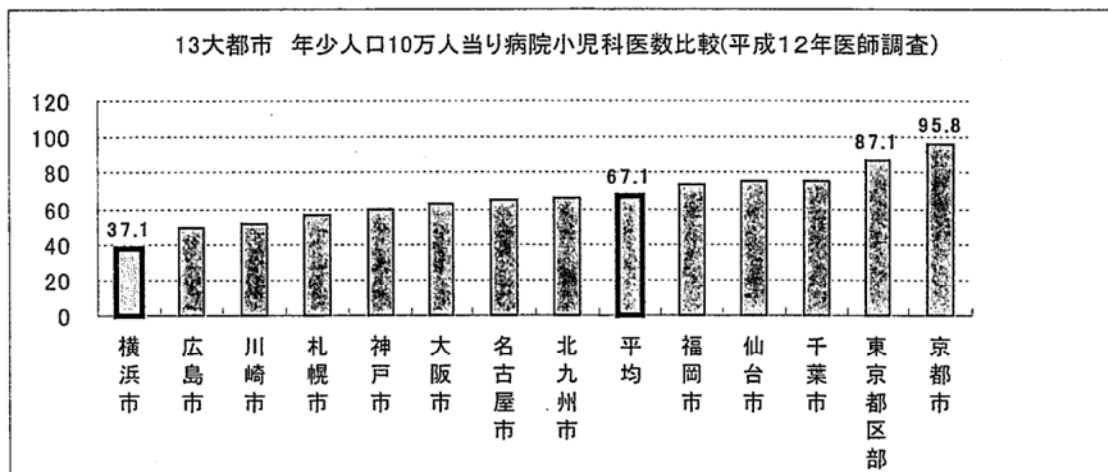
(横浜市救急医療センター事業概要)

平成2年度以降の小児科医療機関数、医師数、性別、平均年齢の推移については、まず医療機関数は全国的に減少傾向にあり、横浜市も例外ではなく、平成2年度に77病院・673診療所だったものが、平成14年度では61病院・668診療所となっています。

年		2	5	8	11	14
全国	病院	4,119	4,025	3,844	3,528	3,359
	診療所	27,747	27,370	27,095	26,788	25,862
横浜市	病院	77	73	72	63	61 *
	診療所	673	663	652	677	668 *

(厚生労働省「医療施設(静態・動態)調査」ただし*は横浜市医療施設基本ファイル表の集計値)

また、全国における小児科医師数は一貫して増加していますが横浜市では減少傾向にあり、年少人口10万人あたりの病院小児科医数は平成12年度で37.1人と、13大都市のなかで最も低くなっています。



3 検討経緯

前述のとおり、横浜市においては、小児科医の不存在や、いわゆる「たらい回し」的な状況については回避できているものの、診療体制の整備に追われて成果や市民ニーズの検証を行うまでに至りませんでした。その結果、時代の変化に伴う新たな課題が生じています。

そこで、横浜市の救急医療体制のより一層の充実を図るため、救急医療体制の現状を把握するとともに、救急医療体制の課題やその解決策等を検討することを目的として、横浜市救急医療懇談会が平成13年11月5日に設置されました。そして、初会合の開催された同年11月21日付で、専門部会として小児救急部会を設けることとなりました。

小児救急医療については、近年の少子化や核家族化、女性の社会進出の進展などの社会的構造の変化を背景に市民の医療ニーズが増大する一方で、医療を取り巻く経済環境が厳しくなる中、小児医療は不採算とされ、小児救急を担う医療機関は減少しています。

こうした小児救急の需給の不均衡に対し、これまでは小児科医の尽力により対応してきましたが、小児科医の過重労働、少子化で患者増が見込めないことなどのため小児科を志望する医学生の減少という問題が生じています。

小児救急医療については、早急に対応しなければ、市民の医療ニーズの増大に応じられなくなるばかりでなく、現行の救急医療体制の継続も危惧される状況となっており、救急医療体制の中でも、とりわけ検討が急がれる分野であると考えられます。

そこで、特に小児救急について集中的に議論するため、これを専門的に討議する小児救急部会を設けて検討しました。

4 小児救急体制の課題及び意見

横浜市における小児救急への各方面からの要望、そして小児救急体制の課題及び意見について、新聞記事、投書、衛生局に寄せられた意見などをたたき台とし、医療現場での体験を踏まえた議論を重ねて集約しました。

(1) 小児救急への各方面からの要望(新聞記事、投書、衛生局に寄せられた意見などによる)

患者(市民)要望としては、

ア 夜間・休日の急病時にどこに行ったらよいか、わからない。

イ 安心・信頼して受診できる医療機関が身近なところに少ない。

ウ 夜間・休日においても小児科専門医による適切な医療の提供。

という声が多くなっています。以前は、緊急時にとにかく診てくれる医療施設が存在することが第一でしたが、今は医療の「質」が求められています。

また、救急隊からは、

ア 受入先が少なく、数が限られているので、遠方の病院に搬送せざるを得ない場合がある。

イ 診療時間に空白時間帯があり、病院選定に苦慮することがある。

との切実な声が寄せられています。

一方、初期医療機関(開業医)からは、

ア 安心して紹介、転送できる病院が少ない。

との声が寄せられ、二次医療機関である病院(勤務医)からは、

ア 初期患者が殺到する。

イ 小児科医の当直回数が多く、小児科医の負担が重い。

ウ 小児科医の確保が困難。

エ 小児医療の不採算。
があげられています。

なお、市民や医療機関などからの問い合わせに対し、24時間体制で必要な情報提供を行う横浜市救急医療情報センターの機能強化も望まれています。現在は従事者が医師でないため、診療科が適合する直近の医療機関を3か所程度紹介するにとどまっています。このため、医師の従事を求める声があがっています。

一方、医師であっても診療しないで重症度を判断することは、特に容態の急変する小児については難しいことから、夜間電話相談によるトラブルが発生した場合の責任を誰がとるのか、という声もありました。

【参考 横浜市「健康と医療に関する市民調査報告書」(平成13年11月)】

「横浜市地域保健医療計画」の見直しに当たり、市民の「健康」や「医療」に係る意識や行動、評価、意向等を把握し、同計画の策定に資することを目的として、横浜市全域の横浜市在住の20歳以上の男女個人を対象とした調査の結果をまとめたものです。

調査対象 3,000人 有効回収数 1,311人 (回収率43.7%)

1 救急医療に対する評価

横浜市の救急医療全体に対する評価は、「あまり充実していない」が19.1%で最も多く、「充実している」もこれに近い16.2%である。

「不十分である」が8.9%であるのに対し、「非常に充実している」は1.4%と少ないため全体的にはマイナス評価が多い結果となっている。

年齢別にみると、「あまり充実していない」等のマイナス評価は、年齢階級が下がるほど多くなる傾向がみられる。

2 救急医療への要望

横浜市の救急医療を「あまり充実していない」、「不十分」とした人は、「休日・夜間の救急医療機関を増やしてほしい」が64.4%、「休日・夜間の診療科目を増やしてほしい」が55.5%、「休日・夜間の検査など診療内容を充実してほしい」が36.9%、「休日・夜間の診療時間を延長してほしい」が32.1%となっている。

3 小児医療に対する評価

「あまり充実していない」が14.7%で最も多く、「不十分」が5.7%である。

「充実している」が7.6%、「非常に充実している」は0.3%であり、マイナスが多く、年齢階層別にみると、一般に子供がいる年代である30代、40代に集中する。

4 小児医療への要望

「休日・夜間の救急を充実してほしい」が67.3%と突出して多く、「近くに小児科の診療所を増やしてほしい」が39.3%である。

「平日の診療時間を延長してほしい」及び「高度・専門的な医療を増やしてほしい」が30%強となっている。

(2) 横浜市救急医療体制の問題点

まず、初期救急医療(夜間急病センター、休日急患診療所)については、

- ア 女性の社会進出等の社会的背景による救急受診者の増大
- イ 「かかりつけ医」が昼間のみとなっている(初期救急における開業医の協力体制の確保)
- ウ 夜間急病センターの施設数が少ない(全市で3か所)。
- エ 深夜帯の診療は1か所しか診療を行っていない(北部、南西部夜間急病センターは24時まで)。
- オ 小児科専門医が配置されないこともある(内科医が対応)。
- カ 初期救急医療の質の確保(初期救急医療機関におけるX線、血液検査などの検査機能を充実すべき)
- キ 患者には自分の症状の程度と医療機関の質がわからないので、外見で大病院を選ぶ傾向。

などの点が指摘されました。

女性の社会進出による夜間受診者の増大や少子化・核家族化に伴う育児経験の乏しい保護者の増大により、救急医療には該当しないが時間外・夜間に受診したいというニーズが大きくなってきています。ただし、患者側に不適切な受診であるとの意識はないと思われます。また、多くの初期救急医療機関ではX線や検査設備がなく、内科医が診察することもあるため、前述のように不安感の大きい保護者は、結果として大病院へ最初からかかる傾向があり、二次輪番病院の負担をさらに大きくしています。

患者側が時間外診療を求めており、しかも当事者が本来受診すべき医療機関について理解できていないという点については、救急医療を理解していただくための行政による市民広報が必要不可欠であるとの意見が出されました。

次に、二次救急医療体制の根幹である病院群輪番制については、次のような問題点が指摘されました。

- ア 参加病院が減少し、当番病院の編成が困難となっている。
- イ 二次対応病院なのに、初期救急患者を多く受け入れている。
- ウ 病院間の診療機能の格差がある。
- エ 病院間で患者受入数の差異が大きい(特定の病院に患者が集中)。

※ただし、入院を要さない、初期レベルの症状の患者が多いと予想される

- オ 輪番日以外にも多数の患者を受け入れている病院がある(=その日の輪番病院が役割を果たしていない)。

※ただし、入院を要さない、初期レベルの症状の患者が多いと予想される

- カ 休日急患診療所からの転送依頼を断られる場合がある。

前述のとおり、輪番病院であっても満床等により患者受入不可能な事態が生じることはあり得ますが、休日急患診療所からの転送依頼が断られたりしますと、初期医療機関の円滑な運営に支障をきたします。しかしながら、輪番病院の中には、機能の違う病院が混在しています。このため、二次輪番病院の質を担保するためには何らかの評価が必要ですが、評価基準を厳しくすると、減少傾向にある小児科輪番病院をさらに絞り込むこととなり、結果として輪番自体が回らなくなるという問題を抱えています。

総括すると、まず、初期・二次の医療提供側にかなりの疲労感があることがあげられました。特に病院勤務小児科医は当直等の負担が重く、退職して開業する者も多いとのこと。また、他科に比べ女性医師が多いことから、結婚・出産を契機に退職することがあり、小児科医が不足する要因の一つになっているものと推測されます(厚生労働省子ども家庭総合研究事業「小児科産科若手医師の確保・育成に関する研究」(平成14年度)より)。

そのほか、

ア 初期から三次まですべてに対応する医療機関の必要性(東京都のめざすERⁱ、初期・三次併設医療機関等)

イ 搬送前(受診前)の対応策として、専門職による医療相談、救急医療情報の提供といった意見も出されました。

現在、救急医療についてはいわゆるフリーアクセス、患者の側が医療機関を選べる体制になっています。いつでも誰でも医療機関に診てもらえることは当然ですが、限られた医療資源の適切な活用が必要です。例えば、北九州方式ⁱⁱや千葉方式ⁱⁱⁱなどを参考にし、初期・二次のシステムと一緒に考えること、小児科には他科とは別の救急システムが必要であること、小児科医の集中化が望ましいことなどが意見として出されました。

ⁱ 東京ER(Emergency Room)

「救急処置室」のことで、既存の救命救急センター機能に加え、1次・2次救急患者に対応する専任の医師を配置した救急診療科を新設して、365日24時間、いつでも、だれでも、様々な症状の救急患者に適切に対応できる総合的な救急診療体制を整備したもの。軽症の患者から重篤な患者まで、速やかな救急処置を行います。救命救急センターを有する墨東病院(区部広域基幹病院)、府中病院(多摩広域基幹病院)及び広尾病院(救急・災害医療センター)の3病院に設置済(東京都「都立病院改革マスタープラン」(平成13年12月)及び東京都立府中病院ホームページより)。

ⁱⁱ 北九州方式(北九州市立八幡病院小児救急センター)

救命救急センターに夜間・休日急患センターを併設する方式。診察は同病院医師。初期救急医療から高次救急医療まで一貫して同じ施設で行うことができます。

ⁱⁱⁱ 千葉方式(千葉市立海浜病院夜間救急初期診療部)

病院内に医師会医師(開業医)による夜間診療部を設ける方式。夜間における内科・小児科の初期救急患者に対応します。二次診療については二次輪番病院が対応。

【参考 厚生省「救急医療体制基本問題検討会報告書」(平成9年12月)】

救急医療体制の基本的条件

- ① 住民にも救急隊にも分かりやすく利用しやすい救急医療体制
- ② 地域単位での救急医療体制の確保
- ③ 地域性の尊重
医療資源を効果的に活用し、住民が利用しやすく、地域の実情に即したもの
- ④ 少子高齢化への対応

	機能	あり方
初期	外来診療により救急患者の医療を担当	<ul style="list-style-type: none"> ・休日・夜間の診療体制の強化 ・救急医療体制を地域住民に広報
二次	入院を要する重症救急患者の医療を担当 <要件> ①24時間体制で必要な検査・治療ができる ②救急患者優先病床又は専用病床を有する ③原則として24時間体制で受入、救急隊による傷病者の搬入に適した構造設備	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の利便性を考慮した場合、24時間体制で救急医療を提供する医療機関の整備が望ましい。 ・医療資源の効率的活用の見地から、輪番制も一つの方策
三次	複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に対し、高度な医療を総合的に提供 <要件> ①重篤患者を常に受け入れられる診療体制 ②ICU・CCUを備え、24時間体制で重篤な患者に対し、高度な治療が可能 ③医療従事者に対し、必要な研修を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・量的な目標は達成された。 ・今後は機能の強化とともに、地域の必要に応じて整備する。 ・「地域の救急医療の最後の砦」であり、指導的な役割が求められることから、人材養成、研修業務も責務

小児救急医療体制の個別課題

少子化社会における小児救急医療体制	<p>小児科医の不足が指摘されているが、地域において初期・二次・三次の機能分担に基づいて構築することが望ましい。</p> <p>初期救急医療機関が小児のすべての初期救急医療を担い、それを支援する二次医療体制は、必要な小児科医を確保するなど、小児の救急医療体制の一層の充実が望まれる。</p> <p>三次救急については、他の診療科同様に救命救急センターが24時間体制ですべての重篤な小児の救急患者を責任をもって受け入れる。</p>
-------------------	--

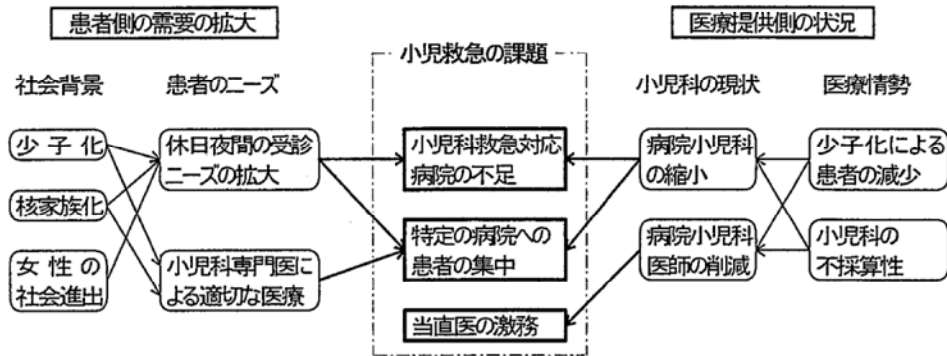
【参考 厚生省「健やか親子検討会報告書」(平成12年11月)】

小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備に対する問題認識、取組の方向性、具体的な取組について記述。

1 問題認識

- (1) 21世紀の少子化・高齢社会で生まれた子供が健やかに育つような支援は、小児の保健と医療の主要な課題、QOLの観点や健康な子供の健全育成をも視野に入れ、小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備を、21世紀に取り組むべき主要課題として位置付け、重点的に進める必要。

- (2) 地域保健における母子保健活動の低下や、小児医療の不採算に伴う小児病棟の縮小・閉鎖による小児医療水準低下、小児救急医療レベルの低下、小児科医師志願者の減少等の問題が生じており、これまで我が国が達成した世界最高レベルの小児保健医療水準や地域保健サービスのレベルの維持のための対策が必要。



2 取組の方向性について

- (1) 地域保健における母子保健サービスの水準低下を予防する体制の確保を図る必要。
- (2) 小児医療の特性を踏まえ、他科と比較して遜色なく小児医療を確保できるよう医療経済面を含めた制度的なアプローチが不可欠。
- (3) 具体的な取組について(小児医療)
 - ア 都道府県で地域の実情を踏まえ適切な小児医療提供体制を確保する観点から関係者の理解を得つつ病床確保対策を推進。
 - イ 小児科医の確保対策については、小児医療に魅力を覚えるような環境整備のための方策の検討や、女性医師の育児と仕事の両立が図られる体制づくりが必要。
 - ウ 小児救急医療体制整備は、都道府県が果たすべき重要な責務であり、医療計画で計画性をもって行うことが対策の基本。初期救急医療体制は、休日・夜間急患センターにおいて、小児科医を広域的に確保し外来機能を強化、二次救急医療体制は、病院小児科の輪番制の充実、三次救急医療体制は、小児科医を重点的に確保した概ね人口100万人につき1か所の拠点となる医療機関を医療計画において明確に位置付け整備等を例示。
 - エ 小児の入院環境、患児の家族のための体制整備、長期慢性疾患患児等の在宅医療体制の整備や、地域の児童福祉施設や教育施設とのコーディネート機能の強化等の体制整備を実施。
 - オ 上記の施設及び設備を整備し人材を確保するために、地域医師会、大学医学部、関係病院による支援体制を確立することが重要であり、消防機関等の関係者を交えた小児救急医療に特化した協議会等が必要。
 - カ 利用者の立場に立ったシステムにするためには、地域の小児救急医療体制を評価し、地域住民に公開するといった評価事業も重要。
 - キ 運営などの財政面の対応を確立することは不可欠であり、診療報酬面での改善、国による運営等の助成も当分の間必要。

5 体制案

横浜市の医療資源の現状を踏まえた中期的な体制を追及したところ、次のようになりました。

(1) 横浜市の小児救急体制を再構築する上での前提

- ア 横浜市の患者数や拠点となりうる医療施設の状況から、拠点となる病院が初期から三次まで全てを応需することは実現が困難と思われるため、初期と二次・三次は区分して考える必要があります。
- イ 初期の準夜帯は夜間急病センターで開業医が担い、二次・三次は病院が担うのを原則とします。ただし深夜帯については、患者数は少なく重症者の割合が多くなるという医療関係者の声がありますので、転送による時間ロスの軽減と効率的な体制を考え、初期患者から小児拠点病院が担うこととします。
- ウ 二次救急を担う病院については、二次以上の診療機能を持つことを重視し、同機能を持つ病院のみに集約化する小児救急拠点病院方式とすることとします。

小児救急拠点病院の機能

小児救急拠点病院	
小児科医	原則として、常勤小児科医4人以上。 常勤3人以下の病院は、非常勤を常勤換算して4人以上であり、かつ週2回以上小児科医の当直又は休日の日直の体制を組めること。
診療機能	0歳児の救急入院に対応できる。 臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師が当直し、下記の検査、治療が実施できること。
検査	検尿、血算、生化学、CRPなど
画像診断	胸部・腹部単純X線撮影
入院病床	小児病床又は救急病床で小児の入院が可能な空床を確保すること。
対象患者	転送患者、救急隊の搬送患者及び入院を要すると思われる重症患者。 ただし、深夜帯には初期患者も受け入れる
応需日	原則として、24時間365日応需。 困難な病院については、同一地域内の複数病院での交代制とする。

(2) 体制案

	課 題	体 制 案
初 期	夜間急病センターの地域偏在	南部方面に新設し、4か所とする。
	空白時間の解消(18:00～20:00, 6:00～9:00, 休日16:00～20:00)	夜間急病センターの診療時間を19:00～24:00 (休日は16:00～24:00)とする。深夜帯(0:00～9:00)は初期も二次病院が対応する。
	深夜帯が桜木町1か所	
二 次	機能充実 (小児科専門医の診療、検査・X線等診療機能の充実)	休日急患診療所の小児科診療は、小児科専門医配置可能な数に集約する。 検査(一般,血液,生化学等)、X線を実施する。
三 次	病院の機能格差 (二次機能を有しない病院の参加)	二次機能を有する拠点病院が24時間体制又は交代制で対応する。深夜帯については初期患者も対応する。
広 報	多数の軽症患者の流入	現行の3病院体制を継続する。可能な限り、二次救急患者まで対象の拡大を図る。
		初期救急施設の機能強化及び市民啓発により、軽症者を初期救急施設へ誘導する。

<初期救急医療体制>

○ 夜間急病センター

	現 状	体 制 案	
施設数	3施設	4施設	<ul style="list-style-type: none"> 概ね人口100万人に1か所 南部方面の空白域の解消
診療時間	北部・南西部 20:00～24:00 桜木町 20:00～6:00	4施設とも 19:00～24:00 休日は 16:00～24:00	<ul style="list-style-type: none"> 診療所の開設時間との整合性 深夜1か所では周辺区に対応困難 →深夜は拠点病院に委ねる →市大派遣医師を病院で活用 休日急患診療所との空白時間の解消
診療機能	桜木町 検査・X線 北部・南西部 なし	北部・南西部 南部・桜木町 全施設で検査・X線を実施	<ul style="list-style-type: none"> 診断機能の充実(質の確保) →初期患者の病院への流入を緩和

○ 休日急患診療所

	現 状	体 制 案	
施設数	18施設	9施設	<ul style="list-style-type: none"> 小児科医による診療体制確保 →全区は困難(各医療圏3か所?)

診療時間	概ね 10:00～16:00	概ね 9:00～16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・開業医の診療開始時間に合わせる ・病院の深夜帯との空白時間の解消
診療機能	検査・X線 なし	全施設で検査・ X線を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・診断機能の充実(質の確保) →初期患者の病院への流入を緩和

<二次救急医療体制>

○ 二次救急医療体制の再編

	現状	体制案	
医療体制	病院群輪番制 3病院 24時間365日 対応病院 3病院	拠点病院 (各医療圏で複 数病院が応需)	<ul style="list-style-type: none"> ・本来の二次機能に対応できる病院 ・原則、24時間応需体制とし、困難な場合は近隣病院との交代制で24時間体制を確立する。

<三次救急医療体制>

当面、現行の三病院体制を継続する。

小児三次救急医療機関

県立こども医療センター ・市大センター病院 聖マリアンナ医大西部病院	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り、二次救急患者まで対象の拡大を図る。
--	--

<市民広報>

- ・行政、医師会、病院協会がそれぞれインターネットで小児救急医療体制を広報する。
- ・病院、診療所の小児科で、夜間・休日の救急体制をPRするチラシを配布する。
- ・市がマスコミ向けに夜間・休日の救急体制についてメッセージを発する。

6 体制案実現に向けての課題

これまでの議論のなかで、中期的な方向性は示されました。しかしながら実現にあたっては、引き続き関係機関等の調整が必要です。具体的には、

- (1) 南部方面夜間急病センターの開設にあたっては、医師不足による労務負担増に対し小児科医の理解を得るとともに、小児科を診ることのできる内科医の協力が必要である。
また、横浜市の厳しい財政状況を考えると、既存施設の活用など新たな発想によるリーズナブルな手法を検討する必要がある。
- (2) 初期医療機関におけるX線、検査の充実については、必要論・不要論両方ある(技師の手配、機械の使用率等)。
- (3) 桜木町センターの深夜帯の廃止には、小児拠点病院の確実な対応を前提とするなど、慎重な対応が求められる。
- (4) 休日急患診療所の小児科機能の集約化については、市民のニーズや意見を十分に確認したうえでの実施が必要である。

- (5) 小児拠点病院における深夜対応については、マンパワーの点から、当面、小児拠点病院以外の病院のサポートがなければ、365日対応は不可能である(特に南部医療圏)。
- (6) 二次輪番病院の機能評価を適切に行う必要がある。
- (7) 応急手当等の知識普及、電話相談体制の整備などには取り組むべきであるが、市民に初期・二次・三次の自己判断を求めるのは難しい。
- このような点が未解決のままとなっています。

7 おわりに

以上の議論の結果、医療関係者に救急対応についての社会的使命感はあるものの、救急出動の義務化に慎重な開業医、二次機能不足の病院の存在(病院数・医師数の割に質的・量的なキャパシティが不足)などの課題があり、行政は財政難という大きな問題をかかえていることがわかりました。また、より高い医療サービス水準を求める市民と救急医療の現場との間にミスマッチが存在し、情報不足も手伝って、結果として、市民が合理的な行動として、症状にかかわらず救急車を呼んだり特定病院に受診したりすること、そのため一部の病院や医師に負担がかかっている現状が浮き彫りになりました。

医療機関の体制が人的に手薄な状態である夜間に、市民が昼なみの診療を求めることの是非を問う声もありました。しかしながら、私たちのライフスタイルは24時間化しており、時間外診療へのニーズが高いのであれば、何らかの対応を考えていかざるを得ません。さもないと、市民生活の安心を支える救急医療体制が瓦解してしまいます。今後は、限られた医療資源の有効活用という観点から、近隣自治体の病院間の相互連携も必要となるのではないのでしょうか。

一方、本案をまとめている最中にも、新港湾病院、東部地域中核病院に予定される24時間小児救急体制、横浜市立大学医学部附属市民総合医療センターの小児総合医療センター整備をはじめ、既存の中核的な各病院における取組、国レベルでは小児科の診療報酬の引き上げの動きなど、本市の小児救急体制にとって明るい話題も耳にするところではあります。

この報告書で提示している体制案を実現することは、前述のとおりすぐには難しいものの、小児救急部会長からは、年少人口の多い北部医療圏における二次救急の体制強化や、初期救急を補完する意味での電話相談^{iv}の実施について提案を受けており、一歩踏み出すことが大切です。

将来の横浜を担う子どもたちの健やかな成長そして幼い命の救済という社会的使命を、医療関係機関・行政そして市民それぞれが自らの役割を責任を持って果たすために、関係者一同、努力してまいります。

^{iv} ここでいう電話相談は、夜間・休日等に、子どもの体調等について看護師や保健師などが子育ての視点から対応することを提案しています。

《参考》小児救急電話相談事業(平成16年度の国の新規事業)

地域の小児科医による夜間の小児患者の保護者等向けの電話相談体制を全国同一番号(#8000)により全国的に整備するもので、都道府県単位で整備することとされています。

参考 小児救急部会委員からの提言

本報告書の原案を作成した横浜市救急医療懇談会小児救急部会において、議論の過程で横浜市の小児救急医療体制に関し、各委員からいただいた提言です。複数の意見を集約していますので、すべてが相容れるわけではありません。

1 初期救急体制について

◆ 地域特性の把握

地域(区)ごとに年少人口、患者動態等を把握するとともに、同じく地域ごとの小児科医の実数・救急参加可能者数などを調査後、医師会内の休日急患診療所検討委員会で検討するのはどうか。

◆ 準夜帯・休日日勤帯は、原則開業医が担当

初期救急は、原則、開業医の分担とする。できれば24時間が望ましいが、通常一人で平日昼間の診療を行っているかかりつけの開業医が在宅で初期救急を担うのは困難なので、平日は準夜帯、休日は日勤帯・準夜帯とする。また、X線、検査等を充実する。

上記実現には小児科医マンパワーを集約する必要があるため、休日急患診療所(市内18か所)を廃止し、夜間急病センター(現在市内3か所、人口100万人に1か所とすれば4か所必要)で複数の開業医が輪番で対応してはどうか。夜間休日の初期救急の場所・時間帯が統一され、市民にもわかりやすくなる。

※準夜帯については、実質的に二次輪番の対応が難しい病院(=小児科入院が事実上不可能な病院、外来だけの初期救急を希望する病院)も、対応可能な範囲で各医療圏で参加してはどうか。

◆ 深夜帯は桜木町センター及び小児救急拠点病院が担当

深夜帯は件数が減少するので、拠点病院でも対応可能となる。従って、桜木町センター及び拠点病院で行う。ただし、桜木町センターの深夜帯については、市大病院の医師の応援を必要としていることから、桜木町センターの深夜帯診療も廃止して、深夜帯はすべて拠点病院が対応すべきとの提案もあった。

◆ 診療時間の延長

開業医診療終了後(おおむね18時ごろ)から夜間急病センター診療開始時(20時)までの空白時間帯をなくす。

◆ 開業医の救急参加のための工夫

①夕方の診療が長引くと夜間急病センターの診療開始時間(20時)に間に合わないことがある。また、年配の医師には夜間勤務は負担感が大きい。従って、準夜帯(救急診療を開始する、おおむね18時～24時)を、さらに前半と後半に分けると、開業医も初期救急に参加しやすくなる。②開業医にもライフスタイル、性差、自院の事情等がいろいろあるので一部の開業医にのみ負担がかからないよう、公平感を大切にすることが必要である。福祉保健センターへの出勤や休日出勤、夜勤などをポイント制にして、各小児科医が合計ポイントで地域医療における応分の負担をするのはどうか。

◆ 拠点病院方式

場所は拠点病院とし、準夜帯は主としてかかりつけ医である医師会（開業医）、深夜帯は病院スタッフで24時間365日体制をとり、この拠点病院を核として一次から1.5次に対応する輪番体制を考えるべきである。この方式が確立されれば、必要があれば入院も迅速にでき、病院のソフト・ハードの医療資源を有効に利用でき、検査や治療を含めて質の向上が期待できる。初期救急医療施設の集約化も可能となり、経費の節減にも大きく貢献できる。課題としては、現患者数を拠点病院でカバーできるかどうかというキャパシティと、拠点病院に開業医が非常勤で勤務することができるかどうかという労務上の検討。

◆ その他

- ・保護者はどこに小児科専門医がいるかわからないので、PRする。
- ・初期救急医療機関を充実しクオリティを保つことが保護者の安心につながり、結果的に二次病院への初期患者の流入を防ぐことになる。

2 二次救急体制について

◆ 二次輪番制の廃止、拠点病院化

当番日のみ小児科医を置かため、入院加療が事実上不可能であったり、当番であるのに満床・手術能力の不足等の理由で他院へ転送させるなど、二次機能を有しているとは言えない病院が含まれている。体制・病院間の格差があるため、同質の医療が提供できていない。従って、二次輪番制を廃止し、拠点病院に小児科医を一定数以上確保することにより、連日2人当直、拠点病院による毎日当直または拠点病院輪番を実施、深夜帯は初期患者も診る。この場合、小児科医が1病院当たり12人以上必要となるため、財政援助が必要不可欠である。

拠点病院数については、市内4か所程度（人口100万人あたり1か所程度）とする案と、周産期中核及び協力病院（約10病院）とする案が出された。

◆ フリーアクセスの禁止

初期患者は診ない。夜間救急医療は昼間とは違うことを行政が市民に徹底する。

◆ かかりつけ医と病院小児科医の協力体制の構築

輪番病院とは主として夜間急病センター又は休日急患診療所から紹介された患者を見ることとなっているが、実際にはそのような患者はあまりおらず、直接訪れた初期患者がほとんどという実態を考えると、かかりつけ医と病院小児科医の協力体制、具体的には、かかりつけ医が特定の二次病院と連携するのが良いのではないか。

◆ 補完病院輪番制

拠点病院以外病院は別途輪番を組み、可能な範囲で対応する。

◆ 中核病院連絡会の創設

中核病院に2.5次機能を持たせ、連絡会の創設により現場の連携を図り、検証を継続する。

◆ 小児科医の確保を前提とした現体制維持

小児科医の確保について、医療機関・行政が努力すれば、現体制維持できる。

◆ 二次輪番病院の要件審査の厳格化

二次輪番病院のクオリティを確保する。対応可能かどうかのチェックをあいまいにせず、厳格に審査する。

3 三次救急体制について

◆ 現状維持

県立こども医療センター、市大市民総合センター、聖マリアンナ西部病院による現状対応で当面よい。3病院においては、常に呼吸器対応ベッドを1～2床確保する。バクトランスファーできるよう、病院間ネットワークづくりを行う。

4 救急体制全体について

◆ 子ども病院構想

我が国の小児医療は成人医療に比較して遅れている。次世代を担う小児の健全な成長・発育を促進するために、長期的な視野にたった国の成育医療センター的な機能を有する子ども病院が必要である。小児救急医療もその中に位置づけ、小児科医の卒前卒後教育も含めた対応をできるようなビジョンのもと、小児救急医療体制を構築したい。

◆ 時間帯による分担の必要性

小児救急については、初期から三次の容態の区分が明確でなく、大人の救急とは別の概念を持つべきである。

二次病院においては、深夜帯の体制確保が負担となっている。患者数を勘案して、深夜については、初期・二次・三次という枠にとらわれず、集約化を図る方が効率的。

◆ 市大小児総合医療センターへの期待

市大については、小児総合医療センターが平成16年度中に整備される予定である。同センターは医療連携の下に教育を目的に救急対応を充実しようとするもので、当部会としても、質の高い小児科医の育成を図っていただける機関として期待するものである。

ただし、附属福浦病院については、特に小児救急にかかる医療資源の不足している南部医療圏に属しており、市民の期待も大きい。附属福浦病院の二次病院機能を要望したい。

◆ 苦情解決改善機関の創設

救急の対応不備による不幸な事例を繰り返さないためにも、苦情に学び改善するシステムを救急体制内に構築する。市民と医療者との相互理解が必要である。

◆ 市民ニーズの継続的な把握

現在の医療資源の状況ではすぐに実現は難しいが、ライフスタイルが24時間化しているなかで、医療だけは例外であると言い切るの難しい。体調の変化はむしろ時間を選ばずにおきるものである。これまでの救急の概念とは違い、いわゆる時間外診療に対する市民ニーズが強まっていることは認識しなければならない。

定期的なアンケート調査などを行い、市民ニーズの把握に努める。

5 市民広報について

◆ かかりつけ医による情報提供

普段から、かかりつけ医から知識を得て、あわてることのないようにする。

◆ 行政による情報提供

小児救急医療体制の実態と利用方法の周知を徹底する。ホームページの活用や市民向け小児救急マニュアルの作成・配布(母子手帳と同時交付が望ましい)を行い、緊急度の判断できない市民に対し適切な情報を提供する。

◆ 小児科医からの情報発信

応急手当等の知識普及を図る。同時に、コンビニ感覚での利用を抑止すること、救急外来ではトリアージが行われるので来院順に診察されるわけではないこと、医療費の実態などを、小児科医からも情報発信する。

6 救急医療情報提供について

◆ 医師、看護師による電話医療相談

育児不安による受診を減らすため、手当方法や受診先の助言が受けられるような相談体制を整備する。

※平成16年度国家予算において、都道府県事業として小児救急電話相談事業が予算化された。

◆ 救急隊・医療機関向けコーディネーターの配置

機能分担に伴う救急の遅れを防止するため、医療機関の情報を把握し、コーディネートする。

平成16年度

横浜市救急医療センター 事業概要

財団法人 横浜市総合保健医療財団



横浜市救急医療センター事業概要目次



I 横浜市救急医療センター事業概要

1. 横浜市夜間急病センターの概要	1
2. 横浜市救急医療情報センターの概要	2
3. 横浜市救急医療センターの見取図及び建物概要	3

II 横浜市救急医療センター事業実績

1. 横浜市夜間急病センター統計	5
2. 横浜市救急医療情報センター統計	33
3. 研修実績	42

I. 横浜市救急医療センター事業概要

1. 横浜市夜間急病センターの概要

横浜市夜間急病センターは、横浜市における第1次診療体制の中核施設として夜間急病患者の診療にあたっています。また救急医療情報センターを併設することにより、夜間における救急医療を一層効果的に実施しています。

なお、入院加療を要する中等症・重症の救急患者の二次応需体制は、横浜市病院協会の協力により市内を3ブロックに分けた病院群輪番制で実施されています。

- 診療科目 内科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科
- 診療日・診療時間 内科・小児科 (毎日) 午後8時～午前6時
眼科・耳鼻咽喉科 (毎日) 午後8時～午前0時
- 診療体制 医師・薬剤師・臨床衛生検査技師・放射線技師については、横浜市医師会々員・横浜市薬剤師会々員・神奈川県臨床衛生検査技師会々員・神奈川県放射線技師会々員が、それぞれ輪番で協力出動しています。

職 種	準 夜 (20時～0時)	深 夜 (0時～6時)
医 師	内 2人 小 1 眼 1 耳 1	内 1人 小 1
薬 剤 師	2	1
看 護 婦	7	5
検 査 技 師	1	1
放 射 線 技 師	1	1
事 務 員	5	3
計	21	13

左記の人員数は、平日の体制です。
土曜・日曜・祝日・年末年始については、増員体制をとります。

- 病 床 数 観察病床11床
- 二次病院への転送 転送を必要とする患者については、夜間輪番病院のほか、第二次応需病院等へ確認のうえ搬送します。
- 診療開始年月日 昭和56年5月11日

2. 横浜市救急医療情報センターの概要

横浜市救急医療情報センターは、神奈川県救急医療情報システムの一環として位置付けられます。市民等への医療機関応需情報の提供、また医療機関の連携に資することを目的としています。

● 業 務 内 容

市内の医療機関における最新の診療応需情報を収集し、当該情報を市民等からの電話による照会に応じて提供しています。

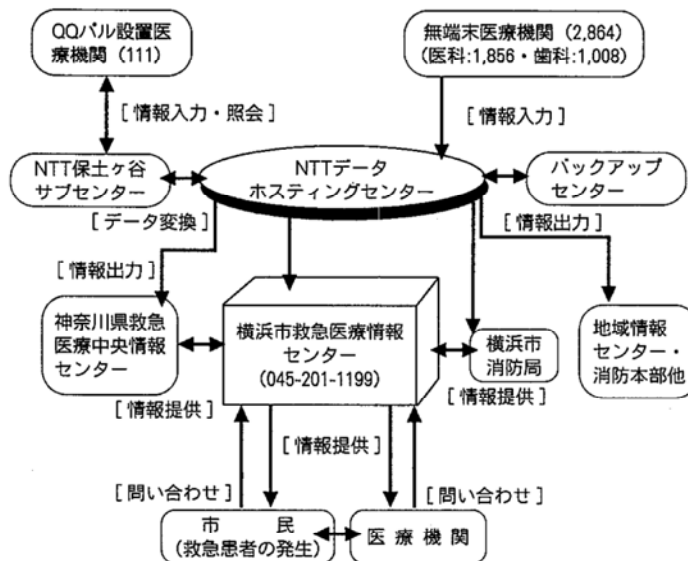
● 業 務 時 間 年中無休 24時間体制

● 機 器 構 成

◇ デスクトップPC端末装置 (TFT)	3台
◇ ディスプレー一体型PC端末装置 (TFT)	1台
◇ ノートPC端末装置	3台
◇ ルータ	1台
◇ HUB	2台
◇ レーザープリンタ	2台
◇ 無停電電源装置	1台
◇ ファクシミリ (一般用)	1台
◇ ファクシミリ (障害者用)	1台
◇ 案内台 (含む: 電話機)	4台
◇ 録音装置	1台
◇ PBX (構内電話交換システム)	1台
◇ 無停電電源装置 (電話機用)	1台

● 業務開始年月日 昭和56年5月11日 (ただし、全県システムの導入は、昭和57年7月1日から開始)

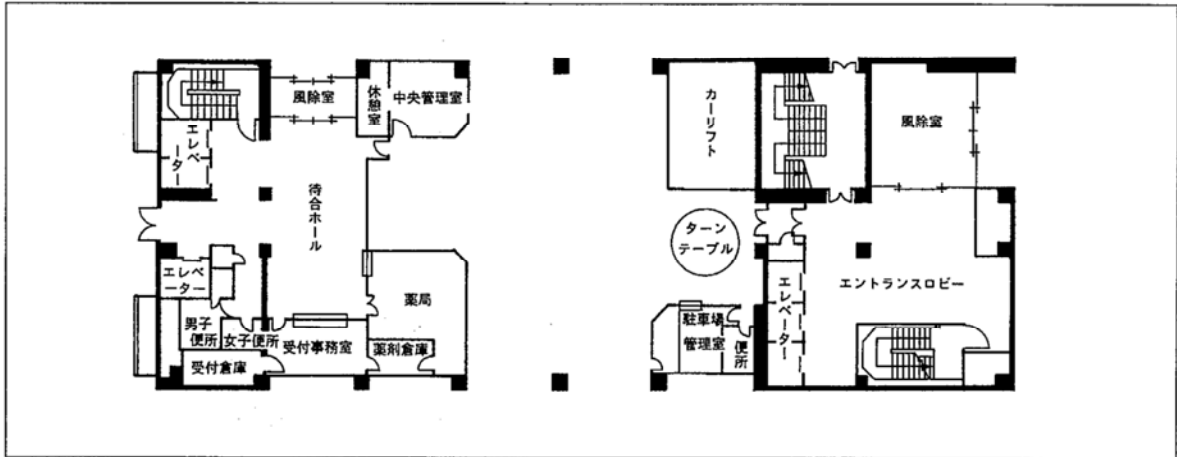
● 情報システムのしくみ



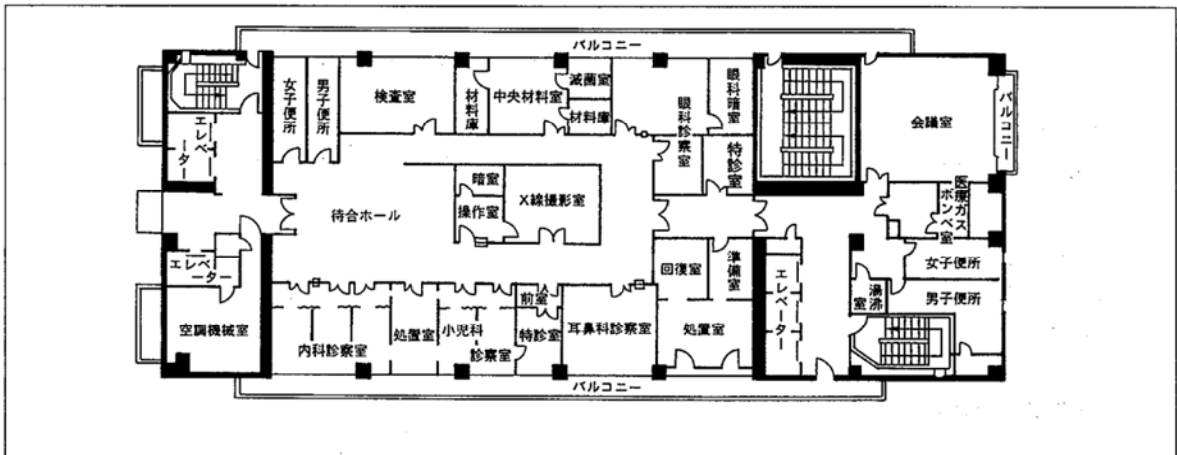
3. 横浜市救急医療センター見取図及び建物概要

見 取 図

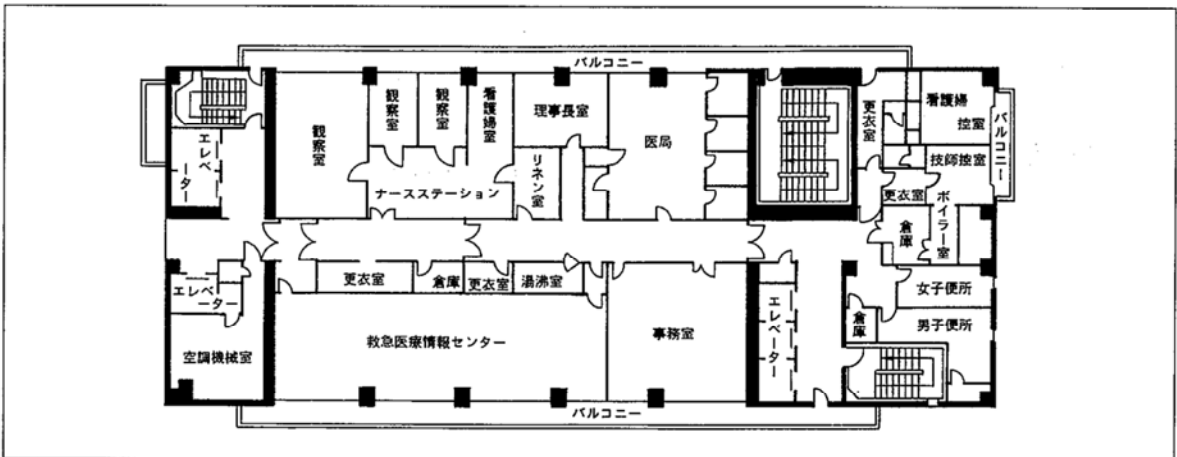
1 階 夜間急病センター受付事務室・待合ホール・薬局・駐車場等



2 階 各科診療室・待合ホール・検査室・X線撮影室等



3 階 救急医療情報センター・観察室・医局・事務室等



建 物 概 要

- 所在地
横浜市中区桜木町1丁目1番地
- 敷地面積
1,729.70 m²
- 建物の構造及び規模
鉄骨鉄筋コンクリート造り
地上11階・地下2階
塔屋1階
- 建築面積
1,158.35 m²
- 建築延床面積
13,175.54 m²
- 工 期
着工
昭和54年3月13日
竣工
昭和56年3月20日
- 総事業費
3,782 百万円

塔屋	機 械 室
11階	機 械 室
10階	食 堂
9 階	横浜市社会福祉センター
8 階	横浜市社会福祉協議会
7 階	
6 階	横浜市医師会
5 階	ホール・学校保健センター
4 階	ホール
3 階	横浜市救急医療センター
2 階	
1 階	
地下1階	駐車場・機械室
地下2階	機械室

II. 横浜市救急医療センター事業実績

1. 横浜市夜間急病センター統計

(1) 平成16年度月別診療科目別時間帯別患者数	5
(2) 平成16年度診療科目別曜日別患者数	7
(3) 平成16年度月別疾病別患者数	8
(4) 年度別1日当たり患者数	9
(5) 年度別診療科目別患者数	10
(6) 年度別時間帯別患者数	11
(7) 年度別入院患者数	12
(8) 年度別来所手段別患者数	13
(9) 年度別年齢別患者数	14
(10) 年度別行政区別患者数	16
(11) 年度別行政区別人口1万人対患者数	18
(12) 年度別救急程度別患者数	19
(13) 年度別疾病別患者数	20
(14) 年度別疾病別転送患者数	22
(15) 年度別病院別転送患者数	24
(16) 年度別疾病別死亡数	26
(17) 年度別処方箋枚数及び調剤数	27
(18) 年度別臨床検査実績	28
(19) 年度別X線撮影実績	29
(20) 年度別年末年始取扱状況	30

(1) 平成16年度月別診療科目別時間帯別患者数(入院及び転送患者数は再掲)

科目	4月		5月		6月		7月		8月		9月					
	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜				
内科	682	314	996	392	1,068	350	655	38	34	72	51	34				
	48	33	81	46	27	73	34	34	72	51	34	34				
	26	18	44	29	16	45	30	11	41	23	20	43				
小児科	949	445	1,394	1,072	528	1,600	957	438	1,395	1,119	432	1,551				
	33	14	47	11	12	23	7	7	14	10	6	16				
	17	18	35	12	11	23	15	8	23	18	10	28				
眼科	449		449	587		587	548		548	521	447	460				
	2		2	2		2	4		4	2	2	1				
耳鼻咽喉科	719		719	965		965	661		661	722	573	563				
	3		3	15		15	12		12	5	13	17				
	13		13	16		16	10		10	11	12	13				
合計	2,799	759	3,558	3,300	920	4,220	2,821	788	3,609	3,061	840	3,901				
	84	47	131	72	39	111	57	41	98	66	40	106				
	58	36	94	59	27	86	59	19	78	54	30	84				
1日平均	118.6											136.1	120.3	125.8	102.2	99.3

前年度比

	本年度	前年度	差引	対前年度 比率
患者 総数	48,339	48,512	-173	
1日 平均	132.4	132.5	-0.1	0.4% 減
入院	1,494	1,495	-1	0.1% 減
転送	888	941	-53	5.6% 減

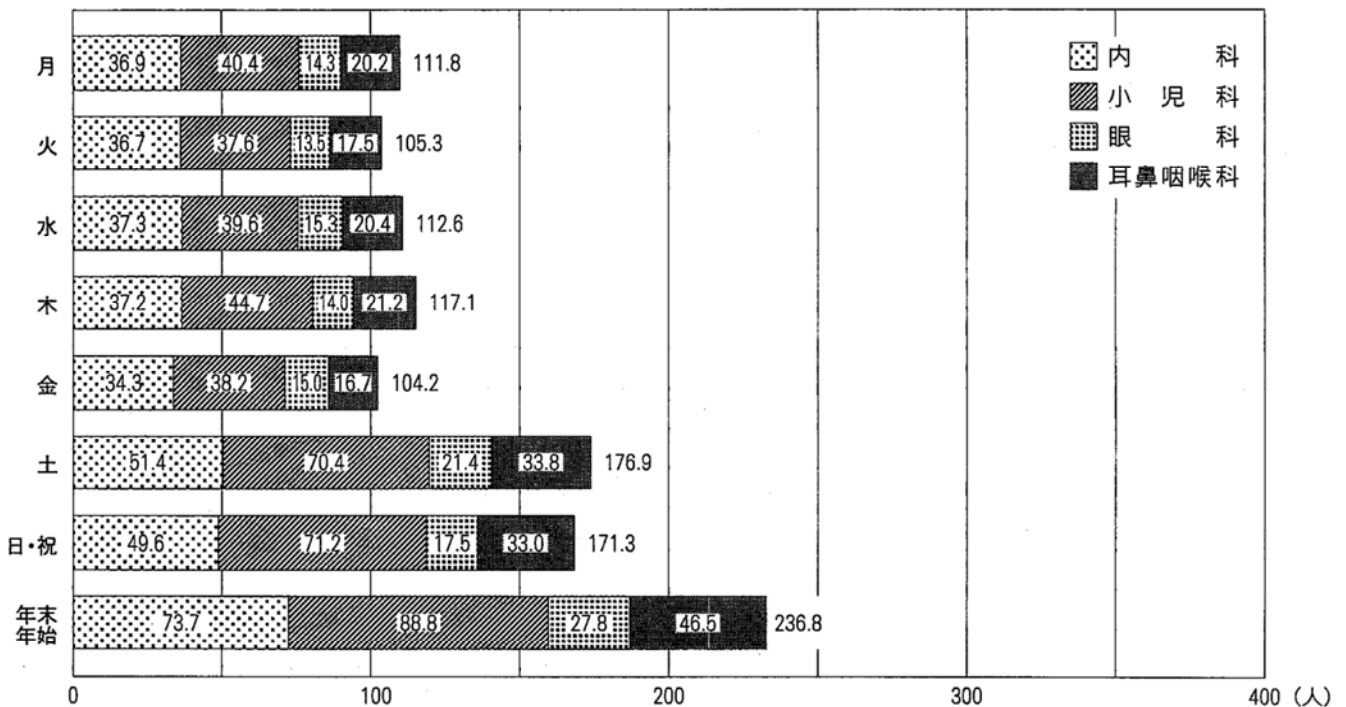
科目	10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計				
	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜	準夜	深夜			
内科	622	325	947	678	346	1,024	469	1,419	1,148	438	1,586	1,760	549	2,309			
	42	23	65	58	42	100	73	62	135	86	41	127	40	29			
	13	14	27	24	19	43	14	14	28	11	10	21	11	14			
小児科	887	444	1,331	962	482	1,444	1,291	651	1,942	1,142	462	1,604	644	2,245			
	13	11	24	11	18	29	25	12	37	24	10	34	13	10			
	15	13	28	15	11	26	19	8	27	17	14	31	16	4			
眼科	414		414	433		433	491		491	444	354	354	749	5,897			
	3		3	3		3	1		1	5	2	2	2	1			
耳鼻咽喉科	716		716	820		820	883		883	708	661	661	816	816			
	9		9	7		7	9		9	14	13	13	11	11			
	8		8	7		7	9		9	15	9	9	5	5			
合計	2,639	769	3,408	2,893	828	3,721	3,615	1,120	4,735	3,442	900	4,342	4,376	1,193			
	64	34	98	76	60	136	107	74	181	124	51	175	66	39			
	39	27	66	49	30	79	43	22	65	48	24	72	38	18			
1日平均	109.9											124.0	152.7	140.1	198.9	165.5	132.4

※眼科・耳鼻咽喉科患者数には、午前0時以降に受診した患者、眼科7名・耳鼻咽喉科7名を含む。

(2) 平成16年度診療科目別曜日別患者数（入院及び転送患者数は再掲）

区 分	曜 日 (日数)	月	火	水	木	金	平日計	土	日・祝日	年末・ 年始	計
		(45日)	(50日)	(49日)	(49日)	(50日)	(243日)	(51日)	(65日)	(6日)	(365日)
内 科		1,661	1,833	1,829	1,821	1,715	8,859	2,619	3,227	442	15,147
	入院	116	127	128	146	145	662	178	187	44	1,071
	転送	42	65	55	63	48	273	80	75	4	432
小 児 科		1,817	1,881	1,938	2,192	1,911	9,739	3,590	4,626	533	18,488
	入院	37	38	41	32	30	178	43	68	6	295
	転送	32	44	27	33	42	178	55	64	5	302
眼 科		644	674	749	687	751	3,505	1,090	1,135	167	5,897
	入院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	転送	1	5	4	3	4	17	2	5	2	26
耳鼻咽喉科		908	875	1,001	1,040	835	4,659	1,722	2,147	279	8,807
	入院	7	10	4	27	17	65	20	36	7	128
	転送	13	6	7	14	12	52	41	33	2	128
合 計		5,030	5,263	5,517	5,740	5,212	26,762	9,021	11,135	1,421	48,339
	入院	160	175	173	205	192	905	241	291	57	1,494
	転送	88	120	93	113	106	520	178	177	13	888
割 合		10.4	10.9	11.4	11.9	10.8	55.4	18.7	23.0	2.9	100%
1日平均		111.8	105.3	112.6	117.1	104.2	110.1	176.9	171.3	236.8	132.4
	入院	3.6	3.5	3.5	4.2	3.8	3.7	4.7	4.5	9.5	4.1
	転送	2.0	2.4	1.9	2.3	2.1	2.1	3.5	2.7	2.2	2.4

曜日別（科目別1日平均）患者数（平成16年度）



(3) 平成16年度月別疾病別患者数

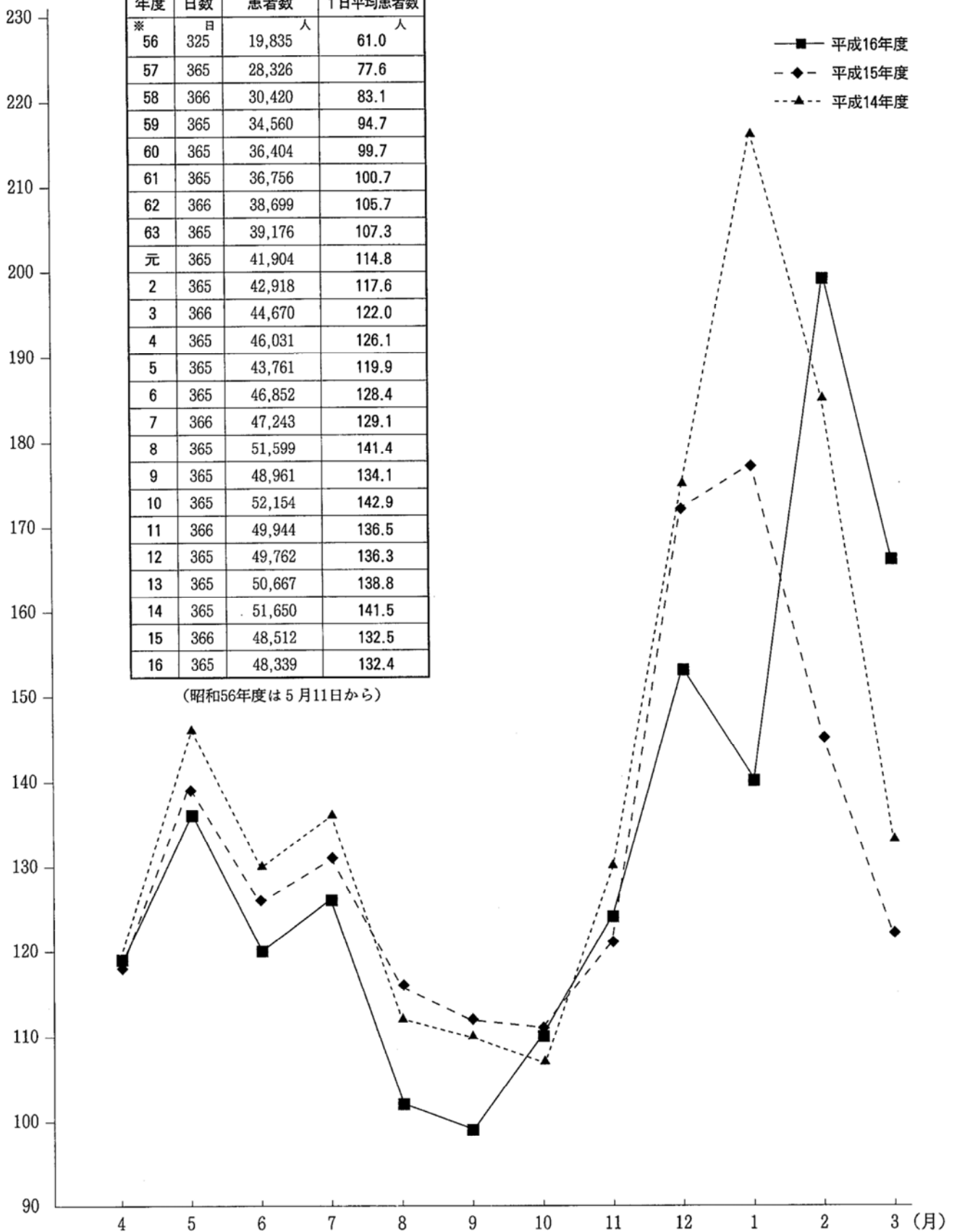
分類疾患	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	割合
呼吸器疾患	1,146	1,413	1,290	1,502	1,007	888	1,316	1,336	1,383	1,559	3,517	2,281	18,638	38.6
かぜ症候群	683	900	873	1,062	709	564	779	746	882	907	1,576	1,177	10,858	22.5
扁桃炎	104	124	116	171	76	89	98	118	117	125	104	112	1,354	2.8
気管支炎・肺炎	148	167	139	116	104	73	106	190	170	173	203	185	1,774	3.7
喘息	203	212	153	148	112	156	327	265	203	142	97	155	2,173	4.5
インフルエンザ								3	2	205	1,526	642	2,378	4.9
その他	8	10	9	5	6	6	6	14	9	7	11	10	101	
消化器疾患	698	637	515	526	541	492	452	562	1,381	1,163	659	753	8,379	17.3
下痢症	259	237	165	148	189	165	154	217	627	527	263	316	3,267	6.8
急性腹症	55	49	51	57	44	46	45	46	56	31	28	35	543	1.1
その他	384	351	299	321	308	281	253	299	698	605	368	402	4,569	9.5
循環器疾患	43	39	25	32	30	34	27	45	38	38	42	55	448	0.9
脳血管障害	5	15	12	4	9	4	3	4	7	3	1	6	73	
代謝障害	5	2	9	6	2	1	3	4	2	2	1	4	41	
けいれん	12	16	10	16	14	13	12	18	16	9	17	17	170	
中毒	43	39	46	43	51	49	39	35	39	31	28	46	489	1.0
小児伝染病	39	68	54	62	33	33	29	45	54	43	30	44	534	1.1
新生児・未熟児の疾患	2	9	3	2	8	5	9	9	4	6	1	4	62	
その他	107	96	125	101	101	94	116	98	101	82	68	73	1,162	
小計	2,100	2,334	2,089	2,294	1,796	1,613	2,006	2,156	3,025	2,936	4,364	3,283	29,996	62.1
耳鼻咽喉科疾患	769	1,020	707	757	601	586	765	877	931	742	693	862	9,310	19.3
耳疾患	492	635	412	442	339	301	455	593	648	390	419	462	5,588	11.6
鼻・副鼻腔疾患	106	128	101	106	86	109	127	103	105	120	106	195	1,392	2.9
口腔疾患	27	37	39	41	39	23	40	35	32	42	32	23	410	
咽頭疾患	110	182	126	145	115	123	105	114	123	149	110	141	1,543	3.2
喉頭疾患	28	31	25	19	20	24	28	25	17	28	18	31	294	
気管・食道疾患	6	7	4	4	2	6	10	7	6	13	8	10	83	
眼科疾患	450	591	550	526	450	462	414	435	493	446	356	752	5,925	12.3
炎症	256	330	290	289	201	236	195	213	262	214	161	541	3,188	6.6
異物	88	104	117	118	97	112	85	102	112	104	86	88	1,213	2.5
外傷	69	102	89	82	100	67	90	89	71	78	71	77	985	2.0
出血	17	27	24	22	27	25	22	18	24	22	21	21	270	
その他	20	28	30	15	25	22	22	13	24	28	17	25	269	
その他の疾患	239	275	263	324	320	317	223	253	286	218	156	234	3,108	6.4
外科・整形外科	13	23	22	26	23	16	13	26	21	11	12	20	226	0.5
皮膚科	124	159	149	171	169	193	132	149	172	131	93	123	1,765	3.7
泌尿器科	69	70	61	83	84	72	53	51	66	54	41	58	762	1.6
産婦人科	4	7	6	4	5	8	2	4	4	5	1	6	56	
精神科	27	14	20	33	36	27	23	17	18	16	8	23	262	
歯科		1	2	3	2				3		1	1	13	
その他	2	1	3	4	1	1		6	2	1		3	24	
合計	3,558	4,220	3,609	3,901	3,167	2,978	3,408	3,721	4,735	4,342	5,569	5,131	48,339	100%

(4) 年度別1日当たり患者数

(人)

年度	日数	患者数	1日平均患者数
※ 56	325	19,835	61.0
57	365	28,326	77.6
58	366	30,420	83.1
59	365	34,560	94.7
60	365	36,404	99.7
61	365	36,756	100.7
62	366	38,699	105.7
63	365	39,176	107.3
元	365	41,904	114.8
2	365	42,918	117.6
3	366	44,670	122.0
4	365	46,031	126.1
5	365	43,761	119.9
6	365	46,852	128.4
7	366	47,243	129.1
8	365	51,599	141.4
9	365	48,961	134.1
10	365	52,154	142.9
11	366	49,944	136.5
12	365	49,762	136.3
13	365	50,667	138.8
14	365	51,650	141.5
15	366	48,512	132.5
16	365	48,339	132.4

(昭和56年度は5月11日から)

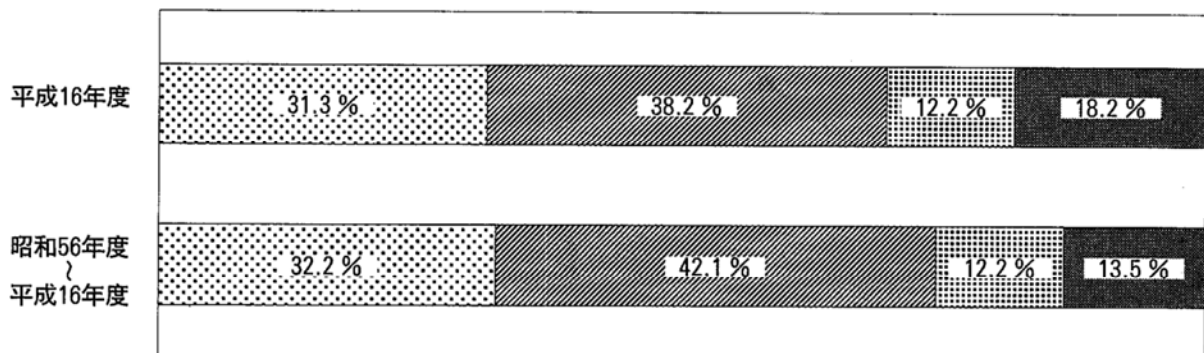


(5) 年度別診療科目別患者数

科目 \ 年度	12		13		14		15		16	
		%		%		%		%		%
内 科	14,333	28.8	14,647	28.9	15,727	30.4	14,292	29.5	15,147	31.3
小 児 科	20,331	40.9	20,454	40.4	21,051	40.8	19,798	40.8	18,488	38.2
眼 科	6,374	12.8	6,242	12.3	5,925	11.5	5,517	11.4	5,897	12.2
耳 鼻 咽 喉 科	8,724	17.5	9,324	18.4	8,947	17.3	8,905	18.4	8,807	18.2
合 計	49,762	100	50,667	100	51,650	100	48,512	100	48,339	100
1 日 平 均	136.3		138.8		141.5		132.5		132.4	
診 療 日 数	365日		365日		365日		366日		365日	

科目 \ 年度	56~16	
		%
内 科	331,626	32.2
小 児 科	433,226	42.1
眼 科	125,698	12.2
耳 鼻 咽 喉 科	138,593	13.5
合 計	1,029,143	100
1 日 平 均	117.9	
診 療 日 数	8,726日	

診療科目別患者比率



- 内科
- 小児科
- 眼科
- 耳鼻咽喉科

(6) 年度別時間帯別患者数

年度 時間帯	12		13		14		15		16	
		%		%		%		%		%
準夜 20 ~ 24 時	38,452	77.3	39,410	77.8	40,188	77.8	37,403	77.1	37,866	78.3
深夜 0 ~ 6 時	11,310	22.7	11,257	22.2	11,462	22.2	11,109	22.9	10,473	21.7
合計	49,762	100	50,667	100	51,650	100	48,512	100	48,339	100

年度 時間帯	56~16	
		%
準夜 20 ~ 24 時	783,298	76.1
深夜 0 ~ 6 時	245,845	23.9
合計	1,029,143	100

平成16年度時間帯別診療科目別患者数（入院及び転送患者数は再掲）

時間帯 科目	総数	年度						準夜 小計	割合					
		~21	~22	~23	~24	~1	~2		~3	~4	~5	~6	深小 夜計	
内科	15,147	4,062	2,591	1,988	1,778	10,419	1,318	993	833	661	526	397	4,728	
入院	1,071	229	158	123	137	647	140	111	83	59	30	1	424	
転送	432	83	71	49	48	251	49	37	24	34	23	14	181	
小児科	18,488	5,292	3,170	2,368	1,913	12,743	1,551	1,253	1,008	767	645	521	5,745	
入院	295	75	43	24	32	174	35	31	28	13	14		121	
転送	302	64	42	34	31	171	30	45	16	13	11	16	131	
眼科	5,897	2,254	1,613	1,178	852	5,897	-	-	-	-	-	-		
入院														
転送	26	8	7	6	5	26								
耳鼻咽喉科	8,807	3,445	2,210	1,628	1,524	8,807	-	-	-	-	-	-		
入院	128	68	33	17	10	128								
転送	128	62	27	18	21	128								
合計	48,339	15,053	9,584	7,162	6,067	37,866	2,869	2,246	1,841	1,428	1,171	918	10,473	
入院	1,494	372	234	164	179	949	175	142	111	72	44	1	545	
転送	888	217	147	107	105	576	79	82	40	47	34	30	312	
割合	100%	31.1	19.8	14.8	12.6	78.3	5.9	4.6	3.8	3.0	2.4	1.9	21.7	

(7) 年度別入院患者数

科目 \ 年度	12		13		14		15		16	
		%		%		%		%		%
内科	1,086	73.3	1,108	70.6	1,154	73.2	1,039	69.5	1,071	71.7
小児科	301	20.3	345	22.0	315	20.0	349	23.3	295	19.7
眼科	10	0.7	10	0.6	10	0.6	0	0.0	0	0.0
耳鼻咽喉科	85	5.7	106	6.8	97	6.2	107	7.2	128	8.6
合計	1,482	100	1,569	100	1,576	100	1,495	100	1,494	100

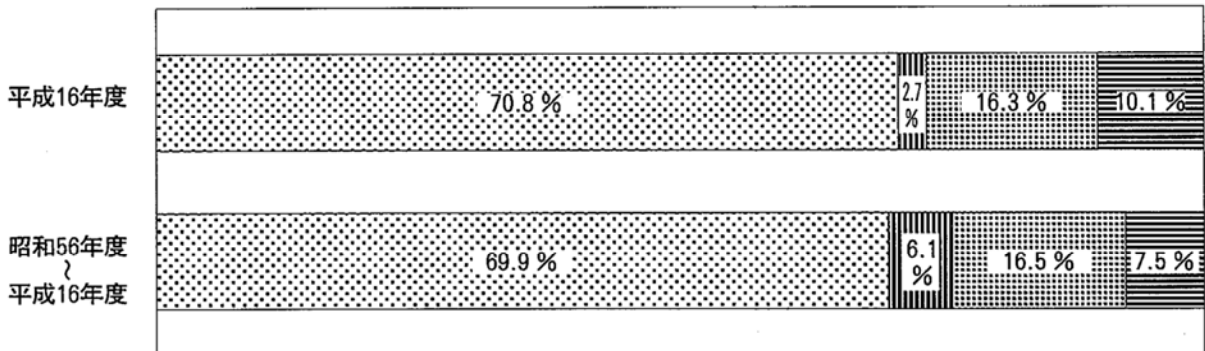
科目 \ 年度	56~16	
		%
内科	18,456	75.7
小児科	4,637	19.0
眼科	118	0.5
耳鼻咽喉科	1,172	4.8
合計	24,383	100

(8) 年度別来所手段別患者数

手段	12		13		14		15		16	
	患者数	%	患者数	%	患者数	%	患者数	%	患者数	%
自家用車	37,008	74.4	37,392	73.8	37,870	73.3	34,838	71.8	34,239	70.8
救急車	1,701	3.4	1,602	3.2	1,512	2.9	1,347	2.8	1,328	2.7
タクシー	7,149	14.4	7,565	14.9	8,130	15.7	8,185	16.9	7,866	16.3
その他	3,904	7.8	4,108	8.1	4,138	8.0	4,142	8.5	4,906	10.1
合計	49,762	100	50,667	100	51,650	100	48,512	100	48,339	100

手段	56~16	
	患者数	%
自家用車	718,982	69.9
救急車	62,528	6.1
タクシー	170,022	16.5
その他	77,611	7.5
合計	1,029,143	100

来所手段別患者比率



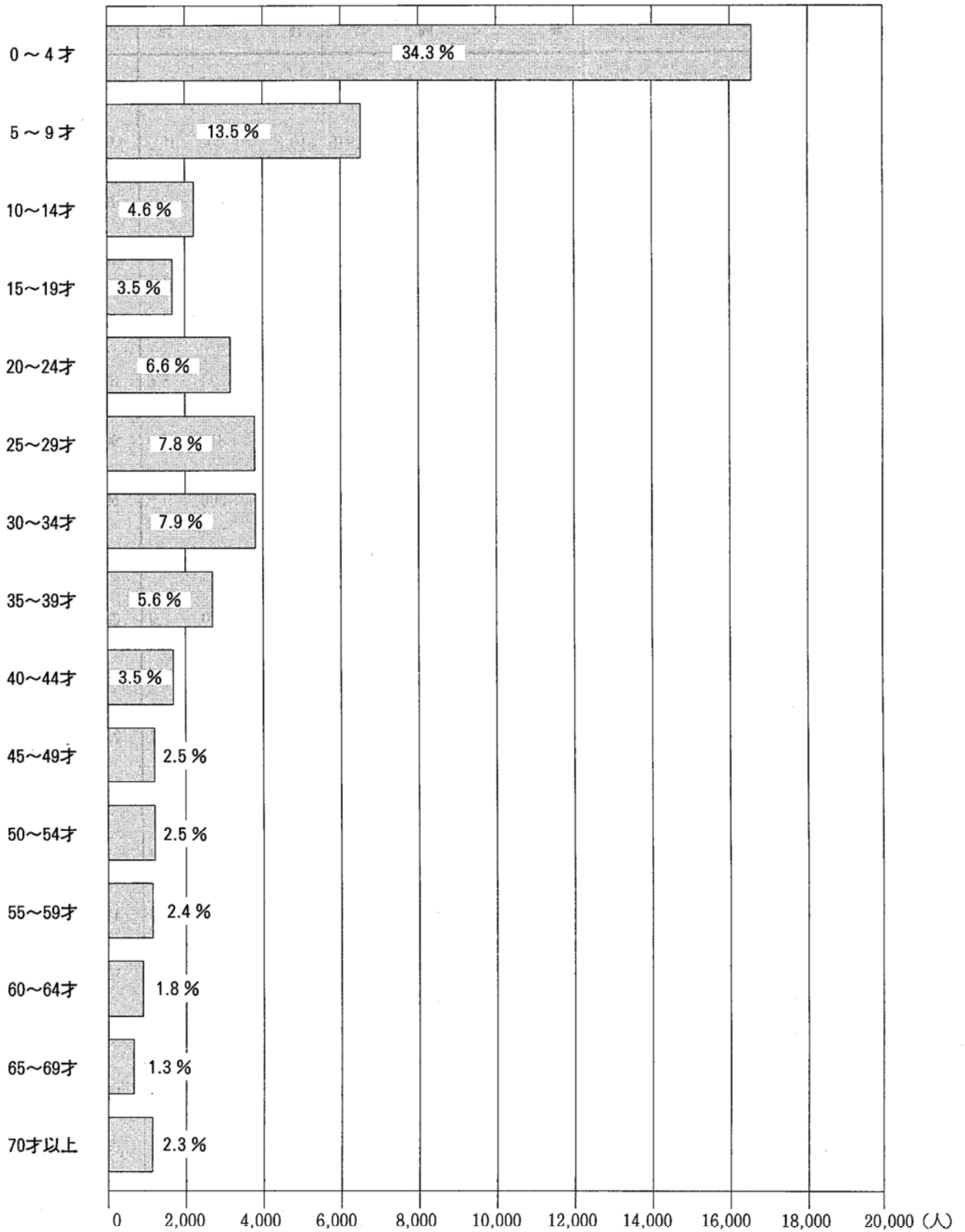
- 自家用車
- 救急車
- タクシー
- その他

(9) 年度別年令別患者数（但し、昭和56～63年度は年令区分が異なるため省略）

年度 年令区分	12		13		14		15		16	
		%		%		%		%		%
0 ~ 4 才	18,380	36.9	18,745	37.0	18,616	36.0	18,039	37.2	16,566	34.3
5 ~ 9 才	6,689	13.4	6,618	13.1	6,824	13.2	6,417	13.2	6,519	13.5
10 ~ 14 才	2,192	4.4	2,290	4.5	2,462	4.8	2,185	4.5	2,230	4.6
15 ~ 19 才	2,035	4.1	1,914	3.8	2,145	4.2	1,800	3.7	1,674	3.5
20 ~ 24 才	3,339	6.7	3,534	7.0	3,607	7.0	3,289	6.8	3,167	6.6
25 ~ 29 才	3,955	7.9	3,922	7.7	4,060	7.9	3,726	7.7	3,789	7.8
30 ~ 34 才	3,327	6.7	3,519	6.9	3,673	7.1	3,443	7.1	3,807	7.9
35 ~ 39 才	2,149	4.3	2,202	4.4	2,385	4.6	2,271	4.7	2,697	5.6
40 ~ 44 才	1,315	2.6	1,466	2.9	1,583	3.1	1,465	3.0	1,685	3.5
45 ~ 49 才	1,274	2.6	1,180	2.3	1,097	2.1	962	2.0	1,196	2.5
50 ~ 54 才	1,421	2.9	1,537	3.0	1,398	2.7	1,200	2.5	1,200	2.5
55 ~ 59 才	1,086	2.2	1,073	2.1	1,121	2.2	1,097	2.3	1,138	2.4
60 ~ 64 才	833	1.7	932	1.8	861	1.7	863	1.8	892	1.8
65 ~ 69 才	686	1.4	654	1.3	715	1.4	612	1.3	650	1.3
70 才以上	1,081	2.2	1,081	2.1	1,103	2.1	1,143	2.4	1,129	2.3
合 計	49,762	100	50,667	100	51,650	100	48,512	100	48,339	100

年度 年令区分	元~16	
		%
0 ~ 4 才	264,570	34.6
5 ~ 9 才	107,411	14.0
10 ~ 14 才	38,088	5.0
15 ~ 19 才	32,053	4.2
20 ~ 24 才	56,784	7.4
25 ~ 29 才	59,782	7.8
30 ~ 34 才	47,283	6.2
35 ~ 39 才	32,064	4.2
40 ~ 44 才	25,163	3.3
45 ~ 49 才	22,796	3.0
50 ~ 54 才	21,680	2.8
55 ~ 59 才	18,265	2.4
60 ~ 64 才	13,869	1.8
65 ~ 69 才	10,002	1.3
70 才以上	15,157	2.0
合 計	764,967	100

年 令 別 患 者 比 率 (平成16年度)

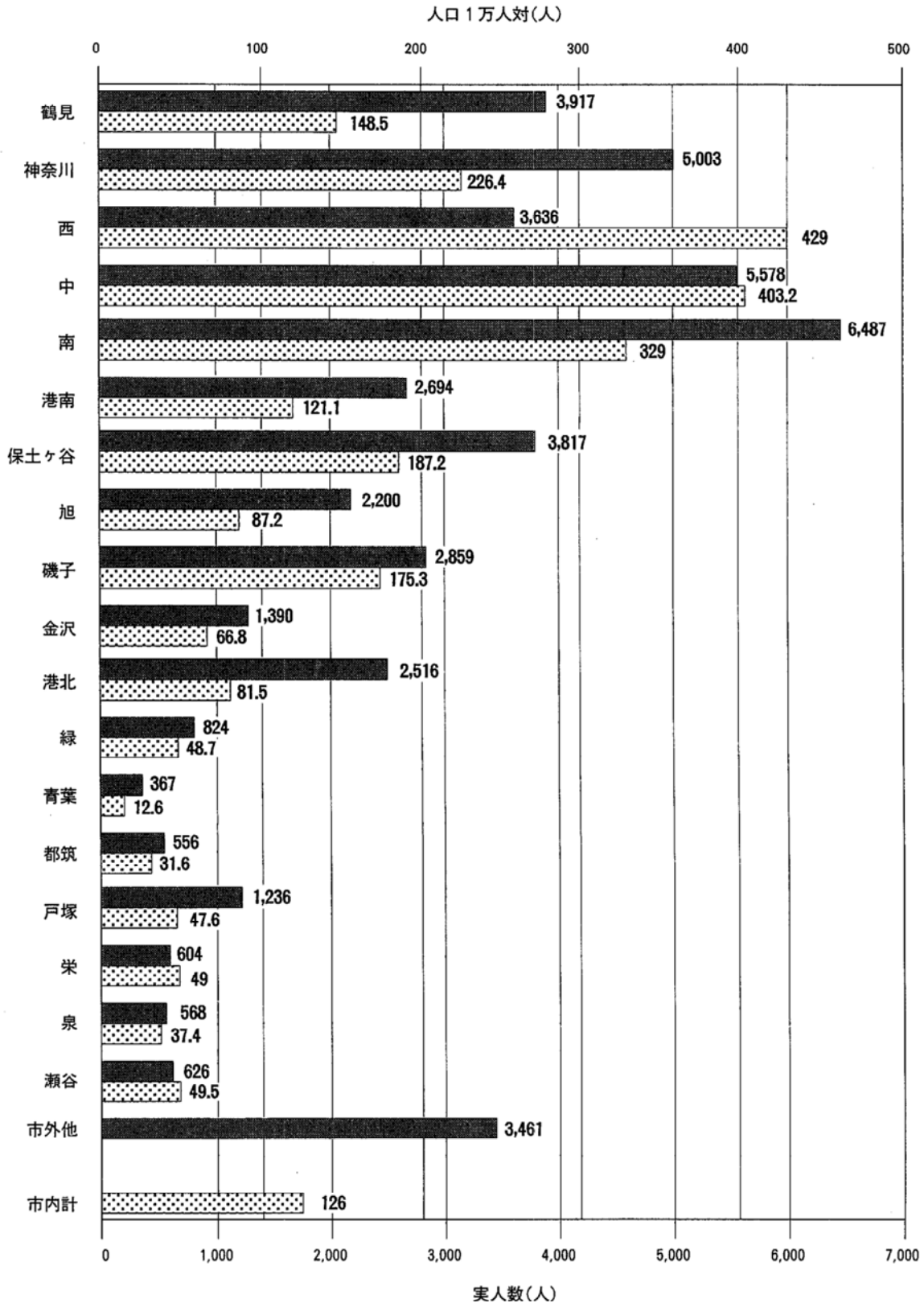


(10) 年度別行政区別患者数

区	年度		12		13		14		15		16		56~16	
	12	%	13	%	14	%	15	%	16	%	56~16	%		
鶴見	3,259	6.5	3,369	6.6	3,561	6.9	3,745	7.7	3,917	8.1	58,842	5.7		
神奈川	4,845	9.7	5,047	10.0	5,152	10.0	4,975	10.3	5,003	10.3	111,468	10.8		
西	3,415	6.9	3,456	6.8	3,835	7.4	3,384	7.0	3,636	7.5	75,995	7.4		
中	4,904	9.9	4,984	9.8	5,330	10.3	5,064	10.4	5,578	11.5	114,254	11.1		
南	6,571	13.2	6,963	13.7	7,170	13.9	6,444	13.3	6,487	13.4	140,444	13.6		
港南	3,284	6.6	3,182	6.3	3,087	6.0	2,661	5.5	2,694	5.6	60,755	5.9		
保土ヶ谷	4,604	9.3	4,861	9.6	4,646	9.0	4,031	8.3	3,817	7.9	96,773	9.4		
旭	2,543	5.1	2,569	5.1	2,635	5.1	2,405	5.0	2,200	4.6	50,664	4.9		
磯子	2,673	5.4	2,888	5.7	3,109	6.0	3,066	6.3	2,859	5.9	56,914	5.5		
金沢	1,171	2.4	1,269	2.5	1,465	2.8	1,430	2.9	1,390	2.9	22,741	2.2		
港北	2,595	5.2	2,702	5.3	2,787	5.4	2,743	5.7	2,516	5.2	61,798	6.0		
緑	832	1.7	894	1.8	881	1.7	872	1.8	824	1.7	22,856	2.2		
青葉	438	0.9	443	0.9	437	0.8	429	0.9	367	0.8	5,067	0.5		
都筑	817	1.6	751	1.5	712	1.4	690	1.4	556	1.2	7,465	0.7		
戸塚	2,154	4.3	1,818	3.6	1,439	2.8	1,252	2.6	1,236	2.6	41,300	4.0		
栄	642	1.3	601	1.2	604	1.2	558	1.2	604	1.2	10,094	1.0		
泉	806	1.6	631	1.2	650	1.3	597	1.2	568	1.2	12,290	1.2		
瀬谷	855	1.7	748	1.5	708	1.4	724	1.5	626	1.3	13,508	1.3		
市外・他	3,354	6.7	3,491	6.9	3,442	6.7	3,442	7.1	3,461	7.2	65,915	6.4		
合計	49,762	100	50,667	100	51,650	100	48,512	100	48,339	100	1,029,143	100		

行政区別患者数及び人口1万人対患者数（平成16年度）

■ 行政区別患者数 □ 人口1万人対患者数



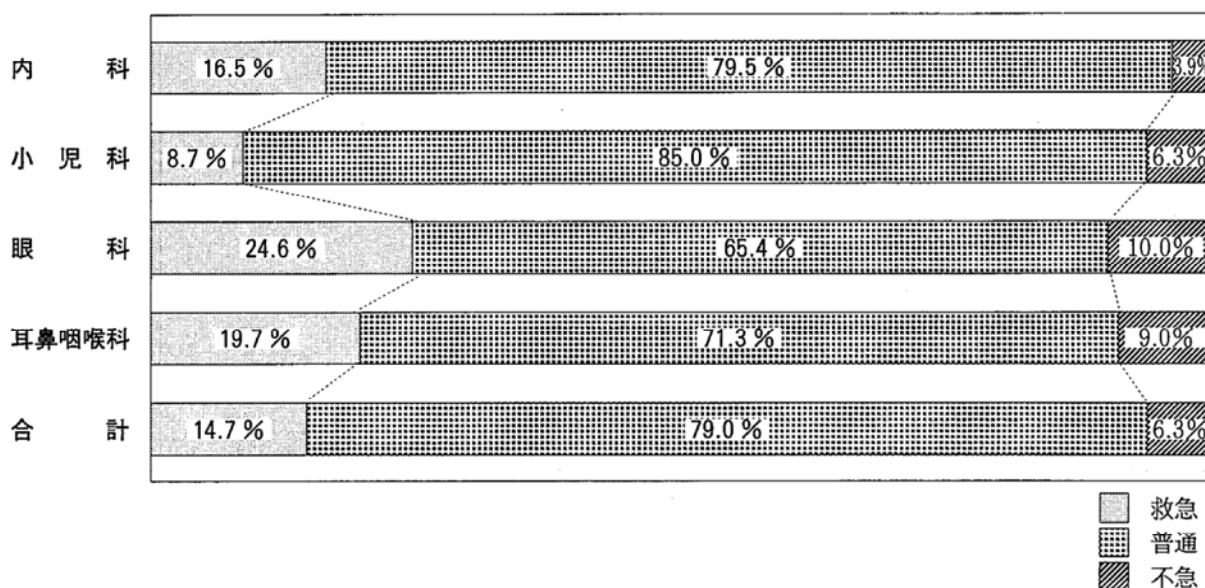
(1) 年度別行政区別人口1万人对患者数

年度 区	12	13	14	15	16
鶴見	128.3	131.7	137.7	143.0	148.5
神奈川	228.8	234.9	237.4	225.9	226.4
西	434.5	434.5	470.1	405.5	429.0
中	390.8	386.4	404.3	375.4	403.2
南	336.7	355.9	365.1	326.6	329.0
港南	148.0	142.7	138.5	119.3	121.1
保土ヶ谷	227.7	238.8	227.1	197.1	187.2
旭	100.6	101.4	103.7	94.8	87.2
磯子	162.7	176.0	189.9	187.7	175.3
金沢	56.9	61.8	71.2	69.4	66.8
港北	87.9	90.4	92.1	89.7	81.5
緑	52.3	54.7	52.8	51.7	48.7
青葉	16.0	15.9	15.4	14.9	12.6
都筑	51.8	46.0	42.4	40.1	31.6
戸塚	85.9	71.9	56.0	48.5	47.6
栄	54.4	50.9	50.6	45.9	49.0
泉	54.4	42.2	43.3	39.5	37.4
瀬谷	70.2	61.2	57.6	58.2	49.5
市内全体	135.1	135.9	137.5	127.4	126.0

(12) 年度別救急程度別患者数

年度	科目 程度	内科		小児科		眼科		耳鼻咽喉科		合計	
			%		%		%		%		%
12	救急	1,594	11.1	1,846	9.1	1,379	21.6	1,704	19.5	6,523	13.1
	普通	12,272	85.6	17,230	84.7	4,211	66.1	6,231	71.4	39,944	80.3
	不急	467	3.3	1,255	6.2	784	12.3	789	9.0	3,295	6.6
	計	14,333	100	20,331	100	6,374	100	8,724	100	49,762	100
13	救急	1,774	12.1	1,775	8.7	1,325	21.2	2,029	21.8	6,903	13.6
	普通	12,394	84.6	17,100	83.6	4,068	65.2	6,502	69.7	40,064	79.1
	不急	479	3.3	1,579	7.7	849	13.6	793	8.5	3,700	7.3
	計	14,647	100	20,454	100	6,242	100	9,324	100	50,667	100
14	救急	2,038	13.0	1,698	8.1	1,254	21.2	2,268	25.3	7,258	14.1
	普通	13,241	84.2	17,958	85.3	3,976	67.1	5,773	64.5	40,948	79.3
	不急	448	2.8	1,395	6.6	695	11.7	906	10.1	3,444	6.7
	計	15,727	100	21,051	100	5,925	100	8,947	100	51,650	100
15	救急	2,070	14.5	1,572	7.9	1,122	20.3	2,441	27.4	7,205	14.9
	普通	11,612	81.2	17,394	87.9	3,725	67.5	5,705	64.1	38,436	79.2
	不急	610	4.3	832	4.2	670	12.1	759	8.5	2,871	5.9
	計	14,292	100	19,798	100	5,517	100	8,905	100	48,512	100
16	救急	2,131	14.1	1,750	9.5	981	16.6	2,331	26.5	7,193	14.9
	普通	12,480	82.4	15,866	85.8	4,134	70.1	5,606	63.7	38,086	78.8
	不急	536	3.5	872	4.7	782	13.3	870	9.9	3,060	6.3
	計	15,147	100	18,488	100	5,897	100	8,807	100	48,339	100
56 ~ 16	救急	54,840	16.5	37,842	8.7	30,866	24.6	27,316	19.7	150,864	14.7
	普通	263,769	79.5	368,096	85.0	82,225	65.4	98,855	71.3	812,945	79.0
	不急	13,017	3.9	27,288	6.3	12,607	10.0	12,422	9.0	65,334	6.3
	計	331,626	100	433,226	100	125,698	100	138,593	100	1,029,143	100

救急程度別患者比率（昭和56年度～平成16年度）



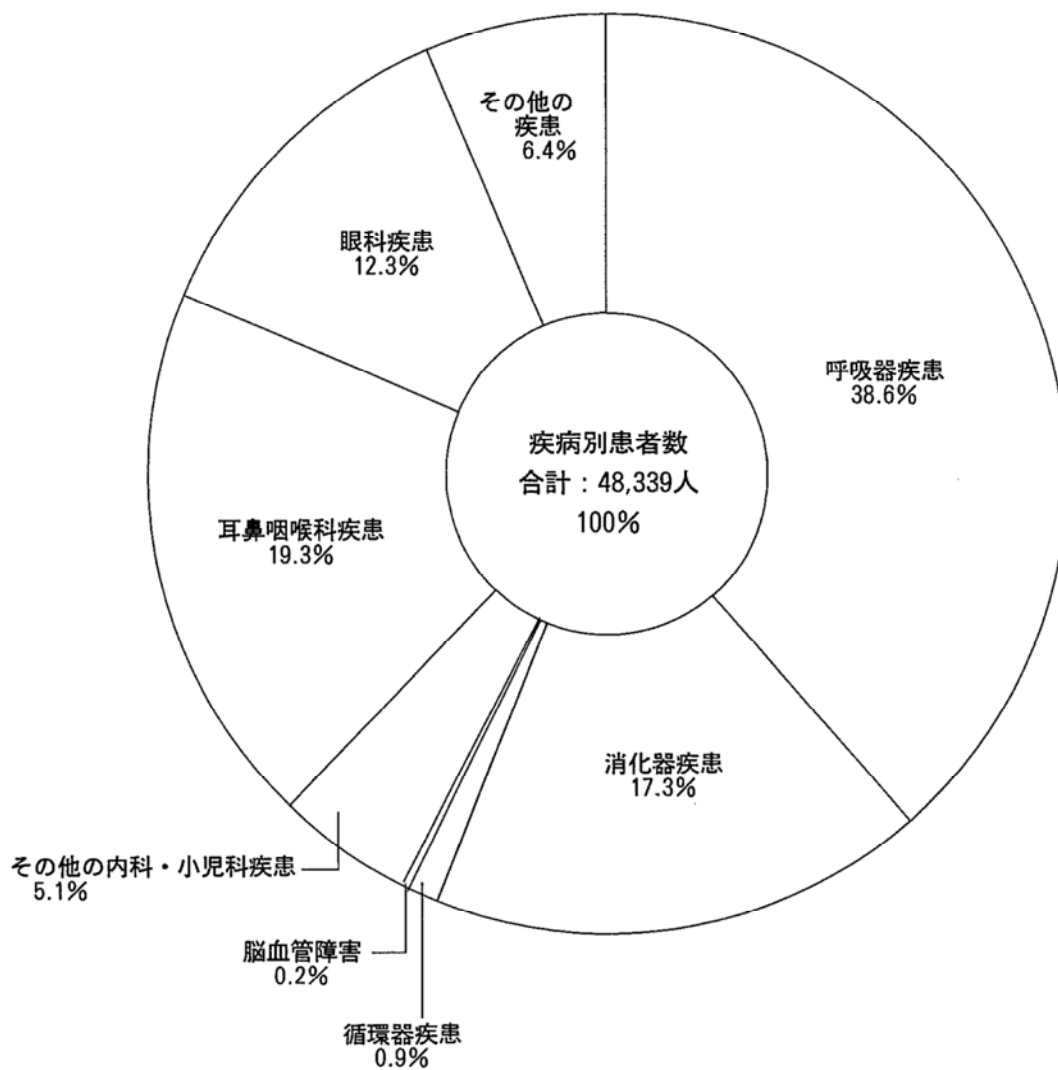
(13) 年度別疾病別患者数

分類疾患	年度		12		13		14		15		16		56~16	
	12	%	13	%	14	%	15	%	16	%	56~16	%		
呼吸器疾患	18,399	35.6	18,771	36.6	21,596	41.8	18,205	37.5	18,638	38.6	407,664	38.5		
かぜ症候群	12,543	24.3	12,295	23.9	15,076	29.2	12,260	25.3	10,858	22.5	273,435	25.8		
扁桃炎	1,400	2.7	1,470	2.9	1,661	3.2	1,428	2.9	1,354	2.8	35,494	3.4		
気管支炎・肺炎	1,645	3.2	1,860	3.6	2,103	4.1	1,873	3.9	1,774	3.7	30,776	2.9		
喘息	2,702	5.2	3,070	6.0	2,660	5.2	2,539	5.2	2,173	4.5	63,487	6.0		
インフルエンザ	—		—		—		—		2,378	4.9	2,378			
その他	109		76		96		105		101		2,094			
消化器疾患	9,611	18.6	9,138	17.8	8,406	16.3	9,057	18.7	8,379	17.3	191,263	18.1		
下痢症	3,680	7.1	3,398	6.6	2,996	5.8	3,314	6.8	3,267	6.8	71,442	6.7		
急性腹症	789	1.5	583	1.1	546	1.1	580	1.2	543	1.1	21,598	2.0		
その他	5,142		5,157		4,864		5,163		4,569		98,223			
循環器疾患	573	1.1	515	1.0	461	0.9	513	1.1	448	0.9	16,852	1.6		
脳血管障害	60		81		83		77		73		2,884			
代謝障害	54		38		42		46		41		2,283			
けいれん	256		259		208		162		170		6,430			
中毒	682	1.3	615	1.2	549	1.1	540	1.1	489	1.0	13,607	1.3		
小児伝染病	763	1.5	739	1.4	568	1.1	592	1.2	534	1.1	15,801	1.5		
新生児・未熟児の疾患	75		79		59		67		62		1,087			
その他	1,026		1,068		1,074		1,139		1,162		21,436			
小計	31,499	60.9	31,303	61.0	33,046	64.0	30,398	62.7	29,996	62.1	679,307	64.1		
耳鼻咽喉科疾患	9,912	19.2	10,107	19.7	9,503	18.4	9,428	19.4	9,310	19.3	161,895	15.3		
耳疾患	5,587	10.8	6,082	11.8	5,609	10.9	5,764	11.9	5,588	11.6	98,813	9.3		
鼻・副鼻腔疾患	1,560	3.0	1,484	2.9	1,451	2.8	1,310	2.7	1,392	2.9	25,116	2.4		
口腔疾患	553		500		491		479		410		7,728			
咽頭疾患	1,762	3.4	1,659	3.2	1,573	3.0	1,498	3.1	1,543	3.2	24,330	2.3		
喉頭疾患	352		286		288		300		294		4,418			
気管・食道疾患	98		96		91		77		83		1,490			
眼科疾患	6,506	12.6	6,291	12.3	5,939	11.5	5,544	11.4	5,925	12.3	128,056	12.1		
炎症	3,245	6.3	3,101	6.0	3,017	5.8	2,867	5.9	3,188	6.6	62,349	5.9		
異物	1,389	2.7	1,291	2.5	1,298	2.5	1,171	2.4	1,213	2.5	28,800	2.7		
外傷	1,197	2.3	1,181	2.3	1,025	2.0	967	2.0	985	2.0	26,152	2.5		
出血	360		371		303		307		270		5,972			
その他	315		347		296		232		269		4,783			
その他の疾患	3,758	7.3	3,641	7.1	3,162	6.1	3,142	6.5	3,108	6.4	90,214	8.5		
外科・整形外科	317	0.6	281	0.5	266	0.5	212	0.4	226	0.5	13,022	1.2		
皮膚科	2,131	4.1	2,103	4.1	1,801	3.5	1,902	3.9	1,765	3.7	42,914	4.1		
泌尿器科	917	1.8	888	1.7	742	1.4	722	1.5	762	1.6	21,518	2.0		
産婦人科	61		59		47		43		56		1,844			
精神科	265	0.5	253	0.5	243	0.5	208	0.4	262	0.5	8,356	0.8		
歯科	18		13		10		17		13		709			
その他	49		44		53		38		24		1,851			
合計	51,675	100	51,342	100	51,650	100	48,512	100	48,339	100	1,059,472	100		

※1 一患者複数病名を計上の場合もあるため合計は受診患者総数を上回る。

※2 「インフルエンザ」は平成16年度より集計。

疾病別患者比率（平成16年度）

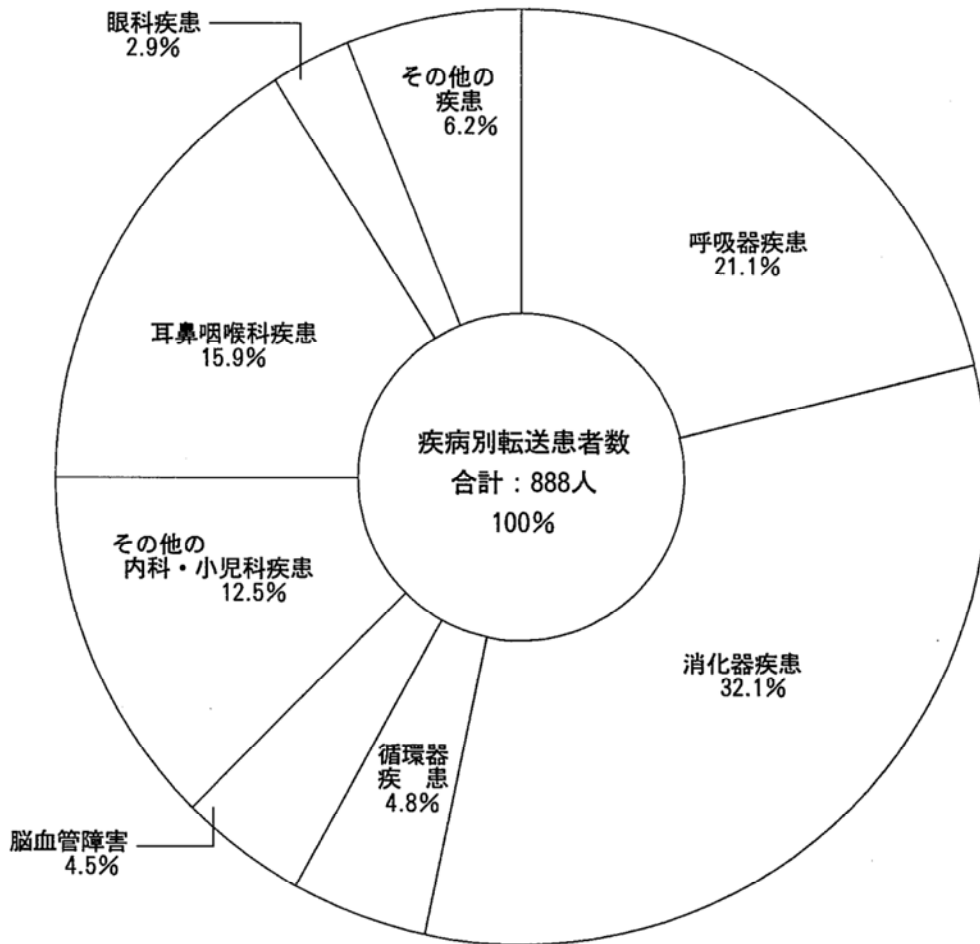


(14) 年度別疾病別転送患者数

分類疾患	12		13		14		15		16		56~16	
	患者数	%	患者数	%	患者数	%	患者数	%	患者数	%	患者数	%
呼吸器疾患	160	19.9	198	22.8	202	23.8	229	24.3	187	21.1	3,283	14.6
かぜ症候群	21		35		49		51		41		540	2.4
扁桃炎	5		8		6		9		4		82	
気管支炎・肺炎	40	5.0	45	5.2	44	5.2	45	4.8	41	4.6	875	3.9
喘息	73	9.1	90	10.4	84	9.9	101	10.7	74	8.3	1,421	6.3
インフルエンザ	—		—		—		—		7		7	
その他	21		20		19		23		20		358	
消化器疾患	275	34.2	276	31.8	265	31.2	259	27.5	285	32.1	8,313	37.1
下痢症	32		27		37		47		53		739	3.3
急性腹症	187	23.3	173	19.9	138	16.2	148	15.7	150	16.9	6,089	27.2
その他	56		76		90		64		82		1,485	
循環器疾患	52	6.5	58	6.7	42	4.9	72	7.7	43	4.8	2,255	10.1
脳血管障害	20	2.5	33	3.8	28	3.3	39	4.1	40	4.5	1,396	6.2
代謝障害	8		6		7		2		4		160	
けいれん	21		23		28		23		20		639	2.8
中毒	35	4.4	28	3.2	28	3.3	24	2.6	34	3.8	915	4.1
小児伝染病	1		9		5		10		4		116	
新生児・未熟児の疾患	5		11		6		13		10		116	
その他	34		45		43		38		39		969	
小計	611	76.1	687	79.1	654	76.9	709	75.3	666	75.0	18,162	81.0
耳鼻咽喉科疾患	96	12.0	97	11.2	100	11.8	136	14.5	141	15.9	1,598	7.1
耳疾患	10		7		9		15		16		190	
鼻・副鼻腔疾患	13		19		16		29		17		350	1.6
口腔疾患	10		13		7		10		10		127	
咽頭疾患	30		21		28		39		52		362	1.6
喉頭疾患	17		18		28		28		26		276	
気管・食道疾患	16		19		12		15		20		293	1.3
眼科疾患	30	3.7	30	3.5	35	4.1	40	4.3	26	2.9	658	2.9
炎症	1		4		1		5				51	
異物											23	
外傷	19		16		14		23		9		377	1.7
出血			1		1		2				21	
その他	10		9		19		10		17		186	
その他の疾患	66	8.2	54	6.2	61	7.2	56	6.0	55	6.2	2,004	8.9
外科・整形外科	17	2.1	12	1.4	18	2.1	12	1.3	14	1.6	626	2.8
皮膚科	4		6		5		6		8		132	
泌尿器科	35	4.4	28	3.2	21	2.5	28	3.0	21	2.4	793	3.5
産婦人科	9		6		10		9		11		309	1.4
精神科	1		1		6		1		1		95	
歯科					1						11	
その他			1								38	
合計	803	100	868	100	850	100	941	100	888	100	22,422	100

※「インフルエンザ」は平成16年度より集計。

疾病別転送患者比率（平成16年度）



(15) 年度別病院別転送患者数

	年度 病院名	年度					56~16	割合
		12	13	14	15	16		
北 部	汐田総合病院	3	2	1	1	1	100	
	佐々木病院	0	2	0	0	1	24	
	徳田病院	0	2	0	0	0	67	
	生麦病院	0	0	0	1	0	38	
	平和病院	0	0	0	1	0	55 (1)	
	大口東総合病院	11	5	11	15	11	217 (2)	
	済生会神奈川県病院	49	41	51	55	54	1,417 (9)	
	鴨居病院	2	1	1	6	4	47 (2)	
	牧野記念病院	2	2	6	2	1	19	
	横浜市北東部労災病院	28 (2)	27	25	26	42	440(14)	
	新横浜母と子の病院	3	—	1	2	1	12	
	昭和大学横浜市北部病院	—	2	7	26	25	60	
	昭和大学藤が丘病院	—	—	—	5	24	29	
	菊名記念病院	5 (2)	6 (3)	5 (1)	5 (1)	6 (2)	45(11)	
	長津田厚生総合病院	0	1	1	0	2	28 (1)	
	横浜新緑病院	0	0	1	1	0	46 (2)	
	横浜総合病院	5	1	1	2	1	19	
	青葉台病院	0	0	0	0	0	6	
	たちばな台病院	0	0	0	0	1	2	
	山本記念病院	0	0	0	0	0	6	
高田中央病院	2	2	—	—	0	59 (1)		
小計	110 (4)	94 (3)	111 (1)	148 (1)	174 (2)	2,736(43)	12.2	
西 部	けいゆう病院	42 (2)	72	41	59 (2)	54 (1)	1,101(20)	
	松島病院	1	1	3	1	0	7	
	横浜船員保険病院	9	6	11	6	13	211	
	市立市民病院	97	126	118	141 (1)	117	2,574(20)	
	聖隷横浜病院	24	21	18	9	22	326 (8)	
	育生会横浜病院	4	1	2	0	2	112	
	横浜旭中央総合病院	1	3	3	8	15	117 (2)	
	上白根病院	2	0	0	0	0	18	
	戸塚共立第一病院	1	3	2	9	4	45	
	戸塚共立第二病院	—	3	6	7	4 (1)	20 (1)	
	戸塚中央病院	1	1	0	2	2	41	
	西横浜国際総合病院	8 (1)	4	8	11	7	63 (2)	
	保健生協戸塚病院	0	0	1	0	0	5 (1)	
	東戸塚記念病院	4	3	4	5	3	41	
	平澤病院	0	1	3	0	1	17	
	国際親善病院	6	10	7	9 (2)	9	618 (7)	
	湘南泉病院	0	0	0	0	1	2	
	横浜桐峰会病院	0	0	1	0	0	52 (2)	
	国立病院横浜医療センター	2	1	4	9 (1)	10	107 (1)	
	小計	202 (3)	256 (0)	232 (0)	276 (6)	264 (2)	5,477(64)	24.4

	年度 病院名	12	13	14	15	16	56~16	割 合
南 部	横浜掖済会病院	3	4	5	2	6	238	
	社会保険横浜中央病院	74	87 (1)	85 (1)	110 (3)	90 (1)	2,445(16)	
	市立港湾病院	35	42	69 (1)	58 (1)	13	767(12)	
	本 牧 病 院	3	5	7	4	1	452 (2)	
	横浜赤十字病院	42	57 (5)	49	50 (2)	51 (1)	866(21)	
	有 馬 病 院	5	1	6	3	2	265 (3)	
	野 村 病 院	1	0	1	0	2	178	
	佐 藤 病 院	9	11	10	6	6	393(11)	
	済生会横浜市南部病院	40	46 (3)	50	45 (1)	50	646(27)	
	神奈川県衛生看護 専門学校付属病院	20	19	28	26	28	466	
	屏風ヶ浦病院	0	1	2	0	0	9	
	磯子中央・脳神経外科病院	0	3	4	1	4	174 (8)	
	金 沢 文 庫 病 院	6	3	2	1	0	38 (2)	
	金 沢 病 院	0	1	0	0	1	27 (3)	
	済生会若草病院	4	1	1	0	1	48 (1)	
	横浜南共済病院	14 (1)	10	14	24 (3)	16	214(13)	
	神奈川県立循環器 呼吸器病センター	3 (1)	2 (2)	3 (1)	1 (1)	0	38(13)	
	横浜栄共済病院	12	10 (1)	18 (2)	21 (2)	20 (1)	260(17)	
	ふれあい横浜ホスピタル	—	—	—	—	4	4	
小 計	271 (2)	303(12)	354 (5)	352(13)	295 (3)	7,528(149)	33.6	
そ の 他	神奈川県立こども 医療センター	11	20	18	23	13	1,000	
	市立大学医学部 附 属 病 院	92	39	30	28	28	654	
	市立大学医学部附属 市民総合医療センター	51	79	52	66	69	2,258	
	市立脳血管医療センター	12	28	16	17	18	95	
	聖マリアンナ医科大学 横浜市西部病院	7	5	4	1	2	104	
	市 内 の 病 院	34	28	26	15	16	2,012 (2)	
	市 外 の 病 院	13	15	6	13	9	408	
	そ の 他	0	1	1	2	0	150	
	小 計	220	215	153	165	155	6,681 (2)	29.8
合 計	803 (9)	868(15)	850 (6)	941(20)	888 (7)	22,422(258)	100%	

注 () 内は再掲：心疾患輪番日に心疾患患者を受け入れた数。

(16) 年度別疾病別死亡数

年度	病名 区分	心 臓 疾 患					脳 血 管 障 害					そ の 他	合 計
		心 不 全	心 筋 梗 塞	狭 心 症	そ の 他	小 計	脳 出 血	脳 梗 塞	くも 膜 下 出 血	そ の 他	小 計		
12	センター内					0					0		0
	死亡確認					0					0		0
	転医後		1		2	3					0		3
	計	0	1	0	2	3	0	0	0	0	0	0	3
	割合(%)		33.3		66.7	100.0							100
13	センター内					0					0		0
	死亡確認					0					0		0
	転医後					0					0	1	1
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	割合(%)					0						100.0	100
14	センター内					0					0		0
	死亡確認					0					0		0
	転医後		2			2					0	3	5
	計	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	3	5
	割合(%)		40.0			40.0						60.0	100
15	センター内					0					0		0
	死亡確認					0					0		0
	転医後		1			1					0		1
	計	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	割合(%)		100.0			100.0							100
16	センター内					0					0		0
	死亡確認					0					0		0
	転医後		1			1					0		1
	計	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	割合(%)		100.0			100.0							100
56 16	センター内	26	29	0	0	55	2	0	0	0	2	8	65
	死亡確認	22	12	0	1	35	3	0	1	0	4	44	83
	転医後	57	54	1	11	123	30	9	9	13	61	130	314
	計	105	95	1	12	213	35	9	10	13	67	182	462
	割合(%)	22.7	20.6	0.2	2.6	46.1	7.6	1.9	2.2	2.8	14.5	39.4	100

(17) 年度別処方箋枚数及び調剤数

年度 区分 科目	12			13			14			15		
	㉠ 処方箋 枚数	㉡ 調剤数	㉢ ／ ㉠	㉠ 処方箋 枚数	㉡ 調剤数	㉢ ／ ㉠	㉠ 処方箋 枚数	㉡ 調剤数	㉢ ／ ㉠	㉠ 処方箋 枚数	㉡ 調剤数	㉢ ／ ㉠
内 科	12,151	19,972	1.64	12,338	19,979	1.62	13,573	22,965	1.69	12,281	20,887	1.70
	%	30.4		31.2	30.5		30.6	32.3		32.8	31.5	
小 児 科	16,295	25,971	1.59	16,383	26,913	1.64	17,168	29,513	1.72	15,893	27,393	1.72
	%	40.8		40.6	40.5		41.2	40.9		42.1	40.8	
眼 科	5,560	8,756	1.57	5,366	8,535	1.59	5,024	7,779	1.55	4,695	7,381	1.57
	%	13.9		13.7	13.3		13.1	12.0		11.1	12.1	
耳鼻咽喉科	5,975	9,275	1.55	6,336	9,941	1.57	6,193	9,856	1.59	6,086	9,996	1.64
	%	14.9		14.5	15.7		15.2	14.8		14.1	15.6	
合 計	39,981	63,974	1.60	40,423	65,368	1.62	41,958	70,113	1.67	38,955	65,657	1.69
1日平均	110	175	1.60	111	179	1.62	115	192	1.67	106	179	1.69

年度 区分 科目	16			56~16		
	㉠ 処方箋 枚数	㉡ 調剤数	㉢ ／ ㉠	㉠ 処方箋 枚数	㉡ 調剤数	㉢ ／ ㉠
内 科	13,088	22,296	1.70	273,459	422,013	1.54
	%	33.5		33.5	32.8	
小 児 科	14,870	26,181	1.76	353,074	543,309	1.54
	%	38.0		39.3	42.4	
眼 科	5,002	7,819	1.56	109,503	162,825	1.49
	%	12.8		11.7	13.1	
耳鼻咽喉科	6,165	10,268	1.67	97,319	146,320	1.50
	%	15.8		15.4	11.7	
合 計	39,125	66,564	1.70	833,355	1,274,467	1.53
1日平均	107	182	1.70	96	146	1.53

(18) 年度別臨床検査実績

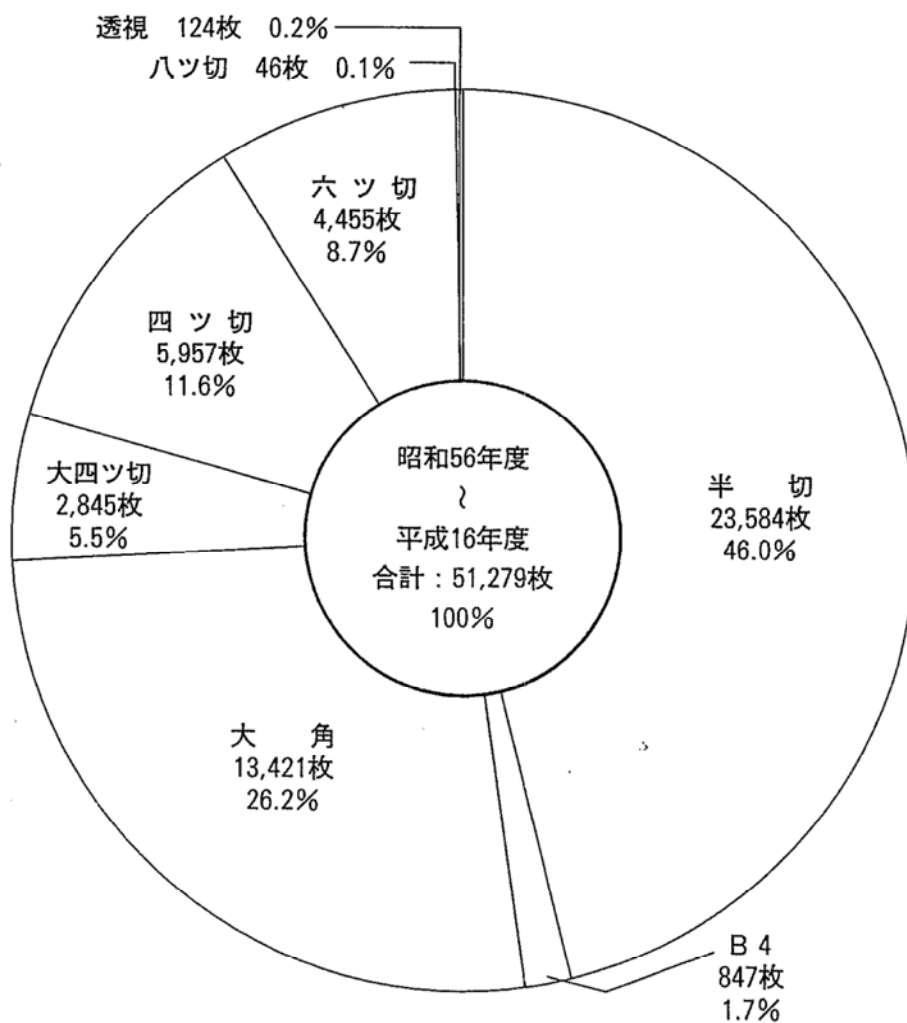
年度 区分	12			13			14			15		
	㉠ 検体数	㉢総検 査件数	㉢/㉠	㉠ 検体数	㉢総検 査件数	㉢/㉠	㉠ 検体数	㉢総検 査件数	㉢/㉠	㉠ 検体数	㉢総検 査件数	㉢/㉠
尿	1,118	9,052	8.10	1,129	8,870	7.86	1,011	8,365	8.27	1,059	8,753	8.27
	%	28.0		49.5	28.7		49.4	13.0		38.2	14.1	
血液	970	4,538	4.68	962	4,323	4.49	949	4,646	4.90	1,173	5,849	4.99
	%	24.3		24.8	24.5		24.1	12.2		21.2	15.6	
生化学	653	3,464	5.30	616	3,530	5.73	634	3,749	5.91	904	5,168	5.72
	%	16.4		18.9	15.7		19.7	8.2		17.1	12.0	
心電図	476	476	1.00	448	448	1.00	372	372	1.00	546	546	1.00
	%	11.9		2.6	11.4		2.5	4.8		1.7	7.3	
その他	772	772	1.00	777	777	1.00	4,785	4,785	1.00	3,837	3,837	1.00
	%	19.4		4.2	19.8		4.3	61.7		21.8	51.0	
合計	3,989	18,302	4.59	3,932	17,948	4.56	7,751	21,917	2.83	7,519	24,153	3.21

年度 区分	16			56~16		
	㉠ 検体数	㉢総検 査件数	㉢/㉠	㉠ 検体数	㉢総検 査件数	㉢/㉠
尿	1,070	8,933	8.35	35,439	199,505	5.63
	%	11.4		33.6	35.5	
血液	1,171	5,961	5.09	27,526	99,415	3.61
	%	12.5		22.4	27.6	
生化学	934	5,448	5.83	12,411	59,058	4.76
	%	9.9		20.5	12.4	
心電図	458	458	1.00	5,832	5,832	1.00
	%	4.9		1.7	5.8	
その他	5,759	5,759	1.00	18,529	18,529	1.00
	%	61.3		21.7	18.6	
合計	9,392	26,559	2.83	99,737	382,339	3.83

(19) 年度別X線撮影実績

科目	12		13		14		15		16		56~16	
		%		%		%		%		%		%
内科	1,115	74.3	1,076	71.1	1,057	70.6	1,222	71.1	1,132	73.1	25,763	73.1
小児科	292	19.5	345	22.8	364	24.3	385	22.4	315	20.3	8,071	22.9
眼科	6	0.4	2	0.1	0	0.0	3	0.2	0	0.0	121	0.3
耳鼻咽喉科	88	5.9	91	6.0	77	5.1	109	6.3	101	6.5	1,293	3.7
合計	1,501	100	1,514	100	1,498	100	1,719	100	1,548	100	35,248	100

フィルム別X線撮影実績（昭和56年度～平成16年度）



(20) 年度別年末年始取扱状況（昭和56年度～平成11年度分は省略）

平成12年度

区分	日	29(金)	30(土)	31(日)	1(月)	2(火)	3(水)	計	1日平均
内 科		67	105	81	108	104	81	546	91.0
小 児 科		100	114	114	137	134	113	712	118.7
眼 科		40	61	39	41	64	26	271	45.2
耳 鼻 咽 喉 科		48	77	53	57	59	56	350	58.3
合 計		255	357	287	343	361	276	1,879	313.2
転 送		6	2	2	6	2	3	21	3.5
入 院		2	5	10	5	10	7	39	6.5
救 急 車		12	6	9	3	2	6	38	6.3
※電 話 照 会		188	256	225	290	252	226	1,437	239.5

平成13年度

区分	日	29(土)	30(日)	31(月)	1(火)	2(水)	3(木)	計	1日平均
内 科		79	88	66	88	73	68	462	77.0
小 児 科		84	117	105	115	109	100	630	105.0
眼 科		42	41	34	42	46	16	221	36.8
耳 鼻 咽 喉 科		41	60	58	48	56	41	304	50.7
合 計		246	306	263	293	284	225	1,617	269.5
転 送		3	2	8	5	4	2	24	4.0
入 院		5	11	4	6	13	10	49	8.2
救 急 車		3	5	5	0	2	4	19	3.2
※電 話 照 会		192	238	248	252	168	136	1,234	205.7

平成14年度

区分	日	29(日)	30(月)	31(火)	1(水)	2(木)	3(金)	計	1日平均
内 科		111	141	144	160	156	149	861	143.5
小 児 科		133	122	137	141	124	111	768	128.0
眼 科		43	54	30	35	34	25	221	36.8
耳 鼻 咽 喉 科		76	95	74	73	73	59	450	75.0
合 計		363	412	385	409	387	344	2,300	383.3
転 送		7	0	3	9	2	3	24	4.0
入 院		9	8	7	7	14	5	50	8.3
救 急 車		5	4	6	9	4	7	35	5.8
※電 話 照 会		192	302	322	417	369	296	1,898	316.3

※ 夜間急病センターにおいて20～6時に取扱った件数

平成15年度

区分 \ 日	29(月)	30(火)	31(水)	1(木)	2(金)	3(土)	計	1日平均
内科	116	115	92	120	118	96	657	109.5
小児科	114	117	131	115	128	123	728	121.3
眼科	35	48	26	41	29	42	221	36.8
耳鼻咽喉科	52	62	63	67	65	85	394	65.7
合計	317	342	312	343	340	346	2,000	333.3
転送	7	3	2	7	6	1	26	4.3
入院	12	7	2	8	15	8	52	8.7
救急車	4	3	7	5	7	6	32	5.3
※電話照会	249	447	315	209	275	415	1,910	318.3

平成16年度

区分 \ 日	29(水)	30(木)	31(金)	1(土)	2(日)	3(月)	計	1日平均
内科	64	75	56	85	96	66	442	73.7
小児科	78	99	79	109	94	74	533	88.8
眼科	26	40	27	34	24	16	167	27.8
耳鼻咽喉科	28	62	37	52	58	42	279	46.5
合計	196	276	199	280	272	198	1,421	236.8
転送	4	2	4	0	2	1	13	2.2
入院	8	11	8	8	12	10	57	9.5
救急車	9	3	6	0	8	3	29	4.8
※電話照会	128	196	139	192	160	95	910	151.7

※ 夜間急病センターにおいて20～6時に取扱った件数

2. 横浜市救急医療情報センター統計

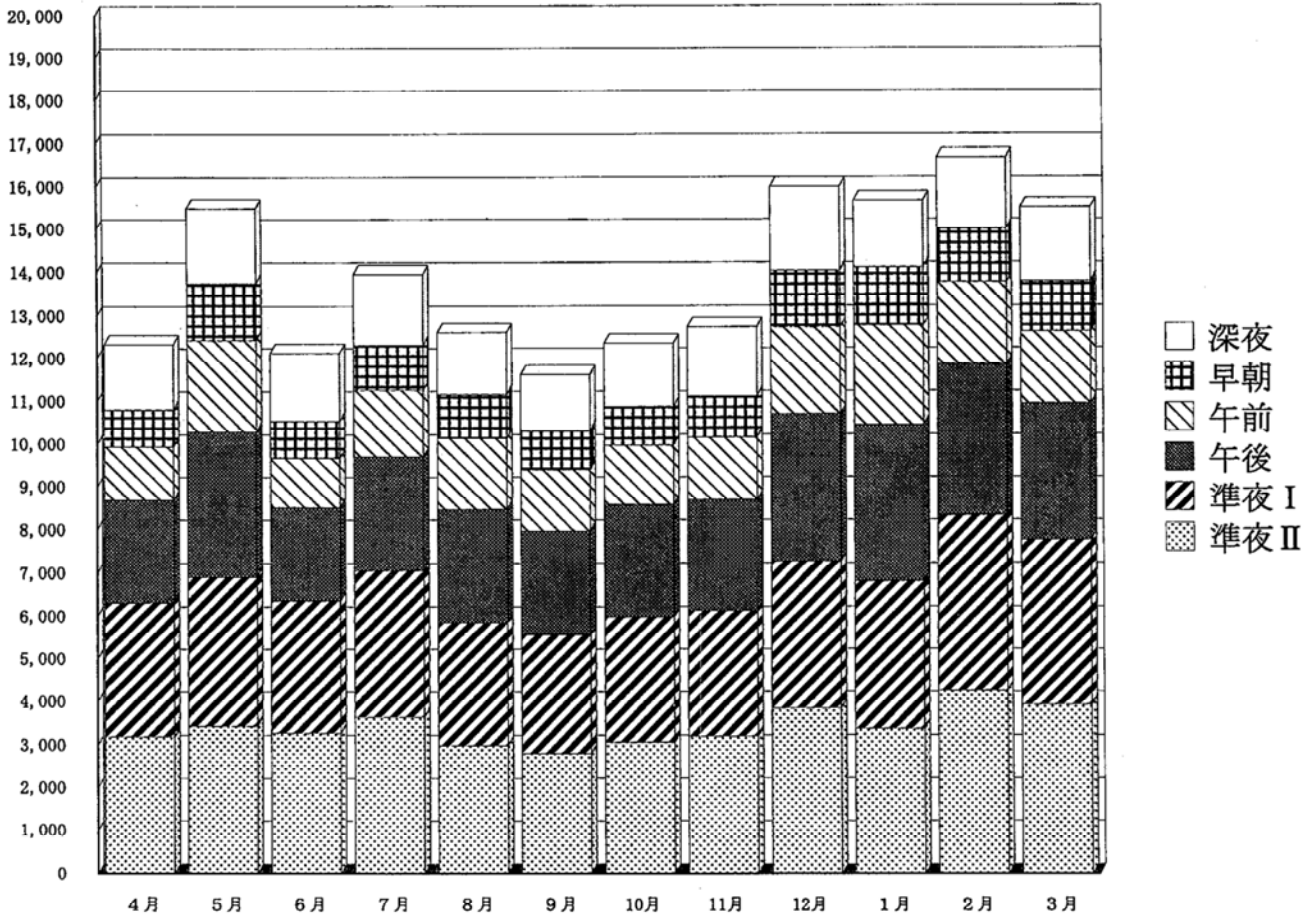
(1) 平成16年度月別時間帯別取扱件数	33
(2) 平成16年度曜日別時間帯別取扱件数	34
(3) 年度別1日当たり取扱件数	35
(4) 年度別診療科目別取扱件数	36
(5) 年度別時間帯別取扱件数	37
(6) 年度別問合せ元別取扱件数	38
(7) 年度別行政区別取扱件数	39
(8) 年度別行政区別人口1万人対取扱件数	40
(9) 年度別年末年始取扱状況	41

(1) 平成16年度月別時間帯別取扱件数

月 時間帯	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	割合
総 数	12,322	15,484	12,112	13,947	12,594	11,606	12,332	12,721	15,988	15,661	16,675	15,499	166,941	100%
1日平均 件 数	410.7	499.5	403.7	449.9	406.3	386.9	397.8	424.0	515.7	505.2	595.5	500.0	457.4	
深 夜 0～6時	1,522	1,740	1,578	1,648	1,441	1,308	1,467	1,616	1,954	1,558	1,684	1,720	19,236	11.5
早 朝 6～9時	858	1,327	859	1,046	1,018	907	888	951	1,330	1,351	1,231	1,177	12,943	7.8
午 前 9～12時	1,257	2,122	1,160	1,546	1,676	1,424	1,406	1,471	2,014	2,318	1,925	1,678	19,997	12.0
午 後 12～17時	2,372	3,381	2,150	2,648	2,613	2,410	2,595	2,558	3,426	3,622	3,515	3,170	34,460	20.6
準 夜 I 17～20時	3,130	3,487	3,092	3,424	2,866	2,760	2,919	2,933	3,436	3,447	4,076	3,842	39,412	23.6
準 夜 II 20～24時	3,183	3,427	3,273	3,635	2,980	2,797	3,057	3,192	3,828	3,365	4,244	3,912	40,893	24.5

(件)

月別時間帯別取扱件数（平成16年度）



(2) 平成16年度曜日別時間帯別取扱件数

時間帯 (時間)	曜日 (日数)									
	月 (45日)	火 (50日)	水 (49日)	木 (49日)	金 (50日)	平日計 (243日)	土 (51日)	日・祝日 (65日)	年末・ 年始 (6日)	計 (365日)
深夜(0～6時)	2,197	2,296	2,105	2,297	2,296	11,191	2,734	4,806	505	19,236
早朝(6～9時)	719	692	677	1,048	701	3,837	1,241	7,043	822	12,943
午前(9～12時)	767	892	866	1,526	810	4,861	2,271	11,485	1,380	19,997
午後(12～17時)	1,350	1,637	1,720	3,269	1,617	9,593	8,107	14,913	1,847	34,460
準夜Ⅰ(17～20時)	3,407	3,733	4,134	4,949	3,690	19,913	7,614	10,766	1,119	39,412
準夜Ⅱ(20～24時)	4,665	5,041	5,010	5,239	5,195	25,150	6,925	7,814	1,004	40,893
合計	13,105	14,291	14,512	18,328	14,309	74,545	28,892	56,827	6,677	166,941
割合	7.9	8.6	8.7	11.0	8.6	44.7	17.3	34.0	4.0	100%
1日平均	291.2	285.8	296.2	374.0	286.2	306.8	566.5	874.3	1,112.8	457.4

	曜日 (日数)									
	月 (45日)	火 (50日)	水 (49日)	木 (49日)	金 (50日)	平日計 (243日)	土 (51日)	日・祝日 (65日)	年末・ 年始 (6日)	計 (365日)
※ テレガイド件数	3,529	4,335	4,216	7,189	4,047	23,316	13,425	26,685	6,409	69,835
1日平均	78.4	86.7	86.0	146.7	80.9	96.0	263.2	410.5	1,068.2	191.3

※ オペレーターが対応しきれない時に作動する録音テープによるメッセージ件数

(3) 年度別1日当たり取扱件数

(件)



年度	日数	取扱件数	年間1日平均 取扱件数
	日	件	件
56	325	2,665	8.2
57	365	31,722	86.9
58	366	44,233	120.9
59	365	49,186	134.8
60	365	46,700	127.9
61	365	49,608	135.9
62	366	53,086	145.0
63	365	54,389	149.0
元	365	66,481	182.1
2	365	73,355	201.0
3	366	77,184	210.9
4	365	81,440	223.1
5	365	88,308	241.9
6	365	95,679	262.1
7	366	105,263	287.6
8	365	121,461	332.8
9	365	117,354	321.5
10	365	126,306	346.0
11	366	130,484	356.5
12	365	136,518	374.0
13	365	148,237	406.1
14	365	160,059	438.5
15	366	162,510	444.0
16	365	166,941	457.4

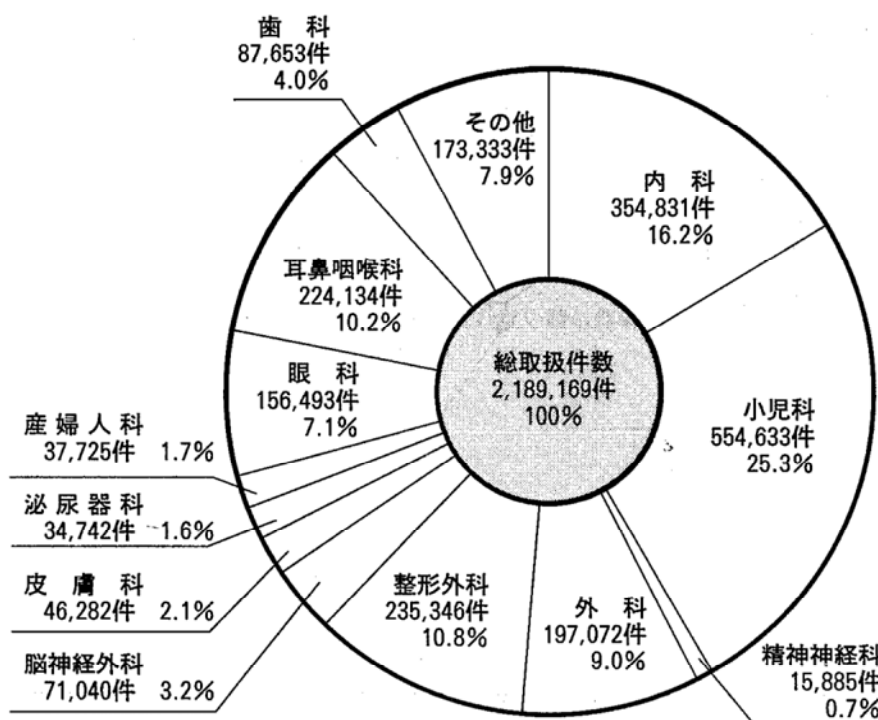
※昭和56年度は5月11日から

- 平成16年度
- ◆- 平成15年度
- ▲- 平成14年度

(4) 年度別診療科目別取扱件数

科目	12		13		14		15		16		56~16	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
内科	20,749	15.2	22,259	15.0	25,413	15.9	24,751	15.2	27,376	16.4	354,831	16.2
小児科	36,340	26.6	39,475	26.6	44,198	27.6	42,307	26.0	40,501	24.3	554,633	25.3
精神神経科	1,169	0.9	1,424	1.0	1,594	1.0	1,681	1.0	1,775	1.1	15,885	0.7
外科	10,965	8.0	11,008	7.4	11,233	7.0	11,738	7.2	11,688	7.0	197,072	9.0
整形外科	15,632	11.5	16,960	11.4	17,814	11.1	18,132	11.2	18,777	11.2	235,346	10.8
脳神経外科	5,179	3.8	6,212	4.2	6,854	4.3	8,036	4.9	8,509	5.1	71,040	3.2
皮膚科	3,303	2.4	3,816	2.6	4,236	2.6	4,904	3.0	4,964	3.0	46,282	2.1
泌尿器科	2,506	1.8	2,526	1.7	2,547	1.6	2,789	1.7	2,820	1.7	34,742	1.6
産婦人科	2,387	1.7	2,611	1.8	2,774	1.7	2,934	1.8	3,215	1.9	37,725	1.7
眼科	9,421	6.9	9,891	6.7	9,722	6.1	9,812	6.0	10,507	6.3	156,493	7.1
耳鼻咽喉科	13,406	9.8	14,997	10.1	14,966	9.4	15,585	9.6	16,117	9.7	224,134	10.2
歯科	5,624	4.1	6,061	4.1	6,115	3.8	6,176	3.8	6,240	3.7	87,653	4.0
その他	9,837	7.2	10,997	7.4	12,593	7.9	13,665	8.4	14,452	8.7	173,333	7.9
合計	136,518	100	148,237	100	160,059	100	162,510	100	166,941	100	2,189,169	100

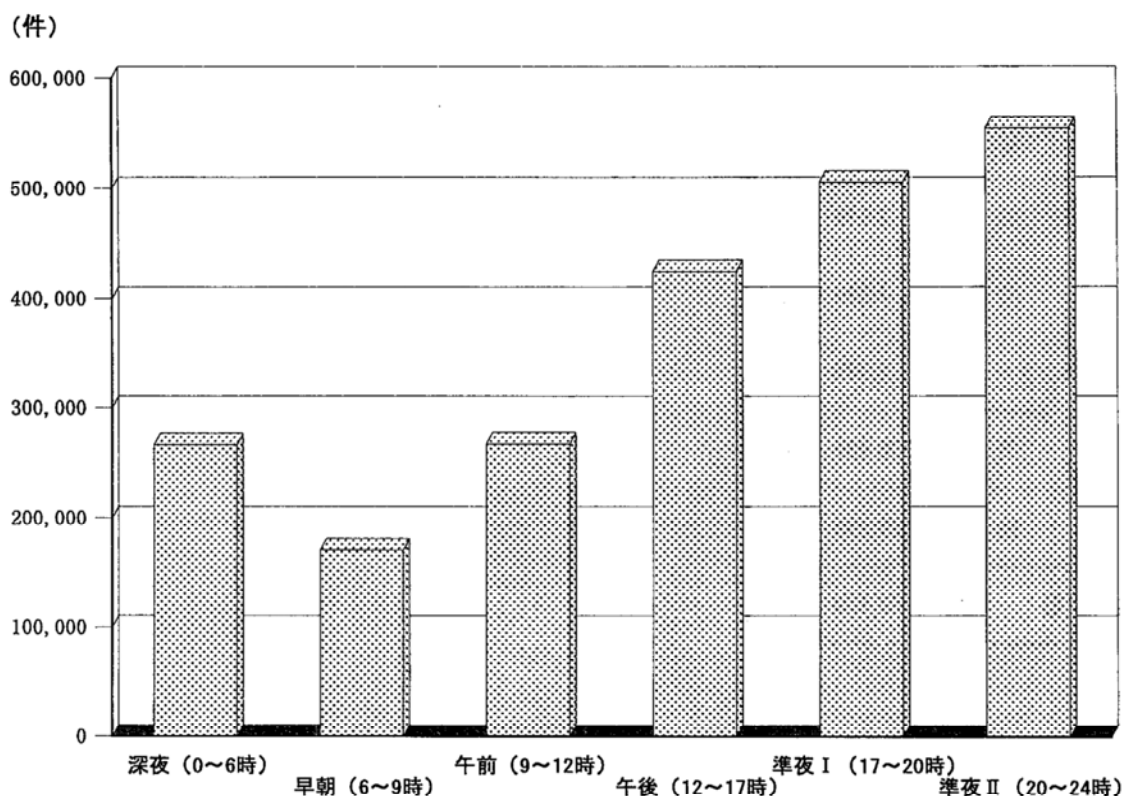
診療科目別取扱件数（昭和56年度～平成16年度）



(5) 年度別時間帯別取扱件数

年度 区分	12		13		14		15		16		56~16	
		%		%		%		%		%		%
深 夜 0 ~ 6 時	17,171	12.6	18,349	12.4	19,061	11.9	19,719	12.1	19,236	11.5	266,917	12.2
早 朝 6 ~ 9 時	10,980	8.0	12,005	8.1	12,811	8.0	12,747	7.8	12,943	7.8	170,613	7.8
午 前 9 ~ 12 時	16,440	12.0	17,814	12.0	19,300	12.0	19,350	11.9	19,997	12.0	267,648	12.2
午 後 12 ~ 17 時	26,410	19.3	29,689	20.0	32,273	20.2	32,947	20.3	34,460	20.6	424,225	19.4
準 夜 I 17 ~ 20 時	31,386	23.0	33,713	22.7	37,129	23.2	38,041	23.4	39,412	23.6	505,661	23.1
準 夜 II 20 ~ 24 時	34,131	25.0	36,667	24.7	39,485	24.7	39,706	24.4	40,893	24.5	554,105	25.3
合 計	136,518	100	148,237	100	160,059	100	162,510	100	166,941	100	2,189,169	100
1 日 平 均	374.0		406.1		438.5		444.0		457.4		250.9	
稼 動 日 数	365日		365日		365日		366日		365日		8,726日	

時間帯別取扱件数（昭和56年度～平成16年度）



(6) 年度別問合せ元別取扱件数

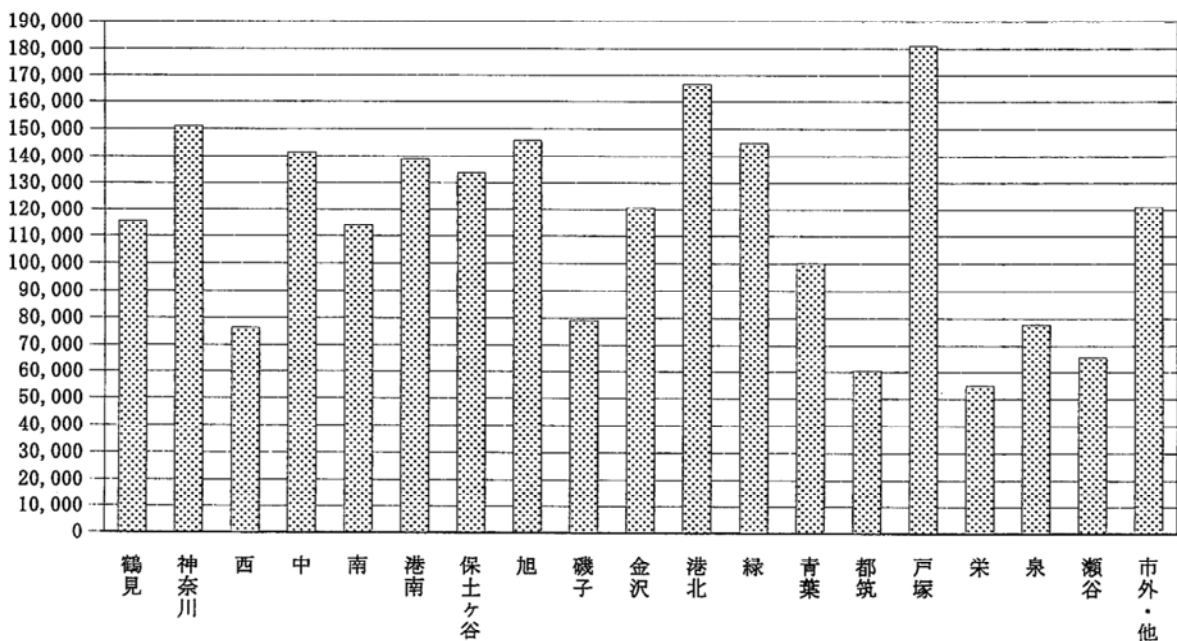
年度 区分	12		13		14		15		16	
		%		%		%		%		%
医療機関	6,937	5.1	7,508	5.0	8,188	5.1	8,473	5.2	8,395	5.0
病院	6,021	4.4	6,599	4.5	6,989	4.4	7,198	4.4	7,165	4.3
診療所	753	0.6	735	0.5	1,017	0.6	1,082	0.7	1,037	0.6
休日診	163	0.1	174	0.1	182	0.1	193	0.1	193	0.1
消 防	447	0.3	532	0.4	543	0.3	516	0.3	434	0.3
県中央情報センター	7	—	4	—	22	—	26	—	26	—
市 民	127,485	93.4	138,453	93.4	149,320	93.3	151,510	93.2	156,017	93.5
そ の 他	1,642	1.2	1,740	1.2	1,986	1.2	1,985	1.2	2,069	1.2
合 計	136,518	100	148,237	100	160,059	100	162,510	100	166,941	100

年度 区分	56～16	
		%
医療機関	126,222	5.8
病院	112,682	5.1
診療所	11,022	0.5
休日診	2,518	0.1
消 防	7,829	0.4
県中央情報センター	2,925	0.1
市 民	2,026,960	92.6
そ の 他	25,233	1.2
合 計	2,189,169	100

(7) 年度別行政区別取扱件数

区	年度		12		13		14		15		16		56~16	
		%		%		%		%		%		%		
鶴見	6,225	4.5	8,086	5.5	8,928	5.6	9,361	5.8	10,526	6.3	115,572	5.3		
神奈川	8,144	6.0	8,648	5.8	9,085	5.7	9,633	5.9	9,713	5.8	151,124	6.9		
西	4,431	3.2	4,757	3.2	5,490	3.4	5,917	3.6	6,111	3.7	76,304	3.5		
中	8,282	6.1	8,747	5.9	9,811	6.1	10,282	6.3	11,085	6.6	141,440	6.5		
南	6,695	4.9	7,451	5.0	8,132	5.1	8,243	5.1	8,577	5.1	114,041	5.2		
港南	8,900	6.5	9,507	6.4	10,033	6.3	9,810	6.0	10,035	6.0	138,727	6.3		
保土ヶ谷	8,424	6.2	8,692	5.9	8,669	5.4	8,296	5.1	9,071	5.4	133,674	6.1		
旭	9,502	7.0	10,201	6.9	11,162	7.0	10,867	6.7	10,770	6.5	145,774	6.7		
磯子	5,173	3.8	5,514	3.7	6,105	3.8	6,462	4.0	7,044	4.2	79,158	3.6		
金沢	7,444	5.5	8,005	5.4	9,095	5.7	9,414	5.8	9,862	5.9	120,634	5.5		
港北	9,366	6.9	10,514	7.1	11,742	7.3	12,908	7.9	12,581	7.5	166,610	7.6		
緑	6,282	4.6	7,116	4.8	8,157	5.1	8,350	5.1	8,690	5.2	144,857	6.6		
青葉	10,181	7.5	10,994	7.4	11,908	7.4	11,149	6.9	10,636	6.4	100,164	4.6		
都筑	6,660	4.9	6,809	4.6	7,196	4.5	6,913	4.3	6,796	4.1	60,495	2.8		
戸塚	10,429	7.6	10,678	7.2	10,871	6.8	10,657	6.6	10,676	6.4	180,980	8.3		
栄	2,969	2.2	3,444	2.3	3,564	2.2	4,025	2.5	4,343	2.6	54,866	2.5		
泉	5,587	4.1	6,133	4.1	5,691	3.6	5,627	3.5	5,553	3.3	77,802	3.6		
瀬谷	4,348	3.2	4,917	3.3	5,148	3.2	5,185	3.2	5,252	3.1	65,889	3.0		
市外・他	7,476	5.5	8,024	5.4	9,272	5.8	9,411	5.8	9,620	5.8	121,058	5.5		
合計	136,518	100	148,237	100	160,059	100	162,510	100	166,941	100	2,189,169	100		

(件) 行政区別取扱件数 (昭和56年度~平成16年度)



(8) 年度別行政区別人口1万人対取扱件数

区 \ 年度	12	13	14	15	16
鶴見	245.0	351.4	345.3	357.4	398.9
神奈川	384.6	429.0	418.7	437.4	439.6
西	563.7	698.4	672.9	709.0	721.1
中	660.0	781.9	744.1	762.2	801.2
南	343.1	416.7	414.1	417.7	435.0
港南	401.2	452.3	450.1	439.9	451.1
保土ヶ谷	416.6	428.7	423.8	405.7	445.0
旭	375.8	441.5	439.4	428.5	427.1
磯子	314.9	371.7	372.8	395.7	431.9
金沢	361.8	442.1	442.0	456.9	473.6
港北	317.4	397.9	387.9	422.1	407.6
緑	395.1	513.0	488.9	494.7	513.1
青葉	372.9	436.2	419.5	387.6	364.0
都筑	422.1	456.1	428.9	402.0	386.4
戸塚	415.7	433.3	423.0	412.5	411.0
栄	251.7	302.2	298.3	330.8	352.2
泉	377.2	384.2	379.0	371.9	365.7
瀬谷	356.9	422.6	418.8	416.5	415.6
市内全体	375.6	438.9	429.9	432.7	441.6

(9) 年度別年末年始取扱状況（昭和56年度～平成11年度分は省略）

平成12年度

区分 \ 日	29(金)	30(土)	31(日)	1(月)	2(火)	3(水)	計	1日平均
朝(0～9時)	138	200	242	235	219	193	1,227	204.5
昼(9～17時)	415	548	597	467	554	514	3,095	515.8
夜(17～24時)	304	390	344	333	361	306	2,038	339.7
合計	857	1,138	1,183	1,035	1,134	1,013	6,360	1,060.0

平成13年度

区分 \ 日	29(土)	30(日)	31(月)	1(火)	2(水)	3(木)	計	1日平均
朝(0～9時)	131	224	258	208	211	187	1,219	203.2
昼(9～17時)	445	612	620	501	507	506	3,191	531.8
夜(17～24時)	325	348	350	354	313	236	1,926	321.0
合計	901	1,184	1,228	1,063	1,031	929	6,336	1,056.0

平成14年度

区分 \ 日	29(日)	30(月)	31(火)	1(水)	2(木)	3(金)	計	1日平均
朝(0～9時)	210	245	263	251	255	253	1,477	246.2
昼(9～17時)	622	618	718	597	684	713	3,952	658.7
夜(17～24時)	447	448	421	447	437	390	2,590	431.7
合計	1,279	1,311	1,402	1,295	1,376	1,356	8,019	1,336.5

平成15年度

区分 \ 日	29(月)	30(火)	31(水)	1(木)	2(金)	3(土)	計	1日平均
朝(0～9時)	242	240	291	248	292	248	1,561	260.2
昼(9～17時)	528	642	653	566	608	622	3,619	603.2
夜(17～24時)	419	509	410	442	445	452	2,677	446.2
合計	1,189	1,391	1,354	1,256	1,345	1,322	7,857	1,309.5

平成16年度

区分 \ 日	29(水)	30(木)	31(金)	1(土)	2(日)	3(月)	計	1日平均
朝(0～9時)	161	256	257	196	236	221	1,327	221.2
昼(9～17時)	384	563	604	524	564	588	3,227	537.8
夜(17～24時)	281	441	295	442	355	309	2,123	353.8
合計	826	1,260	1,156	1,162	1,155	1,118	6,677	1,112.8

3. 研 修 実 績

平成16年度救急医療研修会実績

救急医療研修会は、協力出動医師等の救急医療の研鑽を図るため、隔月（偶数月）の第二木曜日（8月を除く）に開催しています。

平成16年度は、下記のとおり計5回開催され、通算で157回となりました。

回	月 日	演 題	講 師（敬称略）	参加者
153	平成16年 4 / 8	気管支喘息と心臓喘息	横浜市立市民病院呼吸器科 医長 岡 本 浩 明	66名
154	6 / 10	食中毒の現状と対策	横浜市立市民病院感染症部 部長 相 楽 裕 子	64名
155	10 / 14	緊急処置が必要な食道疾患	横浜市立大学医学部附属市民総合医療 センター消化器病センター 教授 今 田 敏 夫	36名
156	12 / 9	食道静脈瘤出血の最新治療	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院 外科 部長 萩 原 優	22名
157	平成17年 2 / 10	自殺企図者の背景と対応	横浜市立大学医学部附属市民総合医療 センター精神医療センター 医局長 山 田 朋 樹	28名
参加者合計				216名

なお、上記研修会の講演内容の抄録をまとめた平成16年度救急マニュアルを作成してありますので、併せてご覧いただければ幸いです。

横浜市の救急医療の課題と対応について

◆ 緊急に改善すべき課題

○ 初期、二次救急医療共通の課題

◇ 患者数の増加

- ・人口の増加に比較して患者数の増加が大きい。また、少子化が進展しているが、核家族化や女性の社会進出等に伴い小児科患者が急増している。

○ 初期救急医療の課題

◇ 夜間急病センター

- ・桜木町夜間急病センターの患者は準夜帯に集中している。
- ・深夜帯の患者数は少ないが、入院・転送患者の割合が高くなる。
- ・深夜帯の診療は、翌日の診療所等での診療に影響が大きい。
- ・桜木町、北部、南西部夜間急病センターとも診療開始時に患者が多く、診療時間の経過とともに患者数が減少する傾向にある。

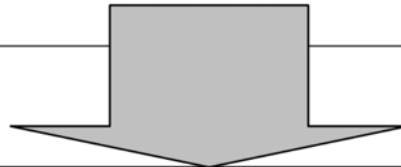
◇ 市南部方面の初期救急医療の充実

- ・市南部方面での初期救急医療施設整備の検討が必要である

○ 二次救急医療の課題

◇ 病院群輪番制

- ・病院間の診療機能に格差がある
- ・病院間で患者受入数の差異が大きい。
- ・小児科輪番参加病院が減少し、当番病院の編成が困難になりつつある。



○ 救急医療の改善策（案）

- ◇ 桜木町夜間急病センターの深夜帯診療を廃止し、拠点となる病院で初期救急患者を受け入れる。（深夜帯の初期救急患者を受け入れる拠点となる病院を整備する。）
- ◇ 夜間急病センター3か所の診療時間の繰上げ又は市内診療所の診療時間延長を働きかける。
- ◇ 市南部方面夜間急病センターの整備手法・運営方法を取りまとめ、準夜帯を診療する初期救急医療施設を4か所に拡充する。
- ◇ 小児救急拠点病院を拡充し、市民が身近に小児専門医の診療を受けられる環境を整備する。
- ◇ 小児救急拠点病院の小児科医確保の支援を行うとともに、医療関係団体、市大、病院経営局、衛生局等で小児科医育成・確保策のとりまとめを行う。
- ◇ 輪番病院の適切な機能評価（人員体制、ベッド確保、診断機能確保、緊急手術対応等）を実施する。
- ◇ 輪番参加基準を当番日には中心的に対応できる病院に集約する（機能強化）